平成20年（第５回）山鹿市議会12月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
1	11月27日	木	開　会　・　提　案　理　由　説　明	
2	11月28日	金	休　　会	
3	11月29日	（土）		
4	11月30日	（日）		
5	12月１日	月	休会(発言通告締切 午後５時まで)	
6	12月２日	火	休　　会	
7	12月３日	水	質　疑　・　一　般　質　問	
8	12月４日	木	質疑・一般質問・委員会付託	
9	12月５日	金	本　会　議　な　し	文教厚生
１０	12月６日	（土）	休　　会	
１１	12月７日	（日）		
１２	12月８日	月	本　会　議　な　し	経済観光
１３	12月９日	火		建設環境
１４	12月10日	水		総　務
１５	12月11日	木		議会運営
１６	12月12日	金	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成20年（第５回）山鹿市議会12月定例会

目　次

第１号（11月27日） **頁**

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 5
３．出席議員 …… 5
４．説明のため出席した者 …… 6
５．事務局職員出席者 …… 6
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 8
７．日程第２　会期の決定 …… 8
８．日程第３　陳情の取り下げについて …… 8
９．日程第４　議案第82号～議案第123号
報告第11号～報告第14号 …… 8
10．提案理由の説明 …… 10
（１）議案第 82号（藏原環境部長） …… 10
（２）議案第 83号（池田総務部長） …… 11
（３）議案第 84号（池田総務部長） …… 11
（４）議案第 85号（池田総務部長） …… 12
（５）議案第 86号（池田総務部長） …… 12
（６）議案第 87号（池田総務部長） …… 12
（７）議案第 88号（池田総務部長） …… 13
（８）議案第 89号（中野市民福祉部長） …… 13
（９）議案第 90号（有働建設部長） …… 14
（10）議案第 91号（宮本水道局長） …… 15
（11）議案第 92号（宮本水道局長） …… 17
（12）議案第 93号（八木田教育部長） …… 17
（13）議案第 94号（川崎監査委員会事務局長） …… 17
（14）議案第 95号（池田総務部長） …… 18
（15）議案第 96号（富田市民福祉部次長） …… 20
（16）議案第 97号（富田市民福祉部次長） …… 21
（17）議案第 98号（富田市民福祉部次長） …… 21
（18）議案第 99号（富田市民福祉部次長） …… 22

（19）議案第100号（中野市民福祉部長） …… 22
（20）議案第101号（中野市民福祉部長） …… 23
（21）議案第102号（池田総務部長） …… 23
（22）議案第103号（栃原市民福祉部次長） …… 24
（23）議案第104号（松永農林部長） …… 24
（24）議案第105号（松永農林部長） …… 24
（25）議案第106号（松永農林部長） …… 25
（26）議案第107号（松永農林部長） …… 25
（27）議案第108号（松永農林部長） …… 25
（28）議案第109号（松永農林部長） …… 25
（29）議案第110号（福田商工観光部長） …… 25
（30）議案第111号（福田商工観光部長） …… 25
（31）議案第112号（福田商工観光部長） …… 25
（32）議案第113号（福田商工観光部長） …… 26
（33）議案第114号（有働建設部長） …… 26
（34）議案第115号（有働建設部長） …… 26
（35）議案第116号（八木田教育部長） …… 26
（36）議案第117号（八木田教育部長） …… 26
（37）議案第118号（八木田教育部長） …… 26
（38）議案第119号（八木田教育部長） …… 27
（39）議案第120号（八木田教育部長） …… 27
（40）議案第121号（有働建設部長） …… 27
（41）議案第122号（杉焼副市長） …… 27
（42）議案第123号（杉焼副市長） …… 28
（43）報告第 11号（藏原環境部長） …… 28
（44）報告第 12号（八木田教育部長） …… 29
（45）報告第 13号（松永農林部長） …… 29
（46）報告第 14号（松永農林部長） …… 30
11．散　会 …… 30

第２号（12月３日）

１．議事日程 …… 33
２．本日の会議に付した事件 …… 34
３．出席議員 …… 34

４．説明のため出席した者 …… 35
５．事務局職員出席者 …… 36
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 39
（１）太田黒鐵郎議員第１回目一般質問 …… 37
○三森総務部次長答弁 …… 40
（２）太田黒鐵郎議員第２回目一般質問 …… 41
○三森総務部次長答弁 …… 42
（３）永田紘二議員第１回目一般質問 …… 42
○八木田教育部長答弁 …… 43
（４）永田紘二議員第２回目一般質問 …… 44
○八木田教育部長答弁 …… 45
（５）永田紘二議員第３回目一般質問 …… 47
○八木田教育部長答弁 …… 47
（６）藤原　豊議員第１回目一般質問 …… 48
○池田総務部長答弁 …… 51
○三森総務部次長答弁 …… 53
（７）藤原　豊議員第２回目一般質問 …… 54
○池田総務部長答弁 …… 56
○三森総務部次長答弁 …… 57
（８）森　久雄議員第１回目質疑・一般質問 …… 57
○宮本水道局長答弁 …… 61
○松永農林部長答弁 …… 62
○田中教育長答弁 …… 64
（９）森　久雄議員第２回目質疑・一般質問 …… 65
○宮本水道局長答弁 …… 67
（10）森　久雄議員第３回目質疑・一般質問 …… 68
○中嶋市長答弁 …… 69
（11）丸山寛治議員第１回目一般質問 …… 69
○松永農林部長答弁 …… 70
（12）丸山寛治議員第２回目一般質問 …… 71
（13）丸山康昭議員第１問目一般質問（１回目） …… 72
○松永農林部長答弁 …… 72
（14）丸山康昭議員第１問目一般質問（２回目） …… 73
○松永農林部長答弁 …… 74

（15）丸山康昭議員第２問目一般質問（１回目） …… 74
○松永農林部長答弁 …… 75
（16）丸山康昭議員第２問目一般質問（２回目） …… 75
○松永農林部長答弁 …… 77
（17）丸山康昭議員第２問目一般質問（３回目） …… 77
○松永農林部長答弁 …… 78
（18）西牟田長議員第１問目一般質問（１回目） …… 78
○松永農林部長答弁 …… 80
○福田商工観光部長答弁 …… 82
（19）西牟田長議員第２問目一般質問（１回目） …… 83
○池田総務部長答弁 …… 83
（20）西牟田長議員第２問目一般質問（２回目） …… 84
○池田総務部長答弁 …… 85
（21）島田節男議員第１回目一般質問 …… 86
○三森総務部次長答弁 …… 88
（22）島田節男議員第２回目一般質問 …… 90
○三森総務部次長答弁 …… 91
○中嶋市長答弁 …… 91
（23）島田節男議員第３回目一般質問 …… 92
７．散　会 …… 93

第３号（12月４日）

１．議事日程 …… 97
２．本日の会議に付した事件 …… 98
３．出席議員 …… 98
４．説明のため出席した者 …… 99
５．事務局職員出席者 …… 100
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 101
（１）原　徹議員第１回目質疑 …… 101
○宮本水道局長答弁 …… 102
○福田商工観光部長答弁 …… 103
（２）原　徹議員第２回目質疑 …… 104
○宮本水道局長答弁 …… 105
○福田商工観光部長答弁 …… 106

○中嶋市長答弁 …… 106
（３）原　徹議員第３回目質疑 …… 107
（４）原　徹議員第１回目一般質問 …… 107
○中野市民福祉部長答弁 …… 109
○中嶋市長答弁 …… 109
○池田総務部長答弁 …… 110
（５）原　徹議員第２回目一般質問 …… 110
○中野市民福祉部長答弁 …… 113
○中嶋市長答弁 …… 113
○池田総務部長答弁 …… 114
（６）原　徹議員第３回目一般質問 …… 115
○中嶋市長答弁 …… 116
（７）藤原　弘議員第１回目質疑・一般質問 …… 116
○松永農林部長答弁 …… 117
○三森総務部次長答弁 …… 118
（８）藤原　弘議員第２回目質疑・一般質問 …… 118
○松永農林部長答弁 …… 119
○三森総務部次長答弁 …… 119
（９）藤原　弘議員第３回目質疑・一般質問 …… 120
（10）横手啓介議員第１回目一般質問 …… 120
○藏原環境部長答弁 …… 121
（11）横手啓介議員第２回目一般質問 …… 122
○中嶋市長答弁 …… 123
○藏原環境部長答弁 …… 124
（12）吉本政幸議員第１回目一般質問 …… 125
○松永農林部長答弁 …… 125
（13）吉本政幸議員第２回目一般質問 …… 127
○松永農林部長答弁 …… 128
（14）吉本政幸議員第３回目一般質問 …… 129
○中嶋市長答弁 …… 129
（15）川野　功議員第１問目一般質問 …… 132
○福田商工観光部長答弁 …… 132
（16）川野　功議員第２問目一般質問（１回目） …… 133
○田中教育長答弁 …… 135

（17）川野　功議員第２問目一般質問（２回目）　…… 138
○田中教育長答弁　…… 139
（18）立山秀木議員第１問目一般質問　…… 141
○藏原環境部長答弁　…… 142
○福田商工観光部長答弁　…… 143
（19）立山秀木議員第２問目一般質問　…… 144
（20）北原昭三議員第１回目一般質問　…… 144
○中野市民福祉部長答弁　…… 146
○池田総務部長答弁　…… 146
○福田商工観光部長答弁　…… 147
（21）北原昭三議員第２回目一般質問　…… 148
○池田総務部長答弁　…… 148
○福田商工観光部長答弁　…… 149
（22）北原昭三議員第３回目一般質問　…… 149
（23）森川昭彦員第１回目一般質問　…… 150
○中嶋市長答弁　…… 151
（24）森川昭彦員第２回目一般質問　…… 153
７．日程第２　委員会付託…… 153
８．散　会　…… 154

第４号（12月12日）

１．議事日程　…… 157
２．本日の会議に付した事件　…… 159
３．出席議員　…… 161
４．説明のため出席した者　…… 162
５．事務局職員出席者　…… 162
６．日程第１　議案第82号～議案第123号
請願第９号～請願第10号
陳情第23号　…… 164
７．各常任委員長の報告　…… 166
（１）文教厚生常任委員長報告　…… 166
（２）経済観光常任委員長報告　…… 167
（３）建設環境常任委員長報告　…… 169
（４）総務常任委員長報告　…… 170

８．質　疑 …… 171
９．討　論 …… 171
（１）原　徹議員討論 …… 171
（２）吉本政幸議員討論 …… 174
（３）森　久雄議員討論 …… 174
（４）山口晋正議員討論 …… 176
10．採　決 …… 178
11．日程第２　議員提出議案第３号～議員提出議案第７号…… 181
12．提案理由の説明 …… 182
（１）議員提出議案第３号（太田黒鐵郎議員） …… 182
（２）議員提出議案第４号（太田黒鐵郎議員） …… 182
（３）議員提出議案第５号（太田黒鐵郎議員） …… 182
（４）議員提出議案第６号（太田黒鐵郎議員） …… 182
（５）議員提出議案第７号（太田黒鐵郎議員） …… 182
13．質　疑 …… 183
14．討　論 …… 183
15．採　決 …… 183
16．日程追加　日程第３　議案第124号
意見書案第４号～意見書案第５号 …… 184
17．提案理由の説明 …… 184
（１）議案第124号（中野市民福祉部長） …… 185
（２）意見書案第４号（職員朗読） …… 185
（３）意見書案第５号（職員朗読） …… 187
18．質　疑 …… 189
19．討　論 …… 189
20．採　決 …… 189
21．閉　会 …… 190

１１月２７日(木曜日)

平成20年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成20年11月27日（木曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　陳情の取り下げについて

（陳情第22号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書）

第４　議案第 82号　専決処分の承認を求めることについて

（平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号））

議案第 83号　山鹿市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 84号　山鹿市犯罪のない安全なまちづくり条例

議案第 85号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 86号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 87号　山鹿市市民会館条例を廃止する条例

議案第 88号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第 89号　山鹿市養護老人ホーム条例を廃止する条例

議案第 90号　山鹿市景観条例

議案第 91号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第 92号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第 93号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例

議案第 94号　山鹿市監査委員条例の一部を改正する条例

議案第 95号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第 96号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第 97号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第３号）

議案第 98号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第 99号　平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計補正予算（第１号）

議案第100号　財産の処分について

議案第101号　財産の譲渡について
議案第102号　公の施設の指定管理者の指定の変更について（山鹿市市民会館）
議案第103号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」等）
議案第104号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市山村・都市交流施設　たかとり　自然共育センター「木馬館」）
議案第105号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市一本松農村公園）
議案第106号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市鹿央生産物直売所等）
議案第107号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市特産工芸村等）
議案第108号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市水辺プラザかもと）
議案第109号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市道の駅小栗郷等）
議案第110号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿灯籠民芸館）
議案第111号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第112号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第113号　公の施設の指定管理者の指定について（岳間渓谷キャンプ場）
議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター(物販棟)）
議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市勤労青少年ホーム）
議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について（八千代座等）
議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民スポーツセンター）
議案第119号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民プール）
議案第120号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市サイクリングターミナル）
議案第121号　市道路線の認定について
議案第122号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第123号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報告第 11号　専決処分の報告について
報告第 12号　専決処分の報告について
報告第 13号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告について
報告第 14号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	平井光臣	君
２番	北原昭三	君
３番	芹川正美	君
４番	藤原　豊	君
５番	立山秀木	君
６番	立山　隆	君
７番	原　徹	君
８番	平井邦廣	君
９番	吉本政幸	君
10番	池田誠一	君
11番	堀　茂幸	君
12番	永田紘二	君
13番	森川昭彦	君
14番	川野　功	君
15番	古荘克郎	君
16番	島田節男	君
17番	森　芳顕	君
18番	家入憲隆	君
19番	横手啓介	君
20番	高野誠二	君
21番	藤原　弘	君
22番	森　久雄	君
23番	西牟田　長	君
24番	太田黒鐵郎	君
25番	丸山寛治	君
26番	寺崎勇児	君
27番	高口功二郎	君
28番	山口晋正	君
29番	古田信助	君
30番	丸山康昭	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中宏君
総務部長	池田永実君
市民福祉部長	中野力君
農林部長	松永道郎君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	有働郁夫君
環境部長	藏原榮一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	栃原昭一君
市民福祉部次長	富田辰郎君
農林部次長	冨田弘海君
商工観光部次長	永田義文君
水道局長	宮本榮次郎君
会計管理者	北井孝範君
総務課長	幸村英星君
農林企画課長	戸次由夫君
商工課長	大森健司君
都市計画課長	宮本稔君
病院管理課長	田上信博君
監査事務局長兼選管事務局長	川崎美明君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議会総務係長	堤真澄君
書記	中村武志君
書記	森英州君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時00分　開会

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいまから平成20年（第５回）山鹿市議会12月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長からあいさつの申し出があっておりますので許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日から第５回山鹿市議会12月定例会が開催されますが、新生山鹿市の船出から、間もなく４年、任期満了前の最後の議会を迎えるに当たりまして、高野議長を初め、議員各位に一言お礼を申し上げます。

平成17年２月からの約４年間、議員の皆様方には、合併前後を通してのさまざまな課題が山積する中、300平方キロに及ぶ市域、６万市民の代表として、市政の発展と市民福祉の向上のために重責を担われ、多大なるご尽力を賜りましたことに対し、深甚なる敬意を表しますとともに、心から厚くお礼を申し上げます。

今日、地方を取り巻く環境は少子高齢化の進展や、国の三位一体改革、世界的不況による景気の減速など、大変厳しい状況を迎えており、財政基盤の強化とともに、行政運営の効率化が強く求められています。

かかる時代にあって、真に自立した魅力ある山鹿市を実現するためには、市民と議会と行政が一体となって英知を結集し、分権時代にふさわしいまちづくりを協働して進めていく必要があると思います。

私にとりましても、１期目の、そして初めての市政運営でした。新生山鹿市の十年の計である山鹿市総合計画に掲げた将来都市像「まほろば創生　人輝く　温もりの都市やまが」の実現を目指して、市民の融和と新市の基盤づくりに邁進してまいりました。いまだ道半ばでございますが、これまでの議員各位の大所高所からのご指導・ご協力に心から感謝申し上げる次第です。

本日から12月12日までの16日間にわたりご審議いただきます諸議案につきましては、職員をして説明させていただきます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

皆様におかれましては、時節柄、切にご自愛くださいますことを、そしてさらなるご健勝・ご多幸をお祈り申し上げましてお礼のごあいさつといたします。

○議長（高野誠二君）

直ちに本日の会議を開きます。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（高野誠二君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において古荘克郎議員、島田節男議員を指名いたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（高野誠二君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月12日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第３　陳情の取り下げについて

（陳情第22号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書）

○議長（高野誠二君）

日程第３、陳情の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。陳情第22号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書については、陳情者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第22号の取り下げについては承認することに決定いたしました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第４　議案第82号～議案第123号

報告第11号～報告第14号

○議長（高野誠二君）

日程第４、議案第82号から報告第14号までの全案件を一括議題といたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議案第 82号　専決処分の承認を求めることについて
（平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算(第１号））
議案第 83号　山鹿市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 84号　山鹿市犯罪のない安全なまちづくり条例
議案第 85号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 86号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第 87号　山鹿市市民会館条例を廃止する条例
議案第 88号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第 89号　山鹿市養護老人ホーム条例を廃止する条例
議案第 90号　山鹿市景観条例
議案第 91号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第 92号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第 93号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第 94号　山鹿市監査委員条例の一部を改正する条例
議案第 95号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第 96号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第 97号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第３号）
議案第 98号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第 99号　平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計補正予算（第１号）
議案第100号　財産の処分について
議案第101号　財産の譲渡について
議案第102号　公の施設の指定管理者の指定の変更について（山鹿市市民会館）
議案第103号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」等）
議案第104号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市山村・都市交流施設たかとり　自然共育センター「木馬館」）
議案第105号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市一本松農村公園）
議案第106号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市鹿央生産物直売所等）
議案第107号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市特産工芸村等）
議案第108号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市水辺プラザかもと）
議案第109号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市道の駅小栗郷等）
議案第110号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿灯籠民芸館）

議案第111号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第112号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第113号　公の施設の指定管理者の指定について（岳間渓谷キャンプ場）
議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター（物販棟））
議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市勤労青少年ホーム）
議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について（八千代座等）
議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民スポーツセンター）
議案第119号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民プール）
議案第120号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市サイクリングターミナル）
議案第121号　市道路線の認定について
議案第122号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第123号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
報告第 11号　専決処分の報告について
報告第 12号　専決処分の報告について
報告第 13号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告について
報告第 14号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

提案理由の説明を求めます。藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

議案第82号　専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、農業集落排水事業において、９月の消費税の確定申告により納付額が決定したため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を専決第12号として、平成20年９月24日に専決処分しましたので、同条第３項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

３ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に922万3000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1288万2000円とするものです。

８ページをお願いいたします。

３歳出、（款）農業集落排水事業費、（項）農業集落排水事業費、（目）総務管理費の補正額は922万3000円、補正後の額7365万2000円で、財源内訳は一般財源です。

（節）公課費で、消費税の税額確定分としての経費です。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げましたが、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

おはようございます。

議案第83号　山鹿市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、公益法人制度改革により、平成18年６月に公布されました一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、以下「整備法」と略称させていただきますが、この整備法の施行を受けまして、改正動機を共通とします山鹿市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例と公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例の２本の条例改正を一つにまとめ、あわせて条文の整備を行うものです。

改正内容につきましては、認可地縁団体に係る規定において、民法準用規定が削除され、地方自治法第260条の３以降に具体的な規定が新設されたことに伴う改正と、公益法人が公益的法人へと改められたことに伴い、条例の題名及び引用法律名の改正を行うものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第84号　山鹿市犯罪のない安全なまちづくり条例についてご説明申し上げます。

近年の我が国の治安は、街頭犯罪の急増や少年犯罪、凶悪犯罪の増加、さらにはテロの脅威も加わって、体感治安が著しく低下している状況にあります。

このような事態のもとで、国は治安対策の強化に乗り出しておりますが、国のみならず、地方公共の秩序を維持し、住民や滞在者の安全を確保する責務を負ってい

る地方自治体としてもみずからの課題として治安対策に取り組むことが不可欠であります。そのため、本市におきましても、市の責務や市民等の努力義務を明らかにするとともに、市と市民等が連携して犯罪のないまちづくりを推進することにより、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に本条例を制定するものであります。

条例の内容につきましては、第１条に安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するという目的規定を、第２条に定義規定として本条例の用語の意義を定めております。第３条から第６条にかけましては、市の責務及び市民、事業者、土地建物所有者等の努力義務についてそれぞれ規定し、第７条から第９条にかけましては、本条例の実効性を確保する観点から、犯罪のない安全なまちづくり旬間の設置、市民等と協働のパトロールの実施、重要事項の協議の場としての協議会の設置についてそれぞれ規定しております。

附則としまして、この条例は平成21年４月１日から施行いたします。

続きまして、議案第85号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、政策金融機関の改変によりまして、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されたことに伴い、公的金融機関の範囲を今回の政策金融機関の統廃合により、公的金融機関として残る沖縄振興開発金融公庫に改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第86号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成20年６月18日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律の施行を受けまして、改正動機を共通とします山鹿市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例、山鹿市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例、山鹿市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、以上４本の改正条例を一つにまとめるとともに、条文の整備をあわせた整備に関する条例として改正するものであります。

改正内容につきましては、議員活動に関する規定の整備としまして、引用している根拠規定の項番号の移動、議員の報酬に関する規定の整備としまして、引用している根拠規定の項番号の移動及び議会議員の報酬の名称変更を行うものであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行いたします。

続きまして、議案第87号　山鹿市市民会館条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

山鹿市市民会館が位置するプラザファイブは、昭和50年に建設されました山鹿市と商業者との区分所有財産として管理されている建物です。本年２月に区分所有者による建替えが決議され、同時期に設立されました温泉プラザ建替え組合により、プラザファイブ再生事業の実施計画が策定されております。本市民会館条例の廃止条例につきましては、この実施計画に基づき、プラザファイブ再生事業の工事着工時期が平成21年２月に予定されたことから、当会館を閉鎖・解体する必要が生じ、ご提案申し上げるものです。

附則としまして、この条例は平成21年２月１日から施行いたします。

続きまして、議案第88号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地域による主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自立的発展の基盤の強化を図ることを目的として、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、通称名、企業立地促進法が施行されたところです。

この法律に基づきまして、いわゆる企業立地のマニフェストとして基本計画が熊本県と関係市町村の協働により策定され、昨年12月に国の同意が得られたところであります。

今回の改正条例案は、税制上の支援措置として、固定資産税の課税免除を行う立地企業の対象範囲等について、現在の農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区と過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域に、今回の企業立地促進法に基づく集積地域を新たに加えるものであります。なお、あわせまして、条文の整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

議案第89号　山鹿市養護老人ホーム条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、山鹿市行政改革大綱に基づく実施計画を踏まえ、養護老人ホームの効率的・効果的な施設管理運営及び福祉サービスの向上の観点から、山鹿市養護老人ホームの福寿荘、清楽園及び寿楽荘の３施設を、社会福祉法人へ移譲することに伴い、条例を廃止する必要があり提案するものであります。

附則としまして、第１項、この条例は平成21年４月１日から施行するものであります。また、第２項は山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例、別表第２において、職名の欄に福祉事務所及び老人ホームの嘱託医の記載があるため、その項中「及び老人ホーム」を削除するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

有働建設部長。

［建設部長　有働郁夫君　登壇］

○建設部長（有働郁夫君）

議案第90号　山鹿市景観条例についてご説明いたします。

本市は、これまで旧山鹿市において制定いたしておりました山鹿市都市景観条例により、豊前街道を軸に都市計画区域内を対象とした景観形成を推進してまいりました。しかし、平成17年１月の合併、さらには同年６月に施行されました景観法に基づく景観行政団体の指定を受けたことなどに伴い、新山鹿市としての景観に関する基本方針や景観基準などを定める必要が生じ、景観審議会等の審議を経て、平成19年に山鹿市全域を対象とした景観計画を策定したところです。

今回ご提案しております山鹿市景観条例は、この景観計画を運用するためのもので、地区指定によって景観誘導を行うための景観基準や手続き、景観まちづくり団体の育成など、景観形成に必要な施策について規定したもので、市民及び事業者と行政が一体となって良好な景観の形成・保全を目指すものです。

なお、これに伴い、これまでの山鹿市都市景観条例の全部を改めるものです。

以下、議案により条例の要旨についてご説明いたします。

１ページをお願いいたします。

第１章、総則は、条例の目的や用語の定義、良好な景観形成を一体的に図るための、行政、市民及び事業者の責務について規定したものです。

２ページをお願いいたします。

中ほどの第２章、山鹿市景観審議会は、景観形成に関する重要な事項について、調査・審議等を行うための山鹿市景観審議会の設置並びに組織、任期等について規定したものです。

３ページをお願いいたします。

第３章、景観計画は、景観基本計画の策定並びにこの景観基本計画に即して、良好な景観の形成を図るために、具体的手法を定めた景観計画の策定に関して規定したものです。ちなみに、景観計画においては、景観形成の柱となります大規模建築物等届出地区、特定施設届出地区、景観形成誘導地区、景観形成重点地区の地区指

定及びその基準などについて規定いたしております。

同じく３ページ末尾の第４章、行為の規制等は、景観形成基準に基づく誘導を図るため、一定規模を超える建築行為や特定用途の建築行為、指定地区内での建築行為などについて、景観形成基準に基づく適正な誘導を図るための事前届出について、届出を必要とする行為及び手順並びに基準に違反した場合の措置などについて規定したものです。

なお、是正勧告や変更命令を受けた者が、正当な理由なく従わないときは、市長はその旨を公表できることといたしております。

６ページをお願いします。

第５章、景観まちづくり団体は、住民が主体的に景観形成を推進することを目的として組織する景観まちづくり団体の認定について規定したものです。また、認定された景観まちづくり団体は、市に対して景観計画の一部について変更案を提案できることといたしており、より主体的に景観形成に参画していただくことといたしております。

同じく６ページ末尾の第６章、建造物等の指定は、景観形成上、重要な価値があると認められる景観重要建造物等の指定の手続きや、景観形成重点地区内の指定建造物の指定基準及び指定の解除について規定したものです。

７ページをお願いいたします。

末尾の第７章、表彰、助成等は、景観形成に寄与している建築物や団体等の表彰に関する規定、また山鹿市の景観形成上、重要な建築物や樹木の維持・保全及び認定景観まちづくり団体の活動について、その一部を助成できる旨を規定いたしております。なお、助成基準、助成額等につきましては、今後、要綱により定める予定です。

８ページをお願いいたします。

中ほどの第８章、雑則は、条例施行に関する必要事項の規則への委任規定です。

なお、附則として、この条例は平成21年４月１日から施行するものです。また、従前の山鹿市都市景観条例に基づく届出行為等に関する経過措置を規定いたしております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

宮本水道局長。

［水道局長　宮本榮次郎君　登壇］

○水道局長（宮本榮次郎君）

議案第91号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明

申し上げます。

本案は、次の議案第92号とも関連いたしますので、最初に改正理由及び経過につきまして、簡単にご説明させていただきます。

現在、本市の水道事業は、旧山鹿市を給水区域とする上水道と、旧鹿北町及び旧菊鹿町を給水区域とする簡易水道の三つの料金体系で構成されています。しかしながら、市が管理運営している水道事業は、基本的にはいずれも同じサービスを提供しているものであります。そのサービスの対価である水道料金が地域によって格差が存在することは不公正を欠いたものであり、市内水道料金は体系、金額とも、同一基準のものでなければ、市民のご理解は得られないと認識しているところです。

このようなことから、今回の改正理由の１点目としまして、合併協定項目にもありました簡易水道料金の統一を図ることはもとより、上水道を含めたすべての料金体系の統一を図るために行うものです。改正理由の２点目としまして、現在の水道事業を取り巻く状況は、少子高齢化による給水人口の減少や節水型社会への移行により、生活用水量が減少するなど、近年の水需要の低下により、料金収入は減少傾向にあります。また、水道施設の老朽化が進む中で、将来にわたって安全で良質な水道水の安定供給を図るためには、既存施設の計画的な更新整備が喫緊の課題となっております。このような状況の中で、現行の水道料金で事業を継続した場合、経営状況は悪化していくことが予想されることから、簡易水道の料金統一に合わせて、水道事業全体の給水原価と供給単価の今後の推移を比較し、適正な原価に照らした経営健全化に向けた料金改定を行うものであります。なお、今回の料金等の改定に当たりましては、水道事業等懇話会におきまして、検討・協議していただき、市長に対し、今回ご提案の内容の答申がされているところです。以上が改正理由及び大まかな経過であります。

以下、簡易水道事業給水条例の改正の主な内容につきましては、旧地区単位によらない統一した体系とするため、条中及び別表中において、以下の改正を行っております。

まず一つ目は、水道料金体系、計算方式を上水道に合わせた内容に改正するとともに、体系ごとの料金の改定を行うものです。二つ目は、検査手数料及び加入金につきましても、同様に統一した体系とするため、口径及びそれぞれ係る料金を追加し、上水道に合わせた内容に改正するものです。なお、あわせまして給水区域の名称の訂正と条文の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は平成21年２月１日から施行します。経過措置として、水道料金の改定については、平成21年４月分として徴収する料金から適用し、手数料及び加入金の改正については、今改正条例の施行日以後の申込みに係るものから

適用します。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第92号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、議案第91号の冒頭で説明しましたとおり、水道料金の適正化を図り、料金体系の見直しを行うに当たり、条例を改正する必要があり、提案するものであります。

改正内容につきましては、水道料金の見直しに伴い、10立法メートルを超える１立方メートル当たりの重量加算料金について、現行140円を150円に改定するとともに、料金の統一化による用語の整理を行うものです。なお、あわせまして給水装置の種類、料金の計算方式等の規定中における条文の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は平成21年２月１日から施行し、水道料金の改正については平成21年４月分として徴収する料金から適用します。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いしまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

議案第93号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案の山鹿市温泉プールにつきましては、先ほどの議案第87号で説明がありましたとおり、プラザファイブ再生事業の実施設計に基づき、再生事業の工事着工が平成21年２月に予定され、当プールを解体する必要が生じたことから、プール廃止の条例改正をご提案申し上げるものであります。

改正内容につきましては、本条例別表第１から別表第３までの表中の山鹿市温泉プールに関する表記を削るものであります。また、あわせまして条文の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は平成21年２月１日から施行するものです。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

川崎監査委員会事務局長。

［監査委員会事務局長　川崎美明君　登壇］

○監査委員会事務局長（川崎美明君）

議案第94号　山鹿市監査委員条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上

げます。

今回の改正は、これまで地方自治法及び地方公営企業法に基づき規定されていました山鹿市監査委員条例に、新たに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく規定を加え、あわせて条文の整備を行うものです。

まず、第３条は、請求又は要求による監査の規定で条文の整備を行うものです。

次に、第７条は、決算等の審査の規定で、第１号から第３号までは、これまでの地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づく審査を言い、条文の整備を行うものです。また、第４号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を行うこととして新たに加えるものです。

次に、第９条は、公金の収納等の監査の規定で、条文の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、ご説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

議案第95号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算(第４号)についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為及び地方債の補正であります。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に６億5821万4000円を追加し、総額を271億75万7000円とするものであります。

５ページをお願いいたします。

第２表、債務負担行為補正であります。債務負担行為の補正につきましては、プラザファイブ関連の二つの事業について債務負担行為を設定するものであります。その期間、限度額は、記載のとおりであります。

続きまして、６ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正であります。地方債の補正につきましても、同じくプラザファイブ関連の中心市街地再活性化事業に係る地方債を追加するものであります。

地方債の限度額及び起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

続きまして、歳出予算の内容についてご説明申し上げますが、今回の補正は年度途中の制度改正や、国・県からの補助内示に伴うもの、また国の第一次補正予算に係るもの及びプラザ関連の事業を主体として計上しております。なお、経常的なも

のにつきましては、割愛をさせていただきまして、主なものについてご説明を申し上げます。

16ページをお願いいたします。

（目）市民会館費の補正額1546万3000円は、プラザファイブ再生事業に伴う市民会館の解体等に係る費用負担金等であります。

続きまして、17ページの下段にあります（目）国民年金費の補正額31万2000円は、年金記録問題の解消に向けての受給資格者などのデータ抽出に係る経費であります。

18ページをお願いいたします。

（目）障害者福祉費の中にあります介護・訓練等給付費1851万円は、障害者自立支援法に対する国の特別対策の一環であります利用者負担軽減に係るものであります。

22ページをお願いします。

（目）農業振興費の補正額は550万円です。女性・高齢農業者支援事業は、女性・高齢農業者の農産加工、産地直売活動などの起業家等の支援を図り、６次産業化を目指し、魅力ある農産品づくり及び販路拡大など、戦略的な取り組みを推進するものであります。

耕作放棄地解消対策事業は、農地の復元、農業生産力の回復及び農村の景観づくりを目指して、耕作放棄地の解消を図るものであります。

続きまして、23ページにあります（目）畜産業費の補正額916万円は、畜産環境の改善並びに良質な堆肥生産、販売促進に向けて、家畜排せつ物処理施設を整備するものであります。あわせて畜産・耕種農家の経営安定を図るものであります。

次の（目）農地費の補正額19万円は、山林崩落に伴う山林所有者からの損害賠償請求訴訟に係る弁護士報酬であります。

次の（目）林業振興費の補正額は199万1000円であります。治山事業180万円は、集中豪雨時に落石等が生じております鹿北地区における自然災害復旧事業です。

林業振興事業19万1000円は、地域の特養林産物を特産品として育てていくための商品開発市場調査イベント等の需要拡大活動を支援するものであります。

24ページをお願いいたします。

（目）商工振興費の補正額４億2560万円は、プラザファイブ再生事業について、国土交通省の補助採択を受け支援を行うものであります。

次の（目）商工施設費の補正額は3234万1000円であります。プラザファイブ再生事業2724万1000円は、当事業の実施に伴う温泉施設の解体等に係る費用負担金であります。

さくら湯再生事業510万円は、プラザファイブのリニューアルに合わせて、同敷

地内に立地するさくら湯の再生に向けての基本構想並びに基本計画の策定を行うものであります。

26ページをお願いいたします。

（目）住宅管理費の補正額316万4000円につきましても、同じくプラザファイブの再生事業に伴う住宅ビルに係る費用負担金であります。

続きまして、27ページの下段にあります（目）学校管理費の補正額1714万6000円は、国の第一次補正、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金制度に基づき、市内各小学校の耐震２次診断を行うものであります。

28ページをお願いいたします。

（目）学校管理費の補正額は678万円です。安全・安心な学校づくり事業1994万9000円は、市内各中学校において耐震２次診断を行うものであります。

管理経費315万7000円は、市内各中学校、各部の全国大会等への出場を支援するものであります。

続きまして、29ページにあります（目）体育施設費の補正額1612万3000円につきましても、プラザファイブ関連として温泉プールの解体等に係る費用負担金を計上いたしております。

以上、歳出予算の概要についてご説明を申し上げましたが、補正予算に関する説明書としまして、30ページ以降に給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を掲載いたしておりますので、ご参照の上、ご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

富田市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部次長（富田辰郎君）

議案第96号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ228万7000円を追加し、総額を71億7150万7000円とするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

６ページをお願いいたします。

３歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額228万7000円は、人事異動に伴う会計間異動による職員給等の補正であります。なお、総括といたしまして、歳

入歳出補正予算事項別明細書総括表を５ページに、給与費明細書を７ページに掲載しておりますので、ご参照のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第97号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3500万円を追加し、総額を６億9945万5000円とするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

８ページをお願いいたします。

３歳出、（款）医療諸費、（目）医療給付費の補正額3000万円は、老人保健医療費の現物給付であります。診療報酬等の増加に伴うものです。

次に（目）医療費支給費の補正額500万円は、現金給付であります高額療養費の増加に伴うものです。なお、老人保健制度は、今年度４月から後期高齢者医療制度へ移行しておりますが、それ以前の老人保健医療費の精算請求がなされており、支出の増が見込まれるため補正をお願いするものです。財源はいずれも国県支出金、支払基金、一般会計繰入金です。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括としまして歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を５ページに掲載しておりますので、ご参照のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第98号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1316万4000円を追加し、総額を48億5850万円とするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

３歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額654万円は、平成21年度介護保険制度改正に伴い、介護保険料の所得段階区分及び介護報酬の改定に対応するための介護保険システム改修に係る事業です。

次に、（款）地域支援事業費、（目）包括的支援事業費の補正額464万9000円は、地域包括支援センターに係る職員の会計間異動及び職員増に伴うものです。

８ページをお願いいたします。

（款）諸支出金、（目）他会計繰出金の補正額197万5000円は、本年度要介護認定モデル事業及び平成21年度介護保険制度改正に伴う要介護認定システム改修等に係る山鹿市分の繰出金であります。

以上、概略ご説明申し上げましたが、総括といたしまして歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を５ページに、給与費明細書を９ページに掲載していますので、ご参照のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第99号　平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ485万4000円を追加し、総額を4830万8000円とするものです。

内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

３歳出、（款）総務費、（目）一般管理費の補正額485万4000円は、会計間異動による職員給及び本年度要介護認定支援モデル事業並びに平成21年度介護保険制度改正に対応するための要介護認定支援システム改修事業で、財源は国庫支出金、分担金及び負担金、繰入金です。なお、総括としまして、歳入歳出補正予算事項別明細書総括表を５ページに、給与費明細書を８ページから９ページに掲載しておりますので、ご参照の上、ご審議いただきますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

議案第100号　財産の処分についてご説明申し上げます。

本案は、山鹿市養護老人ホームの福寿荘、清楽園及び寿楽荘の３施設を社会福祉法人へ移譲することに伴い、当該養護老人ホームの３施設の土地等を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を経る必要があり提案するものであります。

処分する土地等は、まず山鹿市養護老人ホーム福寿荘でありまして、所在及び地番は山鹿市石字牟田626番、地目は宅地、地籍は7400.97平方メートルであります。

次に、山鹿市養護老人ホーム清楽園でありまして、所在及び地番は山鹿市菊鹿町松尾字合瀬川504番ほか２筆です。地目は宅地及び鉱泉地、地籍はそれぞれ5684.41平方メートル、2576.69平方メートル、2.31平方メートルで、温泉権を含むもので

あります。

次に、山鹿市養護老人ホーム寿楽荘でありまして、所在地及び地番は、山鹿市鹿本町来民字東原978番１、地目は宅地、地籍は5464.16平方メートルです。

３施設の地籍の合計は２万1128.54平方メートルで、処分価格は１億2370万円です。

契約の相手方は、社会福祉法人山鹿むつみ福祉会、理事長　井上尊文であります。

続きまして、議案第101号　財産の譲渡についてご説明申し上げます。

本案は、議案第100号と同様、山鹿市養護老人ホームの３施設を社会福祉法人へ移譲することに伴い、当該養護老人ホームの建物を無償譲渡するために、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を経る必要があり、提案するものであります。

移譲する建物は、山鹿市養護老人ホーム福寿荘でありまして、所在及び地番は、山鹿市石字牟田626番、建物の区分は養護老人ホーム、構造は鉄筋コンクリート造平屋建、床面積は1312.32平方メートル、付属建物の倉庫につきましては記載のとおりです。

次に、山鹿市養護老人ホーム清楽園であります。所在及び地番は、山鹿市菊鹿町松尾字合瀬川504番、同じく菊鹿町池永字西吉原274番１、建物の区分は養護老人ホーム、構造は鉄筋コンクリート造平屋建、床面積は1387.76平方メートル、付属建物の機械室等につきましては記載のとおりです。

２ページをお願いします。

山鹿市養護老人ホーム寿楽荘でありまして、所在及び地番は、山鹿市鹿本町来民字東原978番１、建物の区分は養護老人ホーム、構造は鉄筋コンクリート造平屋建、床面積は1819.73平方メートル、付属建物のポンプ・プロパン庫等につきましては記載のとおりです。

譲渡価格はゼロ円であります。

契約の相手方は、社会福祉法人山鹿むつみ福祉会　理事長　井上尊文であります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

議案第102号　公の施設の指定管理者の指定の変更についてご説明申し上げます。

平成18年３月23日議決されました山鹿市市民会館の指定管理者の指定について、

議案第87号でご提案申し上げましたとおり、当会館の廃止に伴い、現在の指定管理者であります財団法人山鹿市地域振興公社に係る指定期間の終期、平成21年３月31日を会館の廃止日の前日であります平成21年１月31日に変更するものです。

以上、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

栃原市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　栃原昭一君　登壇］

○市民福祉部次長（栃原昭一君）

議案第103号　公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

公の施設の名称は、山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」、山鹿市鹿北ふれあいセンター及び山鹿市ゆ～かむテニスコートです。

指定管理者は、福岡県福岡市博多区東比恵３丁目５番３号、安田建物管理株式会社です。

指定の期間は、平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時55分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午前11時05分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

議案第104号から議案第109号までの公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

まず、議案第104号です。公の施設の名称は、山鹿市山村・都市交流施設　たかとり自然共育センター「木馬館」です。

指定管理者は、熊本市新屋敷１丁目14番30号、特定非営利活動法人自然を愛する会ジュニア・アウトドア・クラブ、指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第105号です。名称は山鹿市一本松農村公園です。

指定管理者は、山鹿市鹿本町来民1234番地、かもと物産振興会、指定の期間は平

成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第106号です。名称は山鹿市鹿央生産物直売所及び山鹿市鹿央古代の森交流施設です。

指定管理者は、山鹿市鹿央町岩原2965番地、鹿央町物産館運営グループ味彩会、指定期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第107号です。名称は山鹿市特産工芸村及び山鹿市鞠智城跡物産館です。

指定管理者は、山鹿市菊鹿町池永177番地、株式会社花富亭、指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第108号です。名称は山鹿市水辺プラザかもとです。

指定管理者は、山鹿市鹿本町梶屋1257番地、株式会社鹿本町振興公社、指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第109号です。名称は山鹿市道の駅小栗郷、山鹿市木工体験施設「木遊館」及び山鹿市小栗郷カントリーパークです。

指定管理者は、山鹿市鹿北町岩野4186番地130、株式会社小栗郷、指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

議案第110号から議案第113号までの公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

まず、議案第110号、公の施設の名称は山鹿灯籠民芸館です。

指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、財団法人山鹿市地域振興公社、指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものであります。

次に、議案第111号、公の施設の名称は山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村）です。

指定管理者は、山鹿市菊鹿町矢谷2005番地２、矢谷渓谷観光開発社であります。指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

次に、議案第112号、公の施設の名称は山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり）であります。

指定管理者は、熊本市帯山３丁目８番44号、ひとづくりくまもとネット・三勢共同体、指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

次に、議案第113号、公の施設の名称は岳間渓谷キャンプ場であります。

指定管理者は、山鹿市鹿北町四丁1787番地、岳間渓谷観光組合、指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

有働建設部長。

［建設部長　有働郁夫君　登壇］

○建設部長（有働郁夫君）

議案第114号及び議案第115号の公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

まず、議案第114号ですが、公の施設の名称は山鹿バスセンター（待合所棟）であります。

指定管理者は、熊本市上代４丁目13番34号、九州産交バス株式会社、指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第115号です。公の施設の名称は山鹿バスセンター（物販棟）であります。

指定管理者は、山鹿市中央通510番地２、山鹿温泉観光協会、指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

議案第116号から議案第120号までの公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

まず、議案第116号、公の施設の名称は山鹿市勤労青少年ホームであります。

指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、財団法人山鹿市地域振興公社、指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

次に、議案第117号、公の施設の名称は八千代座、八千代座管理資料館及び新楽屋であります。

指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、財団法人山鹿市地域振興公社、指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

次に、議案第118号、公の施設の名称は山鹿市民スポーツセンターであります。

指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、財団法人山鹿市地域振興公社、指定の期間

は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

次に、議案第119号、公の施設の名称は山鹿市民プールであります。

指定管理者は、熊本市大江６丁目24番19号、九州綜合サービス株式会社、指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第120号、公の施設の名称は山鹿市サイクリングターミナルであります。

指定管理者は、山鹿市山鹿978番地、財団法人山鹿市地域振興公社、指定の期間は平成21年４月１日から平成24年３月31日までとするものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

有働建設部長。

［建設部長　有働郁夫君　登壇］

○建設部長（有働郁夫君）

議案第121号　市道路線の認定についてご説明いたします。

本案は、道路法第８条第２項の規定に基づき、市道路線の認定を行うに当たり、議会の議決を経る必要があり、提案するものです。

本路線は、熊入地区の八幡小学校グラウンド横からカルチャースポーツセンターの南側に通ずる新規路線で、カルチャースポーツセンターの利用促進並びに地域の方々の利便の増進を図るため、市道として認定し、道路整備を行う必要があると判断し、認定をお願いするものです。

以下、議案の市道路線調書によりご説明いたします。

路線番号571号、路線名カルチャー南線、起点及び終点はともに山鹿市熊入町です。なお、市道路線調書の次のページに路線の位置及び幅員、延長を掲載いたしておりますので、ご参照の上、認定賜りますようお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

杉焼副市長。

［副市長　杉焼義文君　登壇］

○副市長（杉焼義文君）

議案第122号、第123号は、関連があります。続けて説明を申し上げます。

議案第122号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

住所、山鹿市鹿北町四丁489番地５、氏名、古川芳史、昭和18年３月４日生まれであります。

提案理由といたしまして、同委員の任期満了が平成21年３月31日であり、再度、推薦しようとするものであります。

次ページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご意見賜りますようお願いを申し上げます。

次に、議案第123号について説明を申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

住所、山鹿市鹿央町持松2413番地、氏名、廣瀬文江、昭和29年１月15日生まれであります。

提案理由といたしまして、現江藤朝子委員の任期満了が平成21年３月31日であり、新たに推薦しようとするものであります。

次ページに略歴を記載いたしております。ご参照いただき、ご意見賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（高野誠二君）

藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

報告第11号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での事故による損害賠償に係る額の決定及び和解について専決処分をいたしましたのでご報告を申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成20年５月29日、午後２時頃であります。相手方は、○○○○です。

事故の概要は、市道霊仙古閑線県立鹿本高校グラウンド付近において、公用車が右折した際、対向してきた相手方の自動二輪車が衝突を避けようとして転倒したものであります。

これに対する損害賠償の額は、自動二輪車の修理代として７万1169円、また和解事項といたしまして、山鹿市は賠償金を支払い、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないとするものです。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高野誠二君）

八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

報告第12号　専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での事故による損害賠償に係る額の決定及び和解について専決処分いたしましたのでご報告を申し上げます。

事故発生日時は、平成20年９月16日、午前11時45分頃です。

相手方は、○○○○です。

事故の概要は、菊鹿給食センターの配送車が、市道第２運動広場線の菊鹿総合支所付近におきまして、工事のために片側交互通行の交通規制がなされた区間を走行する際に、停車していた相手方の車両に接触し、損傷させたものです。

損害賠償の額は10万5373円であります。

和解事項といたしまして、山鹿市は損害を賠償し、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し立てをしないとするものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（高野誠二君）

松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

報告第13号と報告第14号の２件についてご報告申し上げます。

これらは、現在、市が出資しております法人のうち、幸の国木材工業株式会社、株式会社菊鹿フラワーバンクにつきまして、地方自治法第221条第３項の法人に該当しますので、同法第243条の３第２項の規定に基づきご報告するものであります。

まず、報告第13号　幸の国木材工業株式会社の経営状況の報告についてであります。

２ページをお願いいたします。

平成19年度事業報告ですが、概要についてご説明申し上げます。平成19年６月の建築基準法の改正等の影響により、全国的な住宅着工件数の激減により、19年度の売上高は前期82.5％にとどまりました。しかし、役員及び全社員挙げて、生産コストの削減、経費の削減に取り組むなど、経営の健全化に努めているところであります。

３ページは貸借対照表です。

４ページの損益計算書をお願いします。今期の決算としましては、先ほど申し上げましたとおり、売上高は減少しておりますが、生産コストの削減によりまして、最終的には、一番下ですが、当期純利益として195万7516円を確保しております。

５ページから６ページは損益計算書のうち、製造原価の内訳、それから販売費及び一般管理費の報告です。

７ページをお願いいたします。

株主資本等変動計算書です。貸借対照表の純資産の部における各項目の変動状況を示す書類となりますが、当期純利益の195万7516円はすべて次期へ繰り越しております。

８ページから11ページまでは、次期の事業及び予算計画でありますので、ご参照いただきますようお願いします。

続きまして、報告第14号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告についてであります。

２ページをお願いいたします。

平成19年度事業報告ですが、概要につきましてご説明申し上げます。厳しい経営環境の中で、イベントの開催による集客及び売上の向上と経費の削減など、経営努力を行い、特に19年度におきましては、エコアクション21の認証を受け、環境マニュアルに沿った活動により、経費削減や社会的貢献を行っているところであります。

３ページは貸借対照表です。

４ページの損益計算書をお願いいたします。今期の決算としましては、最終的には５ページの一番下ですが、当期純利益として33万2968円を確保しております。

６ページは株主資本等変動計算書ですが、当期純利益の33万2968円はすべて次期へ繰り越しております。

７ページから９ページまでは、次期の事業計画書及び予算計画でありますので、ご参照いただきますようお願いします。

以上、出資法人の経営状況の報告を終わります。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時27分　散会

～～～

１２月３日(水曜日)

平成20年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成20年12月３日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

発言通告

１．太田黒　鐵郎

一般質問

（１）生活交通の整備方針について

２．永田　紘二

一般質問

（１）山鹿市文化芸術振興について

３．藤原　豊

一般質問

（１）指定管理者制度について

（２）入札制度について

（３）綱紀粛正について

（４）あいのりタクシー及び循環バスについて

（５）携帯電話通話エリア拡大について

４．森　久雄

質　疑

（１）議案第92号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

一般質問

（１）有害鳥獣対策について

（２）山鹿上野焼窯跡の発掘調査について

５．丸山　寛治

質　疑

（１）議案第107号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市特産工芸村等）

①　指定管理者への管理委託の内容はどのようなものか。また、指定管理者が指定管理協定に違反した場合はどのようになるのか。

②　現在の指定管理者である「株式会社あんずの丘」の主催で行っている特産工芸村及び鞠智城跡物産館での各種イベントは、今後どのように計画されている

のか。

③　農産物直売所「あぷりぃ」では、現在、地元の農家などから農産物等の出荷が行われていますが、この農産物等の出荷は今後どのようになるのか。また、現在の指定管理者「あんずの丘」が特産工芸村及び鞠智城跡物産館で雇用している人たちは、どのように予定されるのか。

６．丸山　康昭

一般質問

（１）農村公園や森林の有効利用と管理について

（２）山鹿市南側の玄関口構想について

７．西牟田　長

一般質問

（１）農村環境に重点を置いた農業振興対策について

①　有害鳥獣被害対策について

②　企業誘致について

③　農業を通じた農村地域の活性化について

（２）財政運営について

①　合併前、旧町で取り組んだ各種補助が一律削減されましたが、19年度末までの総額は、どのようになっているか。

８．島田　節男

一般質問

（１）第１次山鹿市総合計画の実現について

①　開かれた市政の推進状況について

②　市民協働によるまちづくりの現状について

③　簡素で効率的・効果的な行財政システムについて

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	平	井	光	臣	君
２番	北	原	昭	三	君
３番	芹	川	正	美	君
４番	藤	原		豊	君
５番	立	山	秀	木	君

６番	立山　隆	君
７番	原　徹	君
８番	平井邦廣	君
９番	吉本政幸	君
10番	池田誠一	君
11番	堀　茂幸	君
12番	永田紘二	君
13番	森川昭彦	君
14番	川野　功	君
15番	古荘克郎	君
16番	島田節男	君
17番	森　芳顕	君
18番	家入憲隆	君
19番	横手啓介	君
20番	高野誠二	君
21番	藤原　弘	君
22番	森　久雄	君
23番	西牟田　長	君
24番	太田黒鐵郎	君
25番	丸山寛治	君
26番	寺崎勇児	君
27番	高口功二郎	君
28番	山口晋正	君
29番	古田信助	君
30番	丸山康昭	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	杉焼義文	君
教育長	田中　宏	君
総務部長	池田永実	君
市民福祉部長	中野　力	君
農林部長	松永道郎	君
商工観光部長	福田憲之	君

建設部長	有働郁夫君
環境部長	藏原榮一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	栃原昭一君
市民福祉部次長	富田辰郎君
水道局長	宮本榮次郎君
会計管理者	北井孝範君
総務課長	幸村英星君
健康増進課長	黒田睦男君
農林企画課長	戸次由夫君
農林振興課長	栃原栄一君
商工課長	大森健司君
観光課長	寺崎泰和君
建設課長	緒方淳一君
病院医事課長	近藤峰登君
農業委員会事務局長	立山清敏君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之君
局長補佐兼議会総務係長	堤　真澄君
書記	中村武志君
書記	森　英州君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時00分　開議

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

お手元に議案の正誤表が提出されておりますのでご了承願います。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１　質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。太田黒鐵郎議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

24番、太田黒鐵郎でございます。

一般質問の１点についてお尋ねをいたします。

生活交通の整備方針についてであります。現在は、車社会で各戸に１～２台以上は所有するというような、大変便利になってまいりましたが、車を運転しない高齢者、免許を持たない方々は、非常に昔から比べると大変不便になったというように感じておるところです。

山鹿市は、国道３号線が縦断しており、以前は八女から山鹿まで西鉄バスが運行されておりましたが、平成15年４月から廃止になり、現在では山鹿から鹿北、道の駅かほくまでを産交バスに委託し運行されている状況です。

八女方面に行くには、道の駅から県境を越えて立花町の山中まで、約２キロぐらいありますけれども、歩かなくてはいけないというような状況であります。

鹿北町と八女、立花などの、日頃、縁故、縁引き、いろいろな仕事の問題、そういうことでの行き来が多くありますけれども、これが非常に不便を感じているところであります。

西鉄バス路線の廃止に係る経緯について少し申し上げますと、平成14年３月20日に西鉄バスより、内部補てんによる不採算区間の維持に限界が来たというような理由、それから利用者が少ない、福島・山鹿区間の路線を平成15年４月１日より廃止したいという申し出があってあるわけであります。４月26日に久留米総合庁舎において、福岡県バス対策協議会が開催され、福岡県の八女市と立花町、熊本県の山鹿市と鹿北町は、福島・山鹿地域バス対策協議会を設置して、２市２町で協議をしていくことを決定しています。その後、八女市役所において、福島・山鹿全線を廃止路線代替バス事業者に依頼をし、存続をさせていくことは、各市町の費用及び効果

の面から、困難であるという結論に達したようです。よって、福岡県側と熊本県側の二分科会に分かれて、路線の存続を検討していくことになった。この結果、八女市と立花町が、兼松住宅から県境の小栗峠の路線バスを維持しないことを決定すれば、山鹿から福岡県へ路線バスがなくなることになるということです。山鹿市と鹿北町は、熊本県の交通対策総室と九州産交株式会社に出席を依頼し、６月12日に生活路線としても重要な路線であり、路線の維持を前向きに検討していくことにしました。１年間の経常収支の経常費用が未確定なため、国庫補助に該当するか該当しないかの場合だけで、補助が必要になるか、ならないか分からないと、路線維持の判断ができないというようなことで、西鉄バスの資料をもとに九州産交バスに試算を依頼し、会議が終了しております。その後、７月12日に２回目の鹿本地域ブロック協議会を開催し、熊本県の交通対策室より国庫補助要件の説明を受け、九州産交バスより補助金の試算をして、説明を受けたところです。国庫補助に該当し、山鹿市と鹿北町を合わせて、負担が300万円程度であることが分かったわけであります。これを受けて、鹿本地域ブロック協議会としては、山鹿市から道の駅かほくまでの路線を維持していくことを決定した。それから、７月30日に八女市役所において、福島・山鹿地域バス対策協議会が開催され、熊本分科会は鹿本地域ブロック協議会での決定事項を報告しておるわけであります。福岡県の分科会の検討結果については、立花町の負担が1000万円程度かかるため、まだ判断に時間がかかるといったことであったようです。９月に久留米市総合庁舎において、福岡バス対策協議会が開催され、福島・山鹿地域バスの対策協議会を要件それぞれ報告がありまして、その中で立花町は福島から山中までの路線を維持していくことの方向性を示されております。

県境から山中バス停まで、これは約１キロでありますけれども、福岡県立花町と熊本県山鹿市、鹿北町で、今後路線をつなげることができないか検討していくことになったわけですけれども、山鹿市と鹿北町は九州産交株式会社に出席を依頼し、第３回目の鹿本ブロック協議会を開催し、今後の検討すべき事項について確認をしたわけです。

まず、九州産交株式会社が免許申請を年明けに実施したいという申請で、鹿北の道の駅のバスターン場所が間違いなく出来るのか確認された。鹿北町は鹿北道の駅バスターン整備を実施するが、立花と福岡の路線をつなぐことは含めて検討しているため、鹿北町の終点決定をもうしばらく待ってほしいということの要望があった。

そういういろいろな経緯がありました。検討の最終的な結果によりますと、西鉄バス路線の福島・山鹿廃止に係る鹿本ブロック協議会においての検討結果については、まず廃止対象路線の検討結果について、廃止区間ごとに報告されておりますけ

れども、平成15年４月１日から九州産交株式会社が、補助制度を利用して、鹿北、山鹿を継続運行する旨を報告されております。そういう経緯がありますけれども、これが現在はどういうふうになっているかと言いますと、路線の廃止になって、福岡県側ですけれども、堀川バスに運行を委託して、福島、山中まで、平日で１日６往復しているというようなことで、平成22年２月、合併を控えております立花町と八女市ですけれども、住民の意識としては、この福島・山中線を存続してほしいというような要望があっておるようですけれども、何しろ委託料が1300万円ぐらいかかるということで、まだこれは合併の結果次第というようなことになっておるようです。

山鹿市の方の現状は、路線廃止、現在、産交バスに運行を依頼し、山鹿・道の駅かほくまで、平日10往復です。福岡県のバス接続した場合、路線距離が延びる一方、利用者が特に増えるとは思えないというようなことで、国庫補助の対象となり、また距離が伸びることにより、市の負担が多くなるというようなことであります。そういうことで、最終的にはこのような現状から見ますと、現時点では立花町への路線延長は厳しいと考えるということでありますので、これは見込めないというようなことを私は感じているわけです。

そういう中で、それならば、どういう解決方法があるかということですが、今、鹿北町の現状を申し上げますと、山鹿から道の駅かほくまでの、市の負担が442万8000円、委託料ですが、同額の国庫補助があっております。そういう補助を受けながら、産交バスが運行している。それから、もう一つあるのが、鹿北町の町内をぐるぐる回っております、これは貸切バスというようなことでありますけれども、この利用度が、確実な数字は分かりませんけれども、私は非常に空車で回りよるなあというような感じを受けて、非常に少ないというようなことで、これには1000万円近くの委託料がかかっておるわけです。

それで、先日から、皆さん方ご承知のように、菊鹿町であいのりタクシーの運行がなされておりますけれども、このあいのりタクシーの運行状況を見てみますと、これは１カ月ですけれども、１日平均29人の利用というようなことで、非常にこれは評判がいいというようなことで、年間にはこれでいきますと、１万人以上の利用があるというようなことで、市の方からの負担を１カ月を12掛けるで計算してみますと、963万6000円ぐらいになるというようなことでありますので、私は鹿北町の方にも、こののりあいタクシーといいますか、これを導入されて、そして今、貸切バスというような、これはもう廃止するというようなことであれば、経費は安くなるし、非常にこのあいのりタクシーというのは、特にお年寄りなどは、自分の家の木戸口から、例えば病院に行くなら、病院の玄関まで行けるというような利点があ

りますし、また空車で走るということはありません。予約をしておいて、何時に来てください、どこまでということで予約をするわけですから、そういうことはないということで、非常に効率的ではなかろうかということを考えるわけです。

そういうことで、私はこの今の鹿北の貸切バスの利用状況が実際どういうふうになっているのか、恐らく非常に利用率は低いと思います。それから、貸切バスを廃止して、菊鹿町と同じようなあいのりタクシーを運行するということになれば、これは今申し上げます３号線の切れた部分、これを特例として、あいのりタクシーを八女方面まで乗り込むというようなことをしていただくならば、非常にこの路線が解消するわけであります。自分が用件があるときに、八女方面までこののりあいタクシーで行かれる。それから、やはり菊鹿町、鹿北町辺りがあいのりタクシーを導入するというようなことになりましたときに、今、菊鹿町はこの町の中心部までがほとんどその路線ということになっておりますけれども、これを菊鹿町、それから鹿北町、相互乗り入れというようなことで、菊鹿の人が鹿北に用件があるときには鹿北の方に乗り入れるし、反対に鹿北から菊鹿の方にも乗り入れられるというような相互運行ができるようにしていただきたいというようなことでありまして、これは免許証を持たない方につきましては、冒頭申し上げましたように、車が多くなった割には、バスが廃止になったりするものだから、非常に不便になっておるわけですので、これは早急にそのような整備をお願いしたいというようなことを考えておるわけでありますけど、執行部といたしましては、このことにつきまして、どのような考えをもって対応されるのか、今後の方針について、まずお尋ねをいたします。

○議長（高野誠二君）

これより、執行部の答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三村兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

おはようございます。

太田黒議員の一般質問、生活交通の整備方針についてのご質問の１点目、鹿北地域貸切バス運行における一般利用者等の状況についてお答えいたします。

鹿北地域の貸切バス運行につきましては、平成14年度から旧西鉄バス岳間線の廃止に伴い、鹿北総合支所から岳間間を平日１日１往復、日曜・祝日は５往復、また鹿北地域内の６カ所から「ゆ～かむ」へ週１回、１日２往復が運行されております。一般者の利用状況につきましては、平成19年度は延べ5403人の利用があり、１便当たり1.15人の利用です。また、年間の一般利用に係る委託料は351万5400円で、スクールバスと合わせますと781万2000円であります。なお、平成20年度の委託料は、運行経費の高騰によりまして、992万2500円となっております。

次に、２点目の鹿北地域における生活交通の整備についてお答えいたします。現在、山鹿市総合計画の「まほろバス構想」に基づき、人口減少や高齢化の進む中、市民の皆様の通院や買い物など、生活に必要な新しい公共交通の整備を進めております。今年10月からの菊鹿地域におけるあいのりタクシーの本格運行、昨年12月から市街地での循環バスの試験運行、そして来年１月からは鹿央地域の一部においてあいのりタクシー試験運行を計画しているところです。鹿北地域におきましては、地域の地形、集落、道路の状況やこれまでの貸切バスの利用状況などを精査し、地域に合った利便性の高い交通システムを整備してまいりたいと考えております。

議員お尋ねの、貸切バスを廃止して、便利であるあいのりタクシーを導入した場合、鹿北から立花町への乗り入れや菊鹿地域への相互運行につきましても、住民の方々のご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

また、運行時期につきましては、来年度できるだけ早い時期に実現できますよう、準備をしてまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員、了解ですか。

○24番（太田黒鐵郎君）

議長。

○議長（高野誠二君）

太田黒議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

今、答弁いただきまして、方向性としてはそういうふうになるようですけれども、今、菊鹿地区で非常に評判がいいということですから、菊鹿と鹿北、それから鹿央、今度、鹿央で試験運転をするというようなことですが、試験運転というようなことで、何年もかかって試験運転をしなくても、菊鹿が成績がいいなら、大体、地形は鹿北も変わらない地形ですので、試験運転をしておいて、時間をかけるよりも、もう即、始めていただく方が私はいいと思います。この市内の旧山鹿市の中心部におきましては、今あっておりますような循環バスでいいかもしれませんけれども、やはり私たちの鹿北町とか菊鹿町あたりにつきましては、非常に迫々が多くて、戸数が少ないというようなことで、不便な所が多いので、是非このあいのりタクシーを早急に導入して運行するようにお願いしたいと思います。行き届いた行政サービスというのは、きめ細かに弾力性をもって、そして市民のニーズに合わせて、早く進めるというようなことが一番大事ではなかろうかということを考えておるわけであります。

今、答弁がありましたように、来年度というようなことですので、早くそれが実現できますようにお願いいたします。

これで質問を終わりますが、一つお尋ねですけれども、今、菊鹿町でのあいのりタクシーの市の負担と、乗った場合の個人負担、例えばタクシー代が3000円かかった場合には、本人の負担は幾らぐらいになるのか。それから、その範囲あたりはどういう決め方をしてあるのか、その点をお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三村兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

２回目のご質問にお答え申し上げます。

詳細な資料を持ってきておりませんので、金額につきましては、今この場でお答え申し上げられませんけれども、距離によって負担が違っておりまして、３段階くらいの負担になっております。一番近い場合、菊鹿地域内での運行につきましては、個人負担の200円が最低だったと思います。詳細につきましては、後日、ご報告を申し上げます。

○議長（高野誠二君）

以上で太田黒議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

おはようございます。12番議員の永田でございます。

発言通告に基づきまして一般質問を１点、山鹿市文化芸術振興についてお尋ねをしたいと思います。

先日、文化祭の際に、文化協会総合開会式に出席をさせていただきました。そのとき、文化協会の会長から、ご挨拶の中に文化芸術振興条例についてのお話がありました。こういうところでこういう話は目的は何なのかなあということを考えましたけれども、私なりに少しこの内容について調べてまいりましたし、また執行部の皆さん方のご意見も賜りながら、お願い等をしたいということで、質問をまずさせていただきます。

３点に絞ります。１点目に山鹿市内におきます文化団体の種類、それから活動内容等はどれくらいあるのか。それから、２点目には、当然、総合計画の中に山鹿市文化芸術振興の方針・計画等を策定されておりますけれども、その中での位置づけ、どういう具合に動いているのか。それから、３点目には、その活動等がなされてい

る事業内容を具体的に少しふれていただきたいと思います。

以上、１回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

おはようございます。

山鹿市の文化芸術振興について、３点、お答えを申し上げます。

まず、市内の文化団体の種類とその活動内容についてのお尋ねであります。現在、多くの文化団体が活発に活動を行っていらっしゃいまして、子どもからお年寄りに至るまで、多くの方々がさまざまな分野で自己研さんに励まれております。これらの多くの団体が所属するのが山鹿市文化協会でありまして、団体数は約130団体、2000名近い会員がおられます。合併後は山鹿市文化協会として統合され、活動については、従来どおり、地域の公民館などを中心として、旧１市４町単位で活動がなされております。

その種類ですが、短歌、俳句などの文芸部門、それから民謡、日本舞踊などの舞台部門、絵画、手工芸などの展示部門、そして読書に至るまで、多種多彩であります。

また、各文化団体は、年間を通して、自分たちの活動の成果を披露する展示会や発表会を実施されております。そのほか、陶芸、竹細工などの工芸関係や、文化財の関係では、民俗芸能などを保存・継承する郷土芸能団体、そして地域の文化財等を顕彰する団体、また文化観光施設の案内団体、文化芸術を鑑賞する団体など、非常に多彩であります。

２点目のお尋ねですが、文化振興の山鹿市総合計画の中での位置づけについてご答弁を申し上げます。山鹿市総合計画の中では、基本目標の一つが「心豊かにたくましく生きる人づくり」です。その中で市民がさまざまな文化行事やすぐれた芸術、文化事業などを体験・観賞できる機会をまずふやすこと、あるいは文化振興を図るために、文化協会や郷土芸能保存会などの文化団体を育成・支援することなどをうたっております。さらに山鹿市教育基本計画の中でも、市民文化、芸術文化の振興、伝統文化の伝承活動の充実を図ることで、市民文化を支える各種団体の活動を活発にすること、そしてまたさまざまな文化芸術に触れる機会を提供することで、山鹿を誇れるような市民文化を創造し、心豊かな人づくりを推進していくというふうに定めているところです。

３点目の具体的な文化振興事業内容でありますけれども、日頃の練習や発表会、

展示会への協力、あるいは情報等を提供するなど、だれもが気軽に、そして積極的に参加できるように支援を行っているところです。また、郷土芸能団体の育成につきましては、学校機関と連携した後継者の育成や、発表の場を提供するために、昨年から山鹿市民俗芸能大会を八千代座で開催いたしております。そのほか高齢化などで後継者不足となっております神楽の横笛演奏者育成を目的にいたしました横笛教室も昨年から開催をいたしております。これらの事業の成果といたしまして、横笛教室受講者や地元の方たちが努力を重ねられまして、長年途絶えておりました三玉地区の蒲生神楽が復興することとなり、大変嬉しく思っているところです。そのほかご承知のとおり、鹿北茶山唄の保存継承等を目的に、鹿北茶山唄全国大会なども開催されております。また、八千代座では、市民文化の創造、文化団体の育成を目的にした市民文化講座や演劇、映画などの催し物、あるいは八千代座の狂言教室などを、指定管理者でもあります財団法人地域振興公社と連携しながら、多様な振興事業を今、実施しているところであり、また、支援しているところでもあります。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○12番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

２回目の質問をさせていただきます。

文化芸術振興につきましては、それぞれの組織・団体がたくさんある、いろんな活動をされているということを理解させていただきました。その中で小さいことではありますけれども、直接的に感じたことをお尋ねをしたいと思います。

まず１点目には、市民会館が閉鎖をされる。市民会館にかわるために、ほかの施設、八千代座とか健康福祉センターを活用してくれということでありましたけれども、例えば今、文化振興の中で、市民会館に置いてあるピアノを八千代座で管理して、あそこで合唱あたりできないのかというお話等がありましたけれども、グランドピアノ一つ八千代座では管理ができないということであります。内容等についてもお尋ねをしたいと思います。

それから、先日、郡市の合唱祭が植木町で行われました。今度は山鹿市のそれぞれの合唱祭が菊池市で行われるというようなお話を聞いていますけれども、山鹿市

の施設で市民会館のかわりの場所でやるという話でありましたけど、どうしてそれができなかったのか、できないのか、その辺の理由をお尋ねをしたいと思います。

それから、先ほど、心豊かな人づくりと、総合計画の中にも基本的な考え方の中にもありますけれども、人づくりのために読書が非常に大事であるということも言われているとおりであります。図書館の充実が読書のためには必要だろうと思うわけでありますけれども、今年の３月議会に原議員から質問がされておりました。運営の強化はどういう具合に具体的にやるのかと、それから臨時職員ばかりで、本採用の司書がいないじゃないかというようなご質問がありましたけれども、その質問が終わったと同時に、３月末日には鹿本の図書館で長年お勤めいただいた臨時の職員さん方が、恐らく５人ぐらい一遍に辞められたのだろうと思います。その内容は、なぜそういう現象が起きたのか。それから、現在まで補強されていると思いますけれども、そういう運営の支障はあってないのか。それから、今後どういう形で充実に取り組んでいくのか。そういう観点から、今の２点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

ご質問は５点あったかと思いますが、２回目のご質問にお答え申し上げます。

まず、八千代座へのピアノの設置についてでありますけれども、山鹿市民会館の閉鎖に伴いまして、山鹿市民会館のピアノを八千代座に置いたらどうかというお話がありました。しかしながら、ピアノの管理につきましては、実は温度や湿度管理などが非常に難しく、これが適切に行われませんと、ピアノをひどく傷めてしまうということになります。八千代座はご承知のように、明治の芝居小屋で、温度や湿度調整が困難な施設です。また、ピアノ専用の保管室をつくるスペースもありませんので、断念したということです。また、八千代座には、合唱やクラッシックのコンサートに必要とされます反響板も構造上、設置することができません。以上の理由から、反響板等の設備も充実し、しかも保管環境も八千代座より優れているグリーンパルスに設置するということと、今いたしているところであります。

２点目の合唱祭が他市町で開催されているが、山鹿市でできないのかというご質問ですが、鹿本郡市合唱祭につきましては、去る11月８日に植木町生涯学習センターで今年は行われました。山鹿市民会館が利用できないということで植木町を利用されたものと思われます。山鹿市民会館が利用できなくなって、他町で開催されたということは、私どもも非常に残念に思っているところです。現在のところは、

音楽関係の催しには、音響設備面等でどうしても内容等は十分ではありませんけれども、八千代座やグリーンパルスなどの施設利用をお願いしているというところです。

続きまして、３点目の３月末日で退職した鹿本図書館の司書職員の理由あるいは勤務年数についてというお尋ねであります。本年の３月末日をもって鹿本図書館を司書職員４名が退職をされました。面談も数回行いまして、慰留を申し上げましたけれども、残念ながら臨時職員ということでもあり、次への就職先も決定していたということで、退職をされたものであります。なお、退職されました職員の方の勤務年数は５年間勤務が１名、４年間勤務が２名、２年間勤務が１名でした。司書職員の退職申し出が年度末の３月という時期でしたので、館内の住民サービスの低下につながらないように、４月から直ちに司書職員及び一般職員を募集・採用させていただきました。当初は経験豊富な方が辞められ、大変心配をしておりましたけれども、館長を初め、職員一丸となって取り組んで、現在は支障なく業務運営が行われていると考えているところです。

続きまして、鹿本図書館の取り組みについてお答えいたします。現在は図書館の充実に向けて、図書館業務であります資料の分類、配列及び目録の整備、読書相談をはじめといたしまして、特色ある事業として布の絵本作成なども好評をいただいておりますし、さらに移動図書、ブックスタート事業などにより、利用者数も増加をいたしております。大変ありがたく思っているところです。また、今年度は山鹿市読書活動推進計画を策定し、山鹿市民の未来を開くという意味から、夢の「とびら」をひらく事業と銘打ちまして、全市民を対象とした読書推進活動を展開してまいりました。主な事業といたしましては、今年度初めて、第１回読書活動推進大会を鹿本図書館を中心として行い、読書オリンピックや絵本作家の村上康成さん、あるいは「国家の品格」の著者、藤原正彦さんの講演会等を開催して、多くの市民の皆さんにご参加いただき、盛大に開催することができました。また、読み聞かせボランティアの方たちのネットワークづくりや協力体制等を充実させるために、本年９月に30団体、総勢210名によります、おはなしボランティア連絡協議会を設立していただきました。このことにより、今後、子どもと本をつなぐ重要な役割を果たしていただき、より一層の読書推進活動の一翼を担っていただけるものと考えているところです。さらに、学校教育でも本年度から「未来への１ページ事業」と銘打って、山鹿市読書活動推進員３名を配置し、学校司書教諭や学校図書室担当者と連携・協力して、学校図書環境の整備や児童・生徒が読書に親しむ機会を提供し、あわせて鹿本図書館とのパイプ役ともなっていただいているところです。今後も鹿本図書館を拠点とした読書推進活動を大きな柱と考えておりますので、学校や地域、

市民の皆様と連携して取り組みを進めてまいりたいと考えているところです。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

永田議員、了解ですか。

○12番（永田紘二君）

議長。

○議長（高野誠二君）

永田議員。

［12番　永田紘二君　登壇］

○12番（永田紘二君）

３回目の質問をさせていただきます。

文化芸術振興について、あっちこっちお尋ねをしたわけですけれども、広くいろんな人たちが、いろんなところで一生懸命活動されているという実態を教えていただいたわけでありまして、最終的には二つだけ行政にお願いをして、質問を終わりたいと思います。まず１点目には、たくさんの組織・団体の人が、文化芸術の活動をそれぞれ行っておられます。これらの活動の柱として、山鹿市文化芸術振興条例の制定を考えていただきたい。県でも振興条例並びに基本方針、国でも基本法、それから基本的な考え方の制定もされていると思います。そういうものもひっくるめまして、文化芸術振興条例の制定をお願いをしたいということであります。２点目は、先ほど市民会館から触れましたけれども、市民会館を活用していた人たちが、本当に八千代座とか健康福祉センター、グリーンパルスでフォローがてきているのかということであります。いろんなところでお話が出てきますのは、文化会館、それからコンサートホール、図書館、交流センター等がどうしてできないのだろうかと、山鹿市は合併する前に文化会館建設予定地まで設置をしたのにというご意見があります。合併しまして、今後たくさんの事業が控えております。しかし、その中に今いろいろな話の中でご意見があっている文化施設の建設等についても計画の中、ビジョンの中に組んでほしいということをお願いしたいと思います。この２点をお尋ねして、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。八木田教育部長。

［教育部長　八木田達博君　登壇］

○教育部長（八木田達博君）

３回目の、まず文化振興条例の制定につきましてお答えを申し上げます。

ご紹介もありましたけれども、国におきましては、平成13年12月に文化芸術振興

基本法を制定し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進が図られてまいりました。また、平成19年２月には文化芸術の振興に関する第２次基本方針が閣議決定されまして、おおむね５年間にわたる基本的な方針が定められたところであります。

熊本県におきましては、昭和63年に熊本県文化振興基本条例が制定され、今、さまざまな施策が進められてまいりました。ただ、県内では、現在のところ、文化振興条例を制定している市町村はありません。本市の芸術文化振興につきましては、山鹿市総合計画あるいは山鹿市教育基本計画にのっとり実施をしているところです。ご指摘の文化振興条例につきましては、今後、調査研究をさせていただきたいと思います。

次に、文化施設の必要性についてでありますけれども、文化施設の必要性につきましては、図書館や交流センターも含めまして、文化団体の皆様からご要望があっておることは十分に承知しているところです。お話もありましたけれども、現在、市全体で大きな事業も控えておりますので、今後そういう市の総合的な施策の中で検討されていくものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

以上で永田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、藤原豊議員の発言を許します。藤原議員。

［４番　藤原　豊君　登壇］

○４番（藤原　豊君）

おはようございます。４番議員の藤原豊です。通告に従いまして、５点ほど質問させていただきます。

まず、指定管理者制度について、山鹿市で指定管理者制度の導入以来、３年目が過ぎようとしています。平成21年度からは２期目に入り、公募による指定管理者制度の導入に取り組まれ、より効果的な運営が図られていると伺っております。今回、公募による選定が取り入れられ、施設によっては複数の応募があったと聞いております。

そこで、まず公募による指定管理者に期待されるものは何か。公募による指定管理者を導入された件数及び応募状況、公募による指定管理者の選定方法についてお伺いいたします。

また、今回、民間への指定物件が数件上程されておりますが、体育施設等は市の予算で建設され、かつ市の予算で維持・運営されてきた箱物ですから、地域住民の思い入れのようなものは割と少ないのではないかと思いますが、ほかの指定物件の中にはこれまでに地元の皆さんが地域活性化のため用地提供から整備、そして管理

運営、周辺の環境づくりなど、一生懸命取り組まれたことにより、今日の状況があるものです。その枠を超えたところの今までの努力、管理に携わってこられた地元住民によりつくり上げられた有形・無形の財産であり、深い思い入れのある施設も含まれております。単なる箱物とは一線を画するものではないかと思います。

そこで、これまでの地域、地元、組合等の協力・努力により、その発展に大きく関与してきた施設には、特別の計らいがあってもよいものではないかと思うのであります。今回は、そのような配慮は一切なしに、すべての対象施設は一律に公募による選定を進めてこられたのかお尋ねいたします。

また、市の指定管理者の指定の手続き等に関する条例では、第２条に当該公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効率的かつ効果的に達成するため、特に必要があると認めるときには、前項の規定による公募によらず、指定管理者の候補者を選定することができるとなっており、先ほどまで述べたような性格の物件については、非公募とすることができないのか、公募・非公募はだれが判断するのかお尋ねいたします。

２点目ですが、入札制度についてお伺いいたします。アメリカのサブプライムローン問題に端を発して、世界全体が金融不況の時代となっており、経営破綻に陥る企業、あるいは経営縮小を打ち出す企業が続出しているようです。公共事業の減少、先行き不透明な経済状況を受けた民間工事の減少等で、建設業協会を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあります。そのような流れは、山鹿市においても同じかと思うのですが、市発注の工事においても、相当数の低価格入札があっているものと聞いております。これは我々市民にとっては大事な血税の節約、同じ物件が安価ででき上がりますので喜ばしいことではありますが、違った視点で見たとき、果たしてそのような金額で工事の方は大丈夫なのか、品質の確保はできているのかと心配する面もあります。また、特に郡部の業者の方は、合併して自分の企業を維持していくのも大変だということも聞いております。

６月議会の先輩議員の質問と重なる部分もありますが、答弁の中に、落札率が17年度96.7%、18年度95.7%、19年度では94%ということでしたが、本年度は新たなランクづけに基づいた指名競争入札が行われていますが、低価格入札の件数、落札率、これらの物件に対する品質確保のための指導方法などお示しいただきたいと思います。

また、山鹿市では入札に際して、最低制限価格を設けないと聞いておりますが、設定しない理由とか、設定しない場合のメリット、デメリットについてもお尋ねいたします。

３点目、綱紀粛正についてお尋ねいたします。昨年の９月道路交通法の改正によ

り、罰則が強化されたにもかかわらず、飲酒運転等による悲惨な事故のニュースは後を絶ちません。また、公務員の綱紀粛正が叫ばれている昨今、国においても、地方においても、公務員の不祥事が後を絶ちません。本市においても交通ルールの遵守については、しっかり取り組んでおられると思いますが、残念ながら、職員の酒気帯び運転による物損事故で警察に検挙されたというマスコミ報道がありました。そこで、これまでに市職員に対しての教育と言いますか、どのような監督指導がなされてきたのかをお尋ねいたします。

４点目に、あいのりタクシー及び循環バスについてお尋ねします。今回、菊鹿地区におきまして、10月１日よりあいのりタクシーが実施されております。試験運行から路線バスの乗降調査など、いろいろな視点から研究され、説明会を開催され、見直しもされて実施されたものと思いますが、約２カ月間運行されてからの状況を伺います。

循環バスは、市街地行き下りと、帰りの上り、各５回で10便が運行されていると思いますが、路線バス運行時に比べて、乗車数など、どのようになっているのか。また、菊鹿地区であいのりタクシーになったため、通勤・通学に利用できなくなったとも聞かれております。路線バス運行時は毎日乗車される方、人数も把握できていると思いますので、１便ぐらいは決まった乗車場所で、決まった時間での運行はできないものか。また、いろいろな市の催しがオフトークなどで知らされているが、日曜日には行きたくても行けません。日曜日の運行や、多く利用される方への回数券発行しての割引き、または定期利用の割引きとか、そういう利用される方へのサービス向上などできないものかお尋ねいたします。

次に、市街地循環バスについて、重なるところもありますがお尋ねいたします。このバスは来年の３月までの試験運行だと聞いております。９月議会のとき、島田議員の質問で、１便当たり平均2.85人で、運行補助として600万円程度見込んでいると回答がありました。

先般、熊日紙上で菊池の便利カーの利用者が、2004年運行開始以来10万人突破、１便当たりの平均乗車人数は11.9人であり、菊池市では４年間で10万人ですが、山鹿市の場合、10万人に達するのに16～17年かかることになります。どうしてこんな開きがあるのか、自分で考えましたけど分かりません。どのようなことが成功をおさめている地区と違うのか、またどうしたら利用者がふえると思われるのか、試験運転終了後について、どのような計画を持っておられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

最後ですが、携帯電話通話エリア拡大についてお尋ねします。携帯電話のことを行政にお願いするのはお門違いと言われるかも知れませんが、あえてお尋ねいたし

ます。山鹿市民の住居地区すべてが携帯電話の通話エリアとしてカバーされていないということはご存じでしょうか。私が住んでおります菊鹿地区にも、住居区域でありながら通話できない地区、いわゆる圏外が存在しております。この文明社会において、携帯電話という文明の利器の恩恵を享受できないということは、私的な利便性に欠けるばかりでなく、公人として行動する場合、特に消防団活動に際しましては、機動力が発揮できないことにもなります。圏外で暮らす団員にとっては、火災や災害の発生時に、緊急に連絡を取りたくても、発信も受信もできないわけであります。

そこで、これまでに行政サイドから電話会社等に対しまして、通話エリアを拡大していただくような動きをされたことがあるのかお尋ねいたします。

これで１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時58分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午前11時08分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

一般質問の１点目、指定管理者制度についてお答えいたします。

本制度は、従来、公共的団体等に限定されておりました公の施設の管理主体の範囲を民間事業者等にまで広げることで、住民サービスの向上や行政コストの縮減を図る目的で創設された制度であります。したがいまして、ご質問の公募による指定管理者に期待されるものは、公募による競争原理を公の施設の管理にも導入し、すぐれた民間能力の活用による住民サービスの一層の向上及び経費縮減等を図ることであります。

次に、今回の公募による件数は21施設で15件であります。また、応募状況につきましては、公募件数15件に対し、合わせて23団体から申請があっております。

次に、公募による指定管理者の選定方法につきましては、公告と広報やまがや、市のホームページへの掲載などを通して、広く公募を行ったところであります。その後、所管課による提出書類の一次審査を経まして、選定委員会を開催し、評点による客観的な審査を行っております。その審査結果をもとに選定委員会としての候

補者の決定を行い、市長への報告、決裁という手続きを経たところであります。なお、この選定委員会につきましては、外部から２人の学識経験者を委員に委嘱し、審査の透明性・公平性の確保に努めております。

次に、これまでの貢献等への配慮なしに、一律に公募による選定を進めたのかという点につきましては、制度の趣旨からしましても、民間事業者等が有するノウハウを最大限に活用する機会を得るため、公募を原則といたしております。

次に、公募・非公募の判断につきましては、施設の設置目的、性格、利用状況等により、指定管理者を特定する必要があると所管課が認めた場合には、例外的に非公募による選定といたしております。

続きまして、一般質問の２点目、入札制度についてお答えします。合併から平成19年度にかけましては、合併に伴う経過措置として、地域性に対する考慮等も行ってまいりました。しかしながら、合併後４年目を迎えました本年度におきましては、種類別工事成績等を採用した新たなランクの設定を行い、このランクに基づく指名競争入札により、受注機会や透明性・競争性の確保に努めてきたところです。その結果、現在の落札率は全体で90.2%、そのうち低価格入札の件数は18件で、落札率は62.8%です。この低価格での入札が行われた場合の手続きといたしましては、入札業者からその算定資料等の提出を求め、担当課で工事の適正な施工が可能かどうかの調査を行った上で、契約審査委員会において審査を行っております。なお、工事の品質確保につきましては、現場立入や検査等をより入念に行い、施工管理の徹底に努めているところです。

次に、最低制限価格につきましては、本市では現在のところ設定はいたしておりません。なお、設定しない場合のメリットとしましては、競争性が最大限確保され、安価な契約が期待できることであります。逆に、デメリットとしましては、ダンピングや品質確保の問題があります。

続きまして、３点目の綱紀粛正、交通ルール遵守の取り組みについてお答えいたします。職員の綱紀粛正、特に交通事故、交通違反につきましては、事あるごとに注意を促してきたところですが、先般の酒気帯びによる物損事故につきましては、議員各位にも大変なご心配をおかけし、人事担当部長としても、誠に申し訳なく思っております。職員の綱紀粛正の取り組み状況としましては、服務規律の確保として、全職員に年３回の通達による指導を行っております。また、職員研修会等においても周知徹底を図っているところであります。特に管理職に対しましては、毎週の連絡会議等で幾度となく交通事故、交通違反だけでなく、職員の勤務のあり方について検証し、公務員としての品位を失し、市民の皆様の信頼を損なわないよう、所属職員への徹底した指導を指示してきたところです。今回の酒気帯び事故を単に

個人の問題として捉えることなく、山鹿市の組織全体として職員の意識改革を徹底し、全職員が常に公務員としての自覚を忘れないよう、気を引き締めてまいりたいと思います。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

三森総務部次長。

［総務部次長　三村兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

一般質問の４点目、あいのりタクシー及び循環バスについてお答えいたします。

まず、山鹿市あいのりタクシー菊鹿あんず号の本格運行の利用状況につきましては、10月１日から11月15日までの40日間で延べ1129人の利用をいただいております。内訳といたしましては、市街地行きの下り便で617人、菊鹿地域行きの上り便で512人であります。１日にしますと、約28人の方がご利用いただいております。なお、本年度の事業者への運行補助につきましては、半年間で約500万円を見込んでおります。

次に、廃止しました路線バスとあいのりタクシーとの乗車数の比較につきましては、運行区域や運行システム等の形態が違いますので、一概に比較はできませんが、廃止５系統のバス１便当たりの平均乗車密度は0.86人であったのに対しまして、今回のあいのりタクシーの平均乗車数は2.68人であります。

次に、あらかじめ決まった乗車場所や時間での運行についてのご質問で、その定時、定路線で運行する形態をコミュニティバスと呼ばれておりますが、同地域、同路線であいのりタクシーとコミュニティバスが同時に運行になりますと、利用者が競合し合い、非経済的であるため、現在のところは考えておりません。

次に、日曜日の運行や回数券の導入についてでありますが、日曜日の運行につきましては、生活交通の観点から、基本的に通院、買い物、金融、行政機関等への交通手段であるため、日曜日を運休としております。また、回数券等の発行による割引きにつきましては、利用状況や事業者への補助金額等を総合的に検証し、市民の皆様へのサービスの向上につながるよう、今後検討していきたいと考えております。

次に、市街地循環バスの利用状況ですが、４月から10月までの７カ月間で、１便当たり3.13人であります。そして、10月の実績では１便当たり平均乗車数が3.63人であります。わずかながら増加の傾向にあります。増加の要因としましては、区長会や老人会、地域サロン等での説明による周知の成果が出たものと考えております。

次に、菊池市のコミュニティバスきくちべんりカーとの比較ですが、菊池市の場合、現在運行している路線バスが当市に比べまして少ないこと、また市街地のみならず、郊外への市営住宅等を経由する路線としております。さらに、平成14年から

運行し、歴史があり、市民に定着しているものと考えられます。また、ご指摘の利用者の増加策につきましては、今後とも関係する各団体への説明や、周知の徹底を引き続き実施することはもちろんのこと、乗降調査によるデータ等をもとに、運行経路、運行範囲や運行時間等の見直しを行い、来年より本格運行へ移行したいと考えております。

次に、５点目、携帯電話通話エリア拡大についてお答え申し上げます。今や携帯電話は多くの人々にとって、日々の生活の中で欠くことのできないものとなっております。近年、爆発的に普及してきた一方で、携帯電話事業者のサービスに対し、少なからずも不満を感じておられる方も多く、人口の少ない過疎地域等においてはサービスエリア外地域、いわゆる圏外があります。これらエリア外地域は、携帯電話事業者にとって採算性の厳しい地域が中心となっているようです。また、一方では中継基地局建設をめぐり、地域住民へ事前の説明が行われず、住民合意がないまま建設が行われ、紛争に発展した地域もあります。

さて、ご質問の行政から電話会社へエリア拡大の働きかけをしたかにつきましては、これまで行ったことはありません。しかしながら、地域住民の皆様からのご要望であれば、このことに対して行政が側面から応援することはできるものと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

藤原議員、了解ですか。

○４番（藤原　豊君）

議長。

○議長（高野誠二君）

藤原議員。

［４番　藤原　豊君　登壇］

○４番（藤原　豊君）

２回目の質問を行います。

指定管理者制度について、来年４月に現行の指定管理者から新たな指定管理者にかわる場合、今現在、施設の管理に従事されている方々の雇用保障や出資組合など、指定管理者との協定の中に、市は積極的にかかわっていただけるのかお尋ねいたします。

また、今回の指定管理者候補者も、設置目的に沿った管理運営をさなれるものと思いますが、もし設置目的から逸脱し、営利目的に走られたときは、どのような対応をなされ、またできるのかお伺いします。

答弁で、所管課が認めた場合には、例外的に非公募による選定ということですが、

今回、そのような性格の物件については、なぜできなかったのか。また、地域の方々や関係者への説明は、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

続いて、入札制度についてです。予定価格に対しまして、どの程度で落札すれば、設計に基づいた工事が完工でき、また受注企業に何がしかの利益が生じるのか、私にはわかりませんが、競争原理が働いて、低価格がエスカレートしていったら、両方とも満たせなくなってくると思います。社会の経済状況が厳しい中、市民の生活を守る観点からも、企業の育成、雇用の確保を図っていくのも、行政として大事なことだと思います。市も何らかの手立てを講じる必要があります。入札に際して、最低制限価格を設けるのも一つの措置かと考えますが、そのような考えはありませんかお尋ねいたします。

次に、３件目の綱紀粛正について。市長以下、いろいろな指導が職員に対して行われてきたようでありますが、職員は市民のお手本でなければなりません。それでも不祥事の発生を防ぐことができなかったことは、氷山の一角ではないかと疑いたくもなります。そうであるならば、不祥事の再発防止のさらなる措置を講じる考えはあるのかお尋ねいたします。そして、それはどのようなものかもあわせてお伺いします。不祥事再発防止に対して、いろいろな措置がなされていると思いますが、この山鹿市の職員から二度と不祥事が発生しないことを期待しまして、約束をお願いいたします。

次に、あいのりタクシー及び循環バスについて質問いたします。あいのりタクシーは利用されている方、また自動車での移動ができない方にしか、そのメリット、デメリットはわかりません。今後もあいのりタクシーの乗降調査を行って、もっと利用されている方々の意見を聞いて、市民のサービス向上につながるようお願いいたします。

また、市街地循環バスの利用は、3.63人にふえているということで、来年から本格運行に移行するということですが、心配いたすところもあります。あいのりタクシーとコミュニティーバスが同時に運行は考えられないということですが、菊鹿の方から考えて、朝、下りの１便、夕刻の帰りの１便、乗りかえしなくてもできるような、何かもっと市全体を網羅できる方法とか考えていかなくてはと思います。今でも通学でタクシーとか利用されていますが、小学校の統廃合などにより、スクールバスとか、また福祉的な役割を行う地域路線のあり方など考えていく場合、各所管での意見交換といいますか、話し合いなど持たれているのか。５年後、10年後の市内の交通形態の方向性をお聞きいたします。

最後に携帯電話のことですが、電話会社も営利を目的とする企業でありますので、採算性の問題とか、いろいろな事情はあると思いますが、地域での懸案事項等の解

消ができれば、是非とも行政からの働きかけをお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

指定管理者制度についての２回目のご質問にお答えいたします。

現在、従事されている方の雇用保障などにつきましては、最終的には指定管理者の判断にゆだねられることになりますが、非常に重要な事柄でありますので、市と指定管理者との協定書締結の際の協議の中で配慮していただくよう、積極的にお願いしたいと考えております。

次に、指定管理者が目的から逸脱するような管理をした場合には、市としてどのような対応をするのかという点につきましては、今後、協定書で定めることになりますが、業務の処理が著しく不適当と認められるとき、または管理を継続させることが適当でないと市が判断したときは、業務の改善指導を行った後、場合によっては指定を取り消し、損害賠償等を命じるなどの措置をとることも考えられるところです。

次に、地元から深い思い入れなどのある施設については、非公募とはできなかったのかというお尋ねでありますが、公の施設のうち、特に収益性を伴う施設につきましては、公募を原則としており、総合的に判断して特別の事情があると認められる場合には、非公募といたしているところです。

また、地元等への説明についてでありますが、この指定管理者の指定につきましては行政処分に該当いたします。いわゆる行政としての利用許可権限のような、いわゆる権限の強い性格のものです。今回の指定にあたりましては、市民及び市民の代表であります議会に対し、説明責任を果たすため、あらかじめ議会の議決を求めるものであります。

続きまして、入札制度における最低制限価格の設定についてお答えいたします。工事等の契約につきましては、競争性が確保され、できるだけ安価で、しかも品質も確保されることが望まれることであります。本市では、現在、最低制限価格を設定せず、低入札価格調査制度に基づく手続きを行っております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、ダンピングや品質確保の問題もありますので、この最低制限価格の設定につきましては、今後の入札状況等を見据えながら検討したいと思います。

続きまして、綱紀粛正の２回目の質問、不祥事再発防止に対する考えについてお

答えいたします。今回の酒気帯び事故の後、市長より２度にわたる幹部職員への訓示、さらに全職員への通達を行うとともに、交通事故、交通違反状況を全職員に公表し、意識改革を求めたところです。また、シートベルト着用点検を実施し、今後も引き続き行う予定であります。また、アルコール探知機の各課購入のあっせんや、無事故・無違反300日運動への多数の職員参加を求めているところです。今後におきましては、交通法令講習会を山鹿警察署にお願いし、年度内に２回予定をしておりますし、次年度以降についても続けてまいります。いずれにいたしましても、一人の不祥事が山鹿市全体の信頼を損なうことにもなりますので、職員一人一人の意識改革による資質の向上を図るため、特に幹部職員による日頃の指導徹底や人材育成に努め、二度と今回のような不祥事を起こさないよう、常に緊張感をもって取り組んでまいりたいと思います。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

三森総務部次長。

［総務部次長　三村兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

２回目の質問のあいのりタクシー及び循環バスについてお答え申し上げます。

５年後、10年後の山鹿市における交通形態のあり方についてですが、今後、山鹿市の人口はさらに減少するものと思われます。また、高齢化もますます進展すると予想されます。そのため、通学のためのスクールバスや高齢者等への福祉的サービス交通を初め、地域生活交通の整備はますます重要になってくるものと思われます。従いまして、これらの移動手段を有機的にリンクさせるため、今後も関係所管と情報を共有し、その対応を図っていきたいと考えております。市民一人一人がどこに住んでいても、同じ山鹿市民である実感を共有できるような一体感のあるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

藤原議員、了解ですか。

○４番（藤原　豊君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で藤原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、森久雄議員の発言を許します。森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

22番、森久雄でございます。質疑を１点、一般質問を２点行います。

まず、議案第92号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑を行います。この条例改正中別表第１の従量加算料金140円を150円へ10円の値上げを求めているものですが、この値上げはこの時期、絶対必要なものなのかを伺います。

インターネットで水道料金改定に対する各自治体の理由説明を読んでみますと、多額の累積欠損金に苦しんでいる状況や、ダムなどからの受水経費の圧迫などでの経営難や、一般会計からの補助を受けている自治体も存在します。いずれも厳しい財政状況にあり、そのような自治体が安心で安全で安定的な給水を維持するため、やむを得ない措置として値上げをしたという理由が述べてあります。

本市の水道事業は、決算報告でも皆様おわかりのように、健全経営が続いています。それなのになぜと疑問を抱くのは私だけでしょうか。ご承知のように、今日、日本は中央・地方の別なく、グローバルな金融危機の影響により、上場企業の黒字倒産をはじめ、大手・中小・零細を問わない業務縮小や工場閉鎖などで、派遣労働者の大量解雇や正規労働者のリストラ、一時待機などが当たり前のようになり、来年度の高卒・大卒の就職予定者には内定取り消しが通知されるなど、再び氷河期が待ち受けていると言われています。このような極めて厳しい経済下にあって、１円でも無駄にできないというのが国民・市民の率直な思いであろうと思います。ゆえに、なぜこの時期、公共料金の値上げかと問いたくなるわけです。提案理由説明では、この先の事業展開に必要であるとの理由を述べられました。市民はそのことを主たる理由とした説明に、「うん」と首を縦に振ると思われますか。企業は独立採算であり、利用料金をいただき事業運営を行うのでありますが、月々の収入の中から必要経費に充て、またその中から退職引当金や貸倒引当金の蓄積、そして将来の設備交換や設備投資に対する資金を準備しているのが一般的であります。民間委託の導入も図り、今日の山鹿市水道局は健全経営で推移していると思っております。現在の基本料金と従量加算料金では、今後の経営の展望が開けず、毎月の資金繰りさえも困難であるというのであれば話は別です。しかし、まずは値上げで、将来、資金の調達を図るというのなら、企業経営としていかがなものかと思います。市民の暮らしを少しでも助けてほしいと思います。市民が納得できる相当な理由があっての値上げであるべきと思います。私は今回の上水道事業の値上げは見送るべきと思います。値上げに対する検討をもっと深めていただき、他方では健全経営のためのさらなる企業努力をお願いしたいと訴えます。

次に、一般質問に移ります。

１点目は、有害鳥獣駆除対策についてであります。質問に入る前に、まずは猟友会の皆様の害獣駆除協力に対し、感謝を申し上げておきたいと思います。さて、私

は、時節柄、市内各地に足を運ぶ機会がふえ、市民の皆様のいろんなお話をお聞きしています。その中でもイノシシ被害については、各所で異口同音に「大変困っている」「庭先まで来て菜園を荒らすようになった」「収穫直前で被害を受け、今後耕作をやめたい」などなど、尋常でない状況を語られます。素人考えでありますが、繁殖力が旺盛な彼らは、山林に食べ物が不足するほど絶対量をふやし、加えて人々が山に入らなくなり、彼たちの警戒感が緩まり、高齢化の進んだ人里近くまで来ることに慣れてしまったのではないかと思います。今後、イノシシが頻繁に出没する地域は、特定の場所として存在することなく、市内の各地で被害はふえ続けていくことになると思います。このような状況が続けば、農作業を営むことに希望を失い、住みにくい地域だという思いが募り、耕作放棄地の増加や過疎に拍車がかかることは十分予測されます。個人でなす対策もそれなりにありましょうが、労力や資金面で限界があります。今急がれるのは何といっても数を減らすことにあると思います。そこで、私は行政としては取りうるあらゆる施策を求めたいと思います。

１、まずお尋ねします。昨年のイノシシによる被害はどの程度か把握されていますか。今年度はどの程度まで把握されていますか。捕獲数は昨年は何頭で、今日時点では何頭の捕獲が行われていますか。これまでの有害鳥獣駆除対策はどのように取られてきましたか。次年度以降の対策については、どのようなお考えをお持ちでありますか。

２、次にいろんな方の声をお聞きした中から、私なりの害獣対策に対する提案を申し上げたいと思います。一つは箱わなの設置に対する提案です。現状は箱わな設置ができるのは狩猟免許取得者であり、設置できる場所、捕獲範囲は自己所有の農林地内となっています。自分の農林地内だけに出没するイノシシに限るということでしょうか。イノシシのけもの道が他人所有地にあった場合、わなを仕掛けることはできません。これでは到底、対策にはならないものと考えます。そこで、ぜひ取り組んでいただきたいのは、箱わな設置を地域としての面的な対策として乗り出していただきたいということです。１行政区あるいは複数の行政区をまとめていただき、狩猟免許は絶対の条件ですから、その区内に１人でも狩猟免許取得者が存在すればよしとして、行政区民の話し合い、協働によって、行政区内のいずれの場所にも箱わな設置ができる、このことの実現・実施に取り組んでいただきたいと考えるのです。また、箱わなの調達についてでありますが、自前製作につきましては補助をお願いしたいし、市からの貸与も検討いただきたいとお願いしたいのであります。

次に、行政内部に害獣駆除専門の係設置をぜひお願いしたいと訴えたいのであります。設置の期間は時限立法でも構いません。５年間なら５年間、強力にかつ集中して対策に当たる係であります。猟犬を飼い、猟銃を持って、山に入れと言ってい

るのではありません。行政と住民が知恵と力を合わせ駆除にあたるとともに、彼らが山で暮らせる環境はどうすれば整えられるかなども研究していく精鋭部隊を設けていただきたいのであります。

以上の２点について答弁を求めたいと思います。

もう一つ加えまして、思いを述べておきたいと思います。駆除したイノシシの処分はどうするのかという点に思いが至ります。私は、以前から、山鹿の名物料理としてシシ肉料理を提供することはできないかと考えてきました。インターネットで調べてみましたが、全国でかなり高価な料理として紹介されています。名物料理にしろというが、処分に困るほどには捕獲されないだろうと言われるかも知れません。しかし、今後の対策によって、それなりに駆除効果があらわれれば、処分の一方法として考えることはあっていいのではと思います。年間を通した供給が可能となり、予約制にした注文料理として、ホテル、旅館、食堂、飲食店等での提供に取り組めるものだと思います。これは私の個人的な希望であり、行政に要望するようなものではなく、観光振興のヒントにでもなればと思い、つけ加えて述べさせていただきました。ただ、行政内でこのことに関して何かお考えがあるのであればお聞かせをいただきたいと存じます。

一般質問の２点目、山鹿上野焼窯跡の発掘調査についてであります。ここに第３回山鹿市文化歴史講演会、「山鹿上野窯」蓑田克彦、中村幸史郎、両講師の講演録があります。文中に述べられている内容を幾つかピックアップして紹介します。

江戸時代の初め、加藤氏改易の後、細川氏が豊前から肥後に入りましたが、その際、豊前上野の焼物師の一部も肥後に移ってきた。その子孫が焼いた焼物が八代焼や小代焼であり、このとき山鹿にも上野の焼物師が移ってきて焼物を焼いた。中でも藩主忠利公の御用焼物師を務め、茶道具などを焼いたのが庄三郎という人でした。彼は山鹿郡津留村下宮に住んで、御用窯を務めたと述べています。また、山鹿上野家の古文書、先祖付には、初代又介細川忠興に丹後の国で召し抱えられ、御焼物師になった。豊前に移った折には、お供して共に移った。２代目庄三郎は肥後入国にお供して、山鹿郡津留村下宮に住み、御用窯を務めた。三代目の四郎兵衛は、庄三郎のせがれで、父同様に御用窯を務めていたが、天和３年、(1683年) ５月の大雨で、下宮の山が崩れ、窯家を打ち壊し、復旧を願い出たが認められず、その後は焼物をやめてしまったとあります。窯跡はどこかということになりますが、下宮地区には窯跡は見つかっていません。その代わり、三岳小学校の近くに二つの窯跡が確認されている。一つは北北東の今寺地区、もう一つは南西部の辺田地区、このような講演の内容であります。これまで本格的な調査は行われてきませんでしたが、今後の発掘調査で、茶道具が焼かれていたことがわかる出土品が確認できれば、そこは間

違いなく庄三郎が藩主のために茶道具を焼いていた御用窯だったということになると思います。また、松井文庫に「山鹿焼長肩衝茶入」なるものが写真とともに紹介されております。貴重な証拠資料ではないかと思っております。私は、山鹿の歴史をより詳しく解明する意味でも、本格的な発掘調査をこの２カ所に実施してほしいと願っています。当然のことながら、地権者のご同意を得た上でのことでなければなりません。もし発掘調査で立派な茶道具が出土したりすれば、市内各地で作陶されておられる方々に、山鹿上野焼の復活に向けた新たな情熱を燃やすきっかけを与えるのではないかと期待をいたします。さらに起業として新たな展開をも期待できるのではないかと思います。ぜひ、教育委員会のもとで権威ある本格的な発掘調査を強く要望をいたします。教育長の次年度予算を含んだところの答弁をお願いをしておきたいと思います。

最後に、ここ１年間、処分を伴う不祥事が相次いで起きましたが、このことで職員全員に対する厳しい市民のまなざしが注がれてきています。これにより心配しますことは、職員が萎縮したり、モチベーションを下げることになりはしないかということです。再発防止に一丸となって取り組むことが新たな信頼につながっていくことは言を待ちません。先頃、熊日新聞に無事故・無違反300日運動の参加の取り組みが大きく、幸村英星課長を中心とした写真が載っておりました。早速の具体的な取り組みであると、うれしく読ませていただきました。今後も直接に、あるいは一般質問等を通じ、多くの市民要望が出されます。これらを具体化、実現させるには、幹部の理解は当然ですが、何と申しましても多くの職員の情熱を伴った努力や、粘り強い頑張りがなければ、よき結果など望めません。今後とも高く志を掲げ、活気あふれる山鹿市づくりの先頭に立っているとの気概を持ち、かわらぬ努力、働きを続けられんことを願いとして申し上げるとともに、職員の皆様にはこれまでと同じく厚い信頼と大きな期待を寄せてまいりたいと思っています。

以上で１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。宮本水道局長。

［水道局長　宮本榮次郎君　登壇］

○水道局長（宮本榮次郎君）

森議員の質疑にお答えいたします。

本市の水道事業は、平成８年の料金改定以来、損益、財務ともに、健全な向上が維持され続けてきました。しかしながら、給水人口の減少や節水型社会への移行により、生活用水量が減少するなど、近年の水需要の低下によりまして、年間総有収水量は300万立方メートルを下回るようになり、職員削減による人件費の抑制を初

めとした懸命な経費の削減にもかかわらず、純利益はこのところ減少傾向にあります。また、古いものでは供給開始から50年が経過するなど、水道施設の全体的な老朽化が進む中で、将来にわたって安全で良質な水道水の安定供給を担保するためには、故障した際に部品調達が困難とされる施設、能力に問題のある施設等の継続的かつ計画的な更新整備が不可欠であり、その第一歩といたしまして、中村水源地の施設改修に平成18年度から３カ年計画で取り組んでいるところです。さらに安全・安心な水道を再構築するための集中的な設備投資が必要であります。それ以前の建設改良費の主なものは、配水管の布設がえが中心であり、その事業費は１億円程度でありましたが、今後の水源施設の整備にあたっては、これに加えて相当な事業費の増加が見込まれます。このような状況の中、平成19年度決算では退職手当支給に伴う経費分を控除した上で比較しても、供給単価と給水原価が均衡しており、経営状況の悪化が顕在化してきています。そこで、平成20年度から平成25年度を算定期間として、この期間の水需要の予測と施設整備計画をもとに収支計画を検討いたしました。「水道料金は能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし、公正妥当なものであること」と水道法にも規定されておりますが、現行の水道料金で事業を継続した場合の収支計画によると、水道水１立方メートルを幾らで販売しているかという供給単価は、今後も124円程度で推移する一方、施設整備に伴う減価償却費の増加などから、水道水１立方メートルを製品化するためにかかる費用である給水原価は、平成21年度には130円を超え、その後も上昇し、原価割れの状態が続くことが予想されます。

そこで、今回の料金改定にあたっては、供給単価を130円まで引き上げるところでの新料金案を検討し、条例改正の提案をさせていただいたところです。さらに、提案理由の説明の際、改正理由の１点目に挙げましたとおり、今回の改正は合併協定項目により、簡易水道料金の統一を図ることはもとより、上水道を含めたすべての料金体系の統一を図るために行うものであり、市全体の水道事業の経営健全化に向けた料金改定であります。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

一般質問の有害鳥獣駆除対策についてお答えいたします。

１点目についてですが、年々、イノシシ等により農林業被害は増加しており、特に高齢化・過疎化が著しく進んだ中山間地域では、深刻な問題となっております。昨年度の被害状況でありますが、被害面積が41ヘクタールで、被害作物として、タ

ケノコ、水稲、ミカン、ブドウ、スイカ、大豆、飼料作物、野菜類、栗、カライモ等で、被害金額は推計で3309万5000円となっております。また、捕獲頭数は515頭でありました。本年度は11月末時点での被害の状況は、水稲で約５ヘクタールの被害を確認しております。その他の作物は今後調査し、実態把握に努めてまいります。また、捕獲頭数は９月末現在で120頭であります。11月15日からの猟期に入り、あわせて有害鳥獣駆除の捕獲許可も出しておりますので、これからの捕獲頭数はふえてくるものと思われます。これまでの有害鳥獣対策につきましては、農林業の方たちが農作物を防護するための電気柵設置事業と、銃、わなによる捕獲駆除によるための委託事業を行っております。また、新規に狩猟免許を取得される方に補助を行い、従事者の後継者確保にも努めているところであります。事業費といたしましては、570万円であります。

次年度以降の対策についてですが、捕獲頭数を増加させるなどの効果の上がる方法で、事業の見直しと農林業者みずからの力で害獣駆除ができるような事業の展開を図らなければならないと考えております。例えば、２点目の質問で指摘されているように、農林業者みずからが駆除する方法として、箱わなの購入への助成に取り組み、今まで以上の有害鳥獣被害防止対策に努めてまいりたいと考えているところです。

議員ご指摘のように、面的な対策をとらなければ、イノシシの頭数の減少にはならないと考えておりますので、行政区民みずから積極的に取り組まれることは、大変望ましいことだと思います。今後、市といたしましても、積極的に取り組まれる地域に対して支援していく所存であります。行政区での取り組みは、狩猟免許の取得、登録が必要となりますので、法的な問題をクリアしていただくことが必要と考えています。その上で猟友会の方々に捕獲の指導をしていただくなど、被害を受けておられる農林業の皆様と協働による害獣駆除対策に取り組んでいきます。

次に、行政内部に害獣駆除の専門係を設置したらどうかということですが、現在、農林振興課林業振興係で事業の執行を行っておりますが、中山間地域の農業を図るためにも、害獣駆除は重要性を増すものと考えております。したがいまして、専門的な知識も必要であり、住民の方々と協働して対策を図る上でも、担当係の設置は議員ご指摘のとおりと考えておりますので、専門の担当を配置するのか、専門の係を設置するかについては、より一層効果的な取り組みができるよう、人事担当部署とも協議の上、前向きに検討してまいりたいと考えております。

最後に、提案いただきましたシシ肉料理につきましては、私どももイノシシ肉を特産品とする先進的な取り組み事例を把握しており、調査・研究を行うこととしております。以上、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

森議員の一般質問の２点目、山鹿上野焼窯跡の発掘調査の要望についてお答えいたします。

山鹿上野焼の歴史については、ただいま森議員の方から詳細なご紹介がなされたとおり、まさしく近世熊本の陶磁器の歴史を考えるときの原点ともいえる焼き物であると理解しております。また、議員におかれましては、福岡県赤池町の上野焼窯についても調査に行かれたとお聞きしております。大変ありがたく思っております。山鹿上野焼に関しましては、昭和36年に浜口三富氏の研究が、城北史談会発行の「石人」に発表されておりましたが、当時は窯跡の確認には至っていなかったようです。その後、昭和54年に今寺地区で民家建設の際に、多くの陶器片が発見され、その一部が博物館に持ち込まれて、初めて窯跡を確認したのが経緯であります。また、昨年、文化課の中村審議員が現地で、辺田地区にも窯跡があり、圃場整備事業や民家建設に際して、多くの陶器のかけらが出ていたことなど、聞き込み調査をいたしております。さらに一部の陶器のかけらを出土文化財管理センターに持ち帰り、調査したところであります。これまでの調査では、ただいま申し上げました窯跡２カ所に加え、陶工たちの墓地を確認しております。特に、最初に細川藩の御用窯として存在していたのは、三岳小学校南側の辺田地区で確認された窯跡であろうと考えております。この窯は寛永９年(1632年)創業から、天和３年(1683年)５月の大雨により壊れるまで操業していたものであります。したがいまして、窯の規模や工房の跡などについては、現段階では明らかになっておりません。もう一つの今寺地区に残る窯跡には、現在も民家の裏山にたくさんの陶器の破片が埋もれており、民家の方のお許しをいただいて見ることができます。当初、こちらの窯が開業当時のものではないかと考えておりましたが、窯跡から掘り出されている資料を見てみますと、すり鉢など、素焼きの陶器のかけらばかりで、釉薬、いわゆる上薬をかけたものはほとんど見ることができませんでした。いわゆる日常生活用の陶器を焼いていたものと考えられます。したがいまして、この窯は再興した窯であろうと考えているところであります。

議員ご質問の発掘調査についてですが、山鹿上野焼については、現在、焼き物そのものの確認ができておりませんので、細川藩の御用窯として操業されていた時期の焼き物を明らかにすることは、山鹿市のみならず、熊本県の陶磁器の歴史を考える上で重要な課題であろうと考えるところであります。

さらに、窯跡の規模や範囲を確認することとともに、当時の作業場といえる工房跡や、材料の燃料、粘土を精製するための施設など、付属施設が存在していたことも考えられます。山鹿上野焼については、これらのことを踏まえ、まずは現地での詳細な聞き込み調査を行った上で、開業当初の施設の全体像を明らかにし、計画的な発掘調査に至るような手順を踏んでいければと考えております。また、調査に当たっては、陶磁器の専門家の指導も得て、より精度の高い調査を目指していきたいと考えます。したがいまして、次年度は現地の方々に対する聞き込み調査から手がけていければと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

ここで昼食のため、休憩いたします。午後１時から再開いたします。

午後０時02分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

２回目の質疑を行います。

一般質問の２点ですが、有害鳥獣駆除対策につきましては、大変前向きなご答弁をいただきました。安堵いたしました。今後の取り組みが功を奏しまして、数の減少が期待をできるものと確信をいたしております。イノシシの害、あるいは菊鹿地区においてはサルの害も出ているように聞いておりますけれども、そういう皆様方に対し、ぜひ、よき朗報をもたらしていただけたらと思っております。そして、喝采を浴びられるように期待をしておきたいと思います。がんばっていただきたいと思います。

上野焼でありますけれども、予算化を期待してということを申し上げましたけれども、答弁を聞きまして、まずは聞き込み調査からということであります。その前段には本格的な発掘調査というものを十分述べられましたので、これからの調査にご苦労があろうかと思いますけれども、ぜひがんばっていただきたい。そして、結

果について、もしそれらしい物が出なくても、失望はしないようにしております。でも、何もしないで夢のように思い続けることは害でありますから、ぜひよろしくお願いしておきたいと思います。

水道事業給水条例改正に対して、先ほどの答弁を受けまして、２回目の質疑を行います。

まず、供給単価を124円で維持するにはどうすればよいか。今の経営の中で見直す点はもうないのか。民間委託の委託料については、経営状況に照らし、適正かどうか。旧水道局社屋の処分を急ぐべきとか、当面の諸工事で緊急を要するもの、今しなくてもよく、先延ばしにできるものはないのかなどなど、十分検討されたのか、このことを伺いたいと思います。経営悪化を懸念されておりますけれども、今申し上げましたもろもろの点において、内部の精査が本当に値上げを結論としてよいのかと問いたくなります。130円をはじき出しておられますが、そもそもの根拠たるものはどのように計算されてのことか。130円で行き詰まれば、さらなる次の値上げを考えられるのではないか、この点も伺っておきたいと思います。

私は、今回の値上げ理由を一般の競争他社が存在する場合で考えたとき、説明された理由では、他社にとってまことにくみしやすい相手となるものと思います。利用者は敏感に安い料金を選ぶからであります。他方が懸命の経営努力によって価格据置を実現していけば、淘汰されるのは自明の理です。しかし、本市の水道事業は独占であり、このままでは今後はやっていけないと主張すれば、利用者は甘んじて受け入れざるを得ません。この点が日増しに経過が悪化してきている今日の厳しい経済状況下であっても、値上げが必要だといえる理由ではないかと思うのであります。

12月１日付けの広報やまがに掲載している19年度決算状況でも明らかなように、３企業会計の中でも、流動資産５億7986万円はトップであり、十分な資金を保有しています。経営状況を比較しますと、病院、下水道会計と雲泥の差があります。将来不安を払拭するため、早めに手当をしておこうという考え方ではなく、今日の経営をいかに健全に維持させるかに腐心していただきたい。市民にご負担をお願いするのは最後の最後です。値上げを打ち出せば、非難はしても、結局抵抗できないのが独占事業と利用者の関係です。であればこそ、値上げに頼らない経営努力を続けることが、独占事業であるがゆえの課せられるべき、自覚すべき最大の責務ではないでしょうか。重ねて申し上げます。今回の値上げは見送っていただき、一層の経営努力による独占事業の役目を果たしていただきたい。このことを申し上げて、２回目の質疑を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。宮本水道局長。

［水道局長　宮本榮次郎君　登壇］

○水道局長（宮本榮次郎君）

森議員の２回目の質疑にお答えいたします。

今の経営の中で見直す点はないかというご質疑ですが、本市水道の主要施設である中村水源地改修工事については、事業の大半が終了し、19年度までの完了部分については、本年度からこの試算に係る減価償却費を新たな経費として確実に負担していかなければなりません。また、同事業に係る企業債償還についても、元金部分は５年間据え置かれますが、利息分につきましては、同様に新たな経費として発生してまいります。これまでにも徹底した経費削減を進めてきた中にあって、この増加分を補う経費の削減は不可能であります。平成14年度には14名であった水道会計の職員を、現在の８名まで削減する一方、昨年度からの水道業務の民間委託については、多方面からの情報収集と局内での十分な精査を行った上での導入であり、その委託料につきましては適正なものであると考えております。そして、その効果を発揮しながら、さらに経営の効率化に努めているところです。

また、旧庁舎跡地の処分につきましては、２度にわたる公売公告を実施しましたが、入札までには至っておらず、引き続き検討を行い、遊休資産の処分に努めてまいります。

次に、施設整備につきましても、現在、予備系統を持たない津留水源地の第２水源開発や、方保田水源地の自家発電機整備等、安全で安心な水道水の安定供給のためには、整備計画に基づいた早急な整備を進めていかなくてはなりません。加えてコンビニエンスストアでの料金収納など、市民生活のニーズに適合した新たなサービスを提供することで、新しく発生している費用もあります。

今回、料金改定の根拠といたしましては、給水原価130円の算定でありますが、平成20年度から平成25年度を算定期間として、水道事業総合基本計画における水需要予測結果を踏まえまして、この期間の営業費用、減価償却費、支払利息、資産維持費の見込額である総括原価をもって算定したものであります。

今回は、市内水道料金体系の統一を図ることを主眼としておりますが、また昨今の経済状況等もかんがみ、必要最小限の料金改定をお願いするものであります。議員ご指摘の130円で行き詰まれば、次の値上げを考えているのかということですが、今後も不断の経営努力を続けた上で、経営状況が好転せず、原価割れの状態が続くようであれば、さらなる料金改定の検討の避けられないのではないかと考えておりますが、そうならないように、さらなる努力をいたしてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

森議員、了解ですか。

○22番（森　久雄君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

ただいまの答弁に対しまして、３回目の質疑を行います。

中村水源地改修工事完了に伴う新たな経費として減価償却費負担が発生した。企業債償還の利息分が新たな経費として発生すると、今述べられました。このことが値上げ理由の一つになるのであれば、改修工事提案の際、議会に対し、完了後は経費増加になるので、料金値上げを予定していると、なぜ説明されなかったのかと問いたくなります。そのような説明が加えてあったとしたら、議会は給水施設は別にしても、新局舎建設に対しては、旧水道局舎の建物がいまだ十分利用可能であり、浄水センターから旧水道局舎へ再度引き上げ、種々のシステムはそこに導入すれば済むことではないか。新局舎建設は不要不急であると質疑・質問が相次いだのではないかと思います。

中長期事業計画が立てられているものと思います。その内容が十分に検討を重ねた結果が盛り込まれていると思いますが、社会情勢、経済状況の変化を見極めていくためにも、毎年見直しをかけることは常套的な手段であります。そのことにより、値上げを回避する、あるいは値上げに至らない事業展開こそが独占的公営事業ではありませんか。この答弁をもって、値上げ理由としてはならないと思います。

もう１点申し上げます。コンビニエンスでの料金収納サービスで、新たな経費の発生も述べられました。このサービスは時代のニーズに応じ、利用者の便宜を図るとともに、一方では集金人の方を減らし、費用の大幅な削減を図る手段としての採用でもあったと思います。結果は費用増になったわけですか。であれば、雇用創出の意味でも、再度、集金制度を復活させるべきではないですか。いかがでしょうか。

また、最後に、今回の値上げをもってしても、経営状況の好転が見られなければ、さらなる改定の検討もあると今述べられました。これは言い過ぎではないかと思います。値上げを提案しているそばから、この先も値上げがあるかもよと、ついでに言っておくとは、今回の提案そのものの検討の甘さを語っておられるに等しいと言わざるを得ません。もし、このような考え方を厳しい財政下にある下水道課が採用すれば、とんでもない額の値上げを利用者に求めることになります。この答弁もし

てはならないものだと思っております。今日の厳しい経済状況にかんがみ、市民の負担が少しでもふえないようにとの思いから、値上げ理由にいろいろと反論してきましたが、最後はやはり水道事業管理者である市長に答弁をお願いしたいと思います。

私は、今まで述べたとおりの理由をもって、見送りを主張しておきますが、市長は今回の提案をどのようなお考えで出されたのかをお伺いして質疑を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの森議員の３回目のご質疑にお答えいたします。

水道事業経営は、清浄にして豊富・低廉な水を安定的に供給することが求められております。利用者である市民の皆様にとっての水道は、豊かな市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインであります。この上で安価な料金を維持していくことは大切なことであると認識しておりますが、将来にわたって、健全な事業経営を維持していくために必要な料金収入を確保することも水道事業者としての重要な責務だと考えております。さらに料金改定に対する水道事業等懇話会の答申結果を尊重した上で、今回のご提案をさせていただいたところであります。今後も不断の経営努力を重ね、水道事業の経営健全化に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。以上、お答えといたします。

○議長（高野誠二君）

以上で森議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、丸山寛治議員の発言を許します。丸山議員。

［25番　丸山寛治君　登壇］

○25番（丸山寛治君）

25番、丸山寛治です。よろしくお願いします。

議案第107号　公の施設の指定管理者の指定について。これは山鹿市特産工芸村及び山鹿市鞠智城跡物産館の指定管理者の指定についてでありますが、この件について質疑いたします。

この特産工芸村「あんずの丘」と、現在、国営公園を目指しています歴史公園鞠智城跡地にあります鞠智城跡物産館は、地域の特性を生かして、また鞠智城跡の貴重な財産及び魅力ある特性を生かし、都市住民の来訪を促し、交流を促進するなど、地域の農林業及び商業、観光の振興を図る目的で建設されたものであります。地元の関係者はもとより、市内外の人々からも特に関心が深く、また期待されている施

設でもあります。この施設は、現在、平成18年４月から第三セクター「株式会社あんずの丘」が指定管理者として管理の代行を行っています。平成21年４月からは、新しい指定管理者にかわる予定でありますが、このことについて３点ほど質疑いたします。

まず１点目ですが、指定管理者への管理委託の内容はどのようなものか。また、指定管理者が管理協定に違反した場合はどのようになるのか伺います。

２点目は、現在の指定管理者である「株式会社あんずの丘」主催で行っている特産工芸村及び鞠智城跡物産館での各種イベントは、今後どのような計画がされるのか伺います。

３点目は、農産物直売所「あぷりぃ」では、現在、地元の農家などから、農産物等の出荷を行っていますが、この農産物等の、出荷は今度どのようになるのか。また、現在の指定管理者の「あんずの丘」が特産工芸村及び鞠智城跡物産館で雇用している人たちはどのように予定されるかお伺いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

１点目の質疑にお答えいたします。

まず、特産工芸村及び鞠智城跡物産館の管理に関する基本的な考えとしましては、施設の設置目的に基づき管理運営を行うこと、地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること、現在の出荷協議会から出荷された農産物を初め、市内農産物の取り扱いを基本とすることなど、指定管理者の公募に際した仕様書に基づき、管理運営をしていただくこととしております。

指定管理者への管理委託の内容につきましてですが、市と指定管理者とで締結します基本協定に基づき管理が行われます。基本協定は、指定管理者仕様書及び公募の際に提出された事業計画書等に基づき、市との協議により、管理業務の内容、管理物件、指定管理者の責務、指定期間、指定管理料等を定めることになります。協定書に違反した場合につきましては、指定管理者が管理を継続することが適当でないと認められるときを含め、指定管理者の指定を取り消し、または業務の全部または一部を停止させ、支払った経費の全部または一部の返還及びこれにより生じた損害の賠償を命ずることになります。

２点目の今後のイベント計画につきましては、これまでの施設の設置目的に沿って実施され、定着されているサッカー大会等のスポーツ大会や青空市、工芸展等のイベントを継続しながら、施設の効用を最大限に発揮させるために、指定申請の際

に提案のあった自主事業を積極的に行っていただきたいと考えております。

３点目の農産物等の出荷につきましては、あんずの丘直売所「あぷりぃ」、鞠智城跡物産館、いずれも農産物等の販売を通じて農家等の所得の向上による地域の活性化を目的として、市が整備した施設であります。設置目的に沿って指定管理者による管理が行われますので、現在の出荷体制が変わることはありません。また、株式会社あんずの丘に雇用されている方につきましては、第一義的には株式会社あんずの丘と新たな指定管理者との当事者同士での協議になりますが、株式会社あんずの丘の最大株主である市といたしましても、職員本人の意向を尊重しながら、継続した雇用が確保されるよう努めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○25番（丸山寛治君）

議長。

○議長（高野誠二君）

丸山議員。

［25番　丸山寛治君　登壇］

○25番（丸山寛治君）

ご答弁ありがとうございます。

この議案の質疑を行うにあたりまして、ただいまご答弁いただいた内容と重複する点があるかもしれませんが、２点ほどお願いをしておきたいと思います。なお、答弁は必要ありません。

第１点目は、現在の指定管理者である株式会社あんずの丘は、市が出資する第三セクターであり、代表取締役は副市長が務めておられます。当然のことではありますが、平成20年度の残りの指定期間内における業務をしっかり最後までやり遂げるとともに、提案される時期、指定管理者への事務引き継ぎが円満に行われるよう、会社を挙げて取り組んでいただきたいと思います。そして、生産者である出荷協議会や施設の利用者に対して不安感を抱かせることがないように、また支障が及ぶことがないように適切な対応や説明をお願いします。雇用の面に関しても、同様に適切な対応や職員への説明をお願いしておきます。

２点目は、現在、特産工芸村及び鞠智城跡物産館は、都市と農村の交流や地域経済の活性化の拠点であり、菊鹿地区、そして市にとっても重要な施設の一つであると考えております。平成21年度以降におきましても、今以上に積極的かつ適正な管理運営がなされ、より多くの皆様方に利活用いただけるのをご期待申し上げます。

また、市にあっては、施設の設置者として、指定管理者に対する厳正かつ適正な監督や指導を行うようお願い申し上げまして質疑を終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

以上で丸山議員の質疑は終了いたしました。

次の通告順により、丸山康昭議員の発言を許します。丸山議員。

［30番　丸山康昭君　登壇］

○30番（丸山康昭君）

30番、丸山康昭でございます。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして質問をいたします。

まず、農村公園や森林の有効な利用・活用と管理体制について質問いたします。鹿央地区には、農村公園と呼ばれる地域の方々の憩いの場となっている公園が幾つかあります。それぞれ地域の方々の手により管理・利用されています。そのうち山内地区農村公園というのが山内小学校近くにあります。森林も含めて１万3725平米の面積があり、小高い丘全体が公園となっており、旧鹿央町時代にはゲートボール場や便益施設の整備を行い、小学校の野外活動や子ども会のキャンプなど、地域の交流の場として活用されておりました。しかし、近年においては利用もほとんどなく、山林への竹の侵入等もあり、何かと再生して地域のふれあいの場として活気が取り戻せないものかと考えていたところであります。ところが、早速、先日、松永農林部長を初め、職員の方々、地域の住民の方々と連携して、早朝より下草刈り作業をされ、大変だったと思います。今後、森林の間伐や竹の伐採作業も行い、最終的には市民の方々や学校の児童・生徒の手による植樹も予定しているとのことで、非常によい試みだと思っております。この取り組みは市民参加の森づくりという事業に基づくものということですが、農村公園や森林の有効な利活用について、市としてしっかり推進されるように望むところであります。

そこで、２点質問いたします。１点目は、市民参加の森づくりは、今後どのような事業展開を考えておられるのか質問いたします。２点目は、既に整備された農村公園や市民参加の森づくりで整備された森林の今後の維持管理はどのような体制で行われるのか質問いたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

１点目の市民参加の森づくりの今後の事業展開についてお答えいたします。市民参加の森づくりの趣旨につきましては、市民の方々に森林の役割、仕組みを体感し

ていただくことにより、市民の参画による里山・山林の再生活動を促進していくものであります。今後の具体的な事業展開ですが、今回の取り組みは比較的小規模であります。来年度以降は、市有林の中でも比較的緩やかな傾斜で眺望のよい場所や、本事業の趣旨に賛同いただける方が所有しておられる民有林を候補地として選定し、年次的に推進してまいりたいと考えております。

２点目は、農村公園の今後の維持管理についてお答えいたします。農村公園は市内24カ所にありますが、設置されました目的は、地域住民の方の憩いの場や健康づくり、コミュニティ活動の場として整備されたものであります。今後の維持管理につきましては、公共施設の利活用促進の観点から、広く不特定多数の方が利用されている公園につきましては、従来どおり市が直営で管理してまいりたいと考えております。また、利用者が地域住民の方に限定されている公園につきましては、地元管理を基本に、より利活用がなされるよう努めてまいります。

次に、市民参加の森づくりで整備された森林の今後の維持管理について、いやしの場、学びの場、健康づくり活動の場として活用できる場所につきましては、森林ボランティアや緑の少年団、森林組合などのご協力を得ながら、適切な管理を行ってまいります。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○30番（丸山康昭君）

議長。

○議長（高野誠二君）

丸山議員。

［30番　丸山康昭君　登壇］

○30番（丸山康昭君）

本年度の予算は80万円程度ということで、今後、増額される傾向にあるというようなことをお聞きしております。先ほど、この公園は山内小学校校区の方々が昔からなじみ、親しんでこられた公園です。高速道路の通行が見える公園として、またスギ、ヒノキ等を全部伐採し、桜、ツツジ等を植えた方がよいとか、あるいは河川を利用して魚釣り等ができるようにしてはとの意見もあるようです。山内校区全体で検討委員会などをつくり、地域に密着した憩いの場となるよう工夫をお願いしたいと思います。また、一つの提案をいたします。オーストラリアの桜といわれるジャカランダの苗木が鹿本農校に植樹、管理されています。先日、鹿本農校の校長先生とお話したところ、６月頃、オーストラリアから贈られてきた苗は、４、50センチぐらいだったが、現在１メートル50ぐらいに育っているということです。花は藤

紫色で、木の大きさは約15メートルぐらいの高さになり、６月頃に咲くそうです。木も強く、栽培もしやすく、大変きれいな花木だとお聞きしました。桜の後の花として、大変魅力あると思います。このジャカランダは、オーストラリアのボブ・ホーク元首相から贈られたもので、現在の持ち主はボブ・ホーク・スカラシップ財団となっており、山鹿担当の栗川氏にお会いし、農村公園や鹿央の物産館周辺に植えるならば、分けてもらえないかというようなお話をしましたところ、快い返事をいただきました。詳しくは、来年、植樹に関する委員会等を設置して、山鹿の名所づくりにしたいというようなことです。今後、執行部でも検討をお願いしたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

貴重なご提案、ありがとうございました。

地元の皆様方のこの公園に対する思いも深いようですので、ご意見等をお聞きし、検討する場を設け、実施していきたいと考えております。

また、ジャカランダは世界の三大花木の一つと聞いております。植樹する木の種類、候補としまして、今後検討させていただきます。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○30番（丸山康昭君）

議長。

○議長（高野誠二君）

丸山議員。

［30番　丸山康昭君　登壇］

○30番（丸山康昭君）

１点目の質問につきましては、よろしくご配慮方お願いいたします。

２点目の質問に入ります。南側玄関口構想について質問いたします。合併協議会では、福岡ターゲット構想の中に、新市の南側玄関口として、物産館や情報発信基地を新設するとともに、民間施設や既存の物産館と連携を図り、観光や地域産物、宿泊施設などの情報提供を行うとありますが、全然進められていないようでありましたので、山鹿市の南側玄関口にふさわしいものを９月頃までに計画し、松永部長のとき、実現をお願いしますとお願いしてきたところです。９月に部長の方より、ＪＡ鹿本と協議検討中であるので、12月まで待ってほしいとのことで期待して待っ

ていました。すばらしいものが計画されたようですので、どのようなものか説明をお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

一般質問の２点目の山鹿市南側玄関口構想について、農産物直売所計画についてお答えいたします。

農産物直売所計画は、農産物価格の低迷が続いている中で、高齢者や女性層を含めた農業の所得向上、地域の活性化と農業の振興の柱として、国の補助事業制度である経営構造対策事業を活用して計画されております。

事業主体はＪＡかもとで、建設場所は国道３号線沿いのＪＡかもと敷地内のグリーントップ隣接地が予定されています。

事業着手の時期でありますが、来年度21年度着工完成を目指し進められておりましたが、20年度、国の景気対策による補正予算の本年度内採択を受けられるならば、本年度末より着手を考えられております。

事業内容でありますが、新鮮で安全な地元農産物や加工品などを消費者に提供することによって、生産者と消費者の交流の場づくりが進められております。さらに、これを通じて、生産者の皆様の生きがいづくりに貢献すると同時に、地元農産物・加工品のブランド化や、地域農業の発展に寄与することを目指した農家の直売所としてファーマーズマーケットを計画されております。このファーマーズマーケットは、農家の皆様方に出荷していただき、販売委託を受け、新鮮で安全な地場農産物や加工品などを、消費者の方々に直接提供する施設です。

事業費等については、ＪＡかもとで詳細に検討されておりますが、現在、施設面積1000平方メートルで、総事業費として３億円以内を見込まれております。

以上、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○30番（丸山康昭君）

議長。

○議長（高野誠二君）

丸山議員。

［30番　丸山康昭君　登壇］

○30番（丸山康昭君）

質問に入ります前に、資料配付をさせていただきたいと思います。議長の許可をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定により、これを許可いたします。

職員に配付いたさせます。

［資料配付］

○30番（丸山康昭君）

ただいま配付いたしました資料は、今回の物産販売所ではありません。質問の途中の資料として使わせていただきたいと思います。

まずもってお礼を申し上げます。短時間の間に、ここまで進めてこられた担当部課長の方々、またＪＡの方々に感謝を申し上げます。

ＪＡかもとの資料によりますと、店内に惣菜加工販売室、地域食材加工室あるいは精肉加工室、お茶コーナー、青果コーナー、情報発信コーナーなど、店舗内に設けてあるようで、農産物販売面積も約500平米と、山鹿市の農産物すべてを網羅したファーマーズマーケットとしては、大型店法の規制の中で最大限のすばらしい物産販売所であると思います。

しかし、山鹿市の南側玄関口構想としては、物足りない思いです。最低でも物産販売所、地産地消型のレストラン、地域産物を使って30名以上が参加・体験できる加工施設ぐらいはセットされた施設をと思っておりました。

先ほど配付いたしました資料は、合併前の鹿央町で、国道３号線のＪＡかもとグリーントップ近くに、町の玄関口として企画課とコンサルタント会社で計画した物産販売所や温泉施設を備えた大型集客施設です。総工費の見積もり22億913万6000円でした。旧鹿央町としては、実現可能な価格でした。国土交通省、農林省等の補助40～50％として、残りを過疎債等で利用すると、約３億5000万円の財源でできたかと思います。合併によって、この計画も遠のきましたが、今、地方財政が厳しいとき、将来にわたっての維持管理費等を考えた場合、このような大型施設がよかったかどうか迷うところです。しかし、山鹿市の南側の玄関口としての施設であるならば、鹿央町で計画した大型なものでなくても、それなりのものをと思っておりました。先ほど申し上げましたとおり、合併後の市の主要施設であるならば、観光物産販売所、地産地消型のレストラン、体験施設を備えた加工施設、さらに費用は合併特例債で、そして将来の維持管理費等を考えるならば、公設民営化、施設は市で建てて、経営は民間が一番望ましいと思っておりました。

そこで、２点質問いたします。１点目、今後、地産地消型のレストラン、体験等

のできる加工施設の増設等について、どのように考えておられるか。２点目、山鹿市の情報発信基地としての主要施策であるならば、補助事業から合併特例債へ移行して、公設民営化にはできないか。以上、お尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

２回目の今後の付帯施設等のレストラン及び加工施設等の増設についてお答えいたします。

ＪＡかもとでは、現在のところ、計画はないようですが、事業拡充は必要と考えられておられますので、今後、ＪＡかもとと協議しながら検討してまいりたいと思います。

次に２点目でありますけれども、補助事業から合併特例債への移行と公設民営についてお答えいたします。現在、補助事業として要望し、進行しておりますので、難しいと思います。ＪＡかもとの取り組みにつきましては、市として限られた中で支援を検討しております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

丸山議員、了解ですか。

○30番（丸山康昭君）

議長。

○議長（高野誠二君）

丸山議員。

［30番　丸山康昭君　登壇］

○30番（丸山康昭君）

３点目の質問を行います。

今回の事業につきましては、景気対策事業の第二次補正等の絡みもありまして、レストランやその他のものについては、農協としては本来は一緒につくりたいところもありましたけれども、そういう補助事業との絡みもありまして、今後検討したいというような話は聞いておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今回の事業は、ＪＡかもとの物産販売所の改修計画と、山鹿市の南側玄関口構想が合致し、さらに国の景気対策補助等も絡み、20年度予算措置が必要となったと思いますが、先ほど申しましたように、農協の方としても、できるならレストランあるいは加工施設をというような思いがありますので、ＪＡかもとと協議しながら、山鹿市の南側の玄関口として、また情報発信基地として、充実した基地となるよう

進めていただくことをお願いいたします。

３点目の質問として、鹿央で計画したような施設であるならば、維持管理費も相当必要だったと思います。しかし、今回の物産販売所では、今後の維持管理費が必要なく、また福岡ターゲット構想の公設民営化等の施設と考えるならば、１回きりの補助金で済むので、国の補助金の残りすべてを市で負担していいのではないかと思っております。農業情勢の厳しいときです。このことで旧鹿央町、米田地区を初め、山鹿市全体の活性化につながるならと思いますので、執行部で今後、山鹿市での補助等の検討をどうされるかお尋ねをいたしまして最後といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

３回目の補助残額の市の支援についてお答えいたします。

ＪＡかもとの農産物直売所は、少量多品種の農産物の販売促進、農産物のＰＲ及び産地イメージの確立や雇用創出に効果を発揮すると思われます。特に物産館的な施設利用のみならず、新市の幅広い情報が提供できる場であり、市としても重要な施設となるものと考えております。

今回の補助事業は、国の補助率２分の１として計画が進行中で、事業の採択を待っている状況でありますので、今後、可能な限りの支援ができるよう検討していきたいと思います。以上、ご答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

以上で丸山議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後１時48分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午後２時03分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、西牟田長議員の発言を許します。西牟田議員。

［23番　西牟田　長君　登壇］

○23番（西牟田　長君）

通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。23番議員の西牟田長でございます。一問一答方式でお願いいたします。

農村環境を取り巻く状況が非常に厳しくなってきたと思っております。特にここ数年は原油高、それから肥料高によりまして、年を重ねるごとに厳しさを増しております。本当に今後どうなるだろうかと心配をいたしております。また、周辺を眺めた場合、60歳、70歳以上の老夫婦で農業経営をやっておられる方が多くおられます。10年もしますと、恐らく荒廃地、耕作放棄地が大変ふえるのではないかということで、心配をしているところです。そういうことで、農村環境に重点をおいた農業振興対策についてということで、３点ほどお聞きしたいと思います。

まず１点目、有害鳥獣被害対策についてですけれども、この点につきましては、森議員も質問されましたけれども、重複する点があるかと思いますけれども、よろしくお願いいたします。ちょっと新聞記事を持っておりますので、「有害獣被害、抜本的対策の切望」ということで、ちょっと読んでみます。

「本年も稲の収穫はほとんど終了し、畑作の果樹、野菜類の収穫も終わりに近づき、果樹では柑橘類が本番を迎えるところとなっております。中山間地の農地は、電柵やネット、トタンなどの防護策を施してあるのがほとんどのようになった。しかし、近年、イノシシ、シカ、サルなどの有害獣に適用しなくなりつつあります。電柵を押し倒したり、飛び越して農地に侵入し、被害を及ぼす頻度が高くなり、面積も増大するようになった。私もわな猟を始めて５年を過ぎ、年間10頭前後を捕獲するが、子イノシシばかり、親は警戒心が強いためか、檻わなではほとんど捕れない。有害獣の頭数がふえ続ける原因に、狩猟者、特に鉄砲猟者の高齢化と減少、また農業者の高齢化と減反政策による荒廃農地の増大が挙げられる。我々中山間地の高齢者農家で、有害獣の被害がふえ、耕作をやめられる人もあるようだ。このような状態が続くならば、小さな集落は近い将来、有害獣に生活を脅かされかねないという心配するのは私だけだろうか」というのが新聞に載っておりました。

まったく私もそのとおりだと思っております。そういうことで、このイノシシ捕獲対策についてお尋ねをいたします。先ほども説明があったかと思いますけれども、山鹿市では、現在、どのようにイノシシ駆除助成で対応されているかお尋ねをいたします。捕獲の確認には写真判定ということでありますが、私は合併前、鹿北町が取り組んだ駆除方法、１頭当たり5000円、確認方法はしっぽでの確認が適切、有効な方法だと考えておりますが、そのようにできないのかお尋ねをいたします。

２点目ですが、農業後継者が少ない中で、今後、やはり企業誘致をして、土曜・日曜で農業ができるようなシステムづくりが最も私は大切なことだと思っております。機械化にもなっておりますし、そういうことで土曜・日曜で十分私はできると思います。それで農村の環境を守るためには、何と言いましても、企業誘致が最優先ではないかという気がいたします。そこで、この６月でしたか、執行部の方で今

年度、調査予算をつけていただいて、６月議会で２カ所を選定して、今、調査中だという説明がなされたわけであります。そういうことで、その進捗状況がいかになっているかをお尋ねしたいと思います。私は、この点につきましては、２回ほど、企業誘致につきましては、一般質問をいたしました。特に１回目につきましては、建設環境常任委員会で東京に立ち寄りましたときに、そこでお願いしたわけです、企業誘致をしてくださいということで。ところが、答えは、市で用地を最低20町歩はつくって、ちゃんと準備してくださいということでした。そういうことで、当初の一般質問の中でそのことを強く申し上げましたが、なかなかよい返答はかえってこなかったわけです。２回目もやりました。現在の進捗状況をお知らせいただきたいと思います。

３点目ですが、農村地域の活性化ということでありますけれども、今、昭和23～24年頃にお生まれになった方々が大変多く団塊の世代の方々が現在退職を迎えられております。私はその方々に一人でも多く郷里に帰っていただいて、少し農業で楽しみながら、それぞれの場所に販売所もありますので、そういう帰省運動をしていただいて、農業を取り巻く環境を守る一助となるならばという考えを持っております。そういう展開をしていただきまして、ひとつ帰省運動を市の方で取り組んでいただくことはできないかということであります。

この３点につきましてお伺いをいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

一般質問の有害鳥獣対策についてお答えいたします。

現在、有害鳥獣駆除につきましては、山鹿市猟友会と年間350万円で委託契約をしています。そのうち132万5000円は、猟友会において有害鳥獣駆除に必要な保険等に充てていただく捕獲方法別年間委託料としてお支払いし、残り217万5000円をイノシシとその他鳥類を捕獲した実績に応じて支払いする捕獲頭数割の委託料としています。この捕獲頭数割の算出根拠といたしましては、イノシシ１頭当たり単価4000円、その他鳥類１羽当たり単価1000円とし、過去４年間のそれぞれの平均捕獲数をもとに予算措置を行っています。このイノシシ１頭当たりの4000円という単価につきましては、先の９月定例議会において、太田黒議員のご質問に対する答弁でお答えしましたとおり、捕獲頭数に対する委託料の割合をふやすなど、捕獲頭数の増加につながるような施策を検討してまいりたいと思います。

また、有害鳥獣駆除につきましては、山鹿市単独での駆除はもちろんですが、今

後は県境を越えた近隣市町村とも協力し、広域的な一斉駆除を行い、より一層効果を上げたいと思います。

次に、捕獲獣の確認方法についてですが、捕獲頭数割の委託料請求の際に、写真による確認をさせていただいています。また。猟友会におきましても、デジタルカメラを複数台購入され、各支部に配布されましたが、狩猟の際にカメラを持参されなかったり、写真を撮ってもプリンターがなく、よそに頼むのが面倒であったり、写真がよく撮れてなかったり、いろいろとトラブル、苦情が猟友会側からも出されているので、確認方法につきましては、今後、猟友会と十分協議し、再度検討してまいりたいと思います。

続きまして、３点目の農業を通じた農村地域の活性化についてお答えいたします。団塊の世代の方々は、これから農業・農村の維持発展のため、多様な担い手の一員として期待されていることは、議員ご指摘のとおりであります。ご質問の中で帰省運動と言われましたけれども、農政関係ではＵターンということで呼んでおりますので、Ｕターンということで読みかえさせていただきますが、Ｕターンについて触れられましたが、従来から私どもは市の出身者だけではなく、広く都市住民の方々などに対して、物産館や各地域の誘客活動を通じて、農山村にかかわるいろいろな体験の機会や情報の提供などについて、住民と行政が連携して取り組んでまいりました。これらの活動は、団塊の世代の方を含め、都市住民の方などが農業・農村を考え、行動する際のきっかけになるものであり、安全で安心、楽しさ、健康など、豊かな農山村の暮らしを実感できるのではないかと思います。また、このような活動を積み重ねていくことが将来的に定住、就農にもつながっていくと考えております。

さらに、今後とも物産館の活動が集荷システムの確立や年間を通じた品揃えの充実など、課題に対応することにより、高齢者や女性等の活躍の場の創出につながっていくことと期待しております。市としましては、都市住民との交流活動を通じた定住につながる活動の促進や機運の醸成を図りながら、都市からの転入による農家以外の方や都市住民の方の力を生かす体制づくりを検討するとともに、就農希望者に対しては、多様なニーズに対応した細やかな就農支援に努めてまいります。

このような農業の活性化を講じながら、適切な耕作放棄地解消対策を図っていくことが、農地や農村環境の保全につながり、ひいては農村地域の活性化に貢献していくのではないかと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

西牟田議員のご質問の２点目、企業誘致についてお答えをいたします。

企業誘致につきましては、ご案内のとおり、税収の確保や雇用需要の増加など、地域経済にもたらす効果は大変大きく、本市の発展には欠かせないものと十分認識いたしております。市の重要施策として積極的に取り組んでいるところです。

なお、本市における近年５年間に熊本県を立ち会いにして、立地協定締結をした企業社数は９社であります。工場用地といたしました取得した用地取得面積は約12万平方メートルです。投資資産金額は約60億円で、新たな従業員予定者数は630名程度です。

そこで、議員お尋ねの新たな工業団地の進捗状況についてご報告を申し上げます。前回の９月定例会におきまして状況を説明いたしました以降、最終候補地を現在の山鹿東部工業団地周辺の１カ所に絞り込みを行いました。その後、候補地の地権者の方々を対象にして説明会を開催したところです。現在は、この候補地が農業振興地域内であるため、農振地域からの除外に関しまして、協議を進めているところです。今後の予定といたしましては、用地取得や進出企業への優遇を受けるために、農村地域工業等導入促進法に基づく実施計画書の策定を行うこととしており、さらに申請に係る国・県との協議にあわせまして、用地の鑑定評価業務など工業団地整備に向けた具体的な作業を実施し、24ヘクタール程度を上限といたしまして、段階的な整備を予定することといたしております。

以上、工業団地の進捗状況につきましてご報告申し上げましたが、今般の急激な経済状況の変化を受け、企業の投資意欲も鈍りがちであると言われております。しかしながら、地域経済の発揚を考えますと、工業団地整備の必要性は薄まってはいないものと考えております。将来的な景気の変動を見据え、工業団地の整備計画を着実に進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、今後とも地域の若者が定住できるための企業誘致を積極的に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解・ご協力のほどお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

西牟田議員、了解ですか。

○23番（西牟田　長君）

議長。

○議長（高野誠二君）

西牟田議員。

［23番　西牟田　長君　登壇］

○23番（西牟田　長君）

ご答弁いただきましたことに対しまして感謝申し上げます。

ただ、イノシシの駆除に対しましては、私が先ほど申し上げましたように、各町で進めておりました方法でぜひともお願いを申し上げます。現在の方法ではなかなか捕獲が進まないのではないかという気がいたします。そして、小さいものは逃がしているという言葉も聞きますし、小さい子を捕ることが大切なことだと思います。そういうことで、しっぽで確認ということでひとつ前向きに検討していただきますようお願い申し上げます。

企業誘致につきましては、積極的に取り組んでいただいておるということで、本当に感謝申し上げます。やはり若い人を地域にいかに残すかということは、山鹿市の活力につながると思います。積極的に取り組んでいただきまして、企業誘致に邁進していただきますようお願い申し上げます。

３点目の団塊の世代の方々の帰郷につきましては、そして農業を楽しみながらやるということは、仮に私がそうであるならば、本当にすばらしい人生ではないかという気がいたします。積極的にその方も、山鹿市からアプローチをしていただいて、そして帰省していただいて、農業を楽しみながら頑張っていただくならと思います。前向きにひとつ、このことにつきましても検討いただきますようお願い申し上げます。この点につきましては質問を終わります。

２点目につきまして質問いたします。財政運営についてです。その中で各種補助金の合併前と合併後の動向についてお尋ねをいたします。合併から４年を迎えた今日、山鹿市において、とりわけ周辺地域においては、高齢化の進行とともに地域の活力が失われつつあります。若者が生まれ育った地域を離れ、またその若者が去った地域に目を向けますと、耕作されなくなった農地があちこちで目立つようになってまいりました。このままでは山鹿市の基幹産業である農業の行く末が案じられ、そのような中で地域の声としてよく耳にしますことは、補助金についてのお尋ねであります。合併前には、いろいろな補助金、特に農業分野においては、地域を元気づける意味の補助金があったと思いますが、それらが合併後廃止されたり、減額されたりしております。つきましては、これらの補助金の動向について、廃止された補助金等の総額を含めてお伺いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

一般質問の補助金の動向に関するお尋ねにつきまして、次の２点に整理してお答

えをいたします。

１点目は、任意的な補助金総額の比較、２点目にそれに至った経緯についてご説明いたします。

まず、１点目の任意的な補助金総額の比較につきましては、合併前の平成16年度と19年度を比較して申し上げます。合併時点で廃止されております補助金の額は約3400万円であります。ただし、合併後創設されております新規補助金や他の補助金への統合も含めますと、トータルでは596万2000円の減額となっております。

次に、２点目のそれに至った経緯、これは減少の要因も含めまして申し上げます。補助金の取り扱いにつきましては、合併協議の中で調整がなされておりますが、合併前、旧１市４町合わせて311項目からなる補助金がありました。そのうち150項目の補助金については見直しがされております。廃止されたものもありますが、その多くは直接経費への振替や、他の補助金への統合といった形で調整をされております。

次の要因としまして、平成16年度から３カ年にわたって行われました国の三位一体の改革、大幅な交付税の削減があります。16年度と19年度を比較しますと、一般財源の総額は約14億円減少しております。また一方では、過去の公共事業等に係る公債費償還のピークを迎えているときでもありました。これらのことは補助金に限らず、他の政策的経費におきましても多大な影響を及ぼしております。以上が補助金の減額に係る主な要因でありますが、合併後の検証といたしまして、現在、地域活動補助金を初め、各補助金、また他の政策においても地域の意見をしっかり受け止めまして、その見直しを含めた施策の充実に努めているところであります。

以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

西牟田議員、了解ですか。

○23番（西牟田　長君）

議長。

○議長（高野誠二君）

西牟田議員。

［23番　西牟田　長君　登壇］

○23番（西牟田　長君）

減額が560万円ということですが、地域活動補助金ですか、これに6000万円も相殺しての答えだろうと思います。補助金の動向につきましては、ただいま答弁されましたが、合併法定協議会で合併後２年以内に調整するという項目の各種補助金、地域活動補助金等はカウントされていないのではないかという気がいたします。地

域の状況を見る限り、地域住民を取り巻く環境は厳しさを増すばかりであります。このようなことから、地域の将来を考えますと、私なりに多くの不安を抱いております。幾つか申し上げますと、先ほど申し上げていますように、全国的に言えることではありますが、山鹿市におきましても、急速な少子高齢化社会を迎えようとしております。そのような中にあって、基幹産業である農業の衰退、担い手問題、耕作放棄地の問題、また若者が働く雇用の場の確保等は待ったなしの課題であります。その他、医療福祉等の社会保障の増加、教育分野においては、少子化のために学校統廃合という大きな課題を抱えております。私は皆さんと同じように、合併前は鹿北町を精一杯に愛し、合併後は新しい山鹿市を愛しております。この山鹿市は、多くの財産、資源を持っております。その山鹿市において、子どもたちが山鹿市に生まれ育ったことを誇りを持ち、そして郷里に愛着を持ってくれるためにも、私たちは地域を守って、そしてより良い姿として引き継ぐことが今の私たちに課せられた重要な役割であると思っております。

そこで、これらの課題に対しまして、また地域を元気づける方策に関しまして、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いし、ただ補助金のカットだけではなく、めり張りをつけた対応でひとつ活性化に努めていただきたいという希望を持っておりますので、どうかそのようにめり張りをつけながら、予算減額はこれは交付税が先ほど言われましたが、13億円減額されたということでありますので、その辺は減額するのはわかります。ただ、少しめり張りをつけた、重点的なところは増額してでも支援をしながら、活力ある山鹿市をつくっていただきますことをお願いいたします。

私は、これで議員を勇退いたします。本当に長い間お世話になりましたけれども、今回また新たに立候補される方のご当選と、そして皆さん方の頑張りで、すばらしい山鹿市を構築していただきますようお願い申し上げます。大変お世話になりましたけれども、やめましてからも、地域に何らかの貢献ができるよう、自分なりに精一杯の努力をしていきたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

２回目の一般質問、これからの地域活性化に対する考え方につきましてお答えを申し上げます。

現在、多くの地方自治体におきまして、人口減少社会という、これまでに経験したことのない状況の中で、地域が活力を持ち、魅力ある地域にするには、どのよう

な施策が効果的であるかを政策全般にわたり検討が行われております。

ご質問の地域活性化は全国的な課題でもありますが、大変難しい課題であると認識をしております。本市におきましても、本年度から限界集落調査などを初め、過疎地域対策事業について、さまざまな検討を行っているところであります。

その基本的な考え方としましては、地域の課題を地域の視点で、例えば都市部と農村地域、基礎的条件の厳しい集落の３類型に分け、次の三つの事項を基本として政策を講じていきたいと考えております。

まず１点目としまして、地域住民の安心できる暮らしを確保すること。２点目としまして、地域が持続的に経済活動を営む力となる産業の振興、例えば地域資源の活用、新規企業立地、農商工の連携を図ること。３点目としまして、地域内外にわたる交流を通じた地域の発展を図ることであります。このような視点で、地域活性化に向けての施策を講じてまいりたいと考えております。

また、これからの行政運営のあり方としましては、財政健全化に向けての取り組みは言うまでもありませんが、地方分権時代にふさわしい考え方で、本市の有する地域資源を最大限活用して、地域を元気づける政策を、各部を超えて、一体的かつ横断的に実施する必要があると思っております。山鹿市全域、特に基礎的条件の厳しい地域については、きめ細かな政策を継続的に展開していくことが大変重要なことであると考えております。

以上、ご答弁申し上げましたけれども、合併後の山鹿市には旧市町当時に築き上げられ、新市に引き継がれた多くの資源や財産があります。旧鹿北町からも多くの資源や財産が引き継がれております。このことは議員を初め、地域の皆様の長年のご尽力のたまものであると深く認識をしております。これらを山鹿市全域でも魅力あるものとするため、しっかり守り育て、後世に引き継いでまいりたいと思っております。

○議長（高野誠二君）

以上で西牟田議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、島田節男議員の発言を許します。島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

こんにちは。16番議員、島田節男でございます。

いよいよ本日の最後の質問になってしまいました。また、私にとりましても、これが最後の質問になるかと思います。よろしく答弁のほど、お願い申し上げます。

では、通告しておきました事柄、第一次総合計画の実現についてお伺いします。一括方式でお願いいたします。

早いもので、合併して４年の月日が流れようとしております。最近では市民の皆様も少しずつではありますが、新山鹿市としての一体感の醸成ができつつあるように思います。その中で、まだ合併してもよいことはないという考えをお持ちの市民がおられるのも事実であります。

そんな状況の中に、18年度におきまして、第一次総合計画が策定され、将来の都市像を、皆様はご存じと思いますけれども、「まほろば創生　人輝く　温もりのある都市やまが」とされまして、その実現に向けて、市民と行政が一体となり、努力されているところであります。

市民の皆さんすべての人が、合併してよかったというすばらしいまちをつくり上げていくことが求められているところであります。そのためには、総合計画の前期、平成18年度から22年度までにしっかりとその足場を固める必要があると考えております。スタートして３年目、それなりの課題や問題点も出てきていると思います。また、この時期にもう一度、基本目標や基本計画を再確認する時期にあるかと思っております。

そこで、この計画の実現に向けての基本方針が三つされていますが、その三つの事柄についてお伺いいたします。

１点目は、開かれた市政の推進について、計画目標の進捗状況をお尋ねいたします。

２点目は、市民協働によるまちづくりの現状についてお伺いいたします。このことにつきましては、分権の時代、まちづくりには市民の力が不可欠であり、市民と市行政が一体となった市民協働の形を実現しなければならないと私は考えております。その推進力となるのは、やはり地域のコミュニティであり、この活性化にあると考えております。現在の山鹿市の状況をお聞かせ願いたいと思います。

３点目は、簡素で効率的・効果的な行財政システムについてお伺いいたします。やはり総合計画の事業の推進にあたっては、その基本となる行財政改革と思います。その取り組みの現状と今後についていかなるものか、また職員の削減等によりまして、今後少ない職員でよりよい行政サービスの提供や計画の推進を図っていかなければならないと思います。行政評価システム等を導入し、各分野での目標値を設定し、事業を着実に進めていくことが必要かと思われます。それが職員の意識改革にもつながり、計画の推進にもつながると考えております。このことも含めてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三村兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

３項目のご質問でありました。

まず、１点目の開かれた市政の推進では、市民への情報提供の充実、情報公開の充実、広聴の充実を三つの柱として、その推進を図っているところです。

情報提供の充実につきましては、市民と行政との情報共有化を推進するため、市広報紙の作成において、市民の視点における記事の掲載や、タイムリーな内容の充実に努めております。また、市ホームページの充実といたしまして、山鹿探訪なび、やまが子育て街道ブック等、観光面、子育て支援面において、特化したサイトを作成し、情報発信に努めております。今後は、さらに他の部門も充実に努めてまいります。

次に、情報公開の充実につきましては、福祉、教育、産業など、36のメニューを設けて、出前講座を実施しております。毎年、いきいきサロンや町内会など、延べ20回以上の利用をいただいており、今後、メニューをふやすなどの充実を図り、市民の皆様が気軽にご利用いただけるよう推進してまいります。

次に、広聴の充実につきましては、各種行政計画策定における審議会や委員会設置において、公募委員の募集など、市民参加の機会を積極的に行うとともに、小・中学校規模適正化基本計画や景観条例などの各種計画策定において、パブリックコメントを実施し、市民の皆様の提言や意見を集約しながら、行政計画策定に努めております。また、本年度は子ども議会を開催し、その充実を図ったところです。今後も広報紙やホームページなどで積極的な情報提供に努めながら、市民の皆様と情報の共有化を図り、市政参加を促進し、開かれた市政の実現に努めてまいります。

次に、２点目の市民協働によるまちづくりの取り組み状況についてお答え申し上げます。市民協働のまちづくりの推進につきましては、市民や各種団体への情報提供や意見交換、交流の機会づくり等を積極的に進めることで、行政への参加や地域住民の皆様がみずから考え、みずから行う住民自治の基盤づくり等を支援しているところであります。特に各地域づくりを財政的・人的に支援するため、地域活動補助金制度や地域応援事業の積極的な取り組みをお願いしているところです。

その活動例を幾つかご紹介申し上げます。菊鹿地域川原地区の六親会というグループは、地区内を流れる上内田川にイルミネーションなどを設置し、地域の個性を表現する取り組みをされております。また、山鹿地域の八幡校区女性の会は、明るく豊かな地域づくりを目指し、校区内の高齢者世帯を対象として、自主防災のための啓発講習会等に取り組まれております。大道校区のふるさと元気隊は、地元の方保田東原遺跡公園で、地域の子どもたちと共同で、手づくり灯籠キャンドルをともし、青少年育成等に取り組まれております。また、鹿央地域の下千田区では、自

分たちの地域の地域づくり計画を策定し、本年度、その具体策の一つとして、活動の拠点となるあずまやを建設し、手づくりのピザやパン焼き用の窯を活用した住民交流の場をつくる取り組みや、荒れた竹林から竹炭をつくり、池の浄化に役立てる活動等が行われております。

このように、各地域において、地域の資源や特色を生かした元気ある地域づくりがなされております。

次に、３点目の行財政システムについてお答え申し上げます。総合計画実現に向けての基本方策の一つであります、簡素で効率的・効果的な行財政システムの構築につきましては、積極的な行政改革、的確な財政構造改革、加えまして徹底した職員の意識改革を柱に取り組んでおります。行政改革につきましては、パブリックコメント制度の導入や地域づくり自治活動への支援など、市民の行政参加と協働に努めるほか、民間の活力を有効に活用した指定管理者制度の導入施設の拡大や、老人ホーム等の民営化、第三セクターの自立化などに力を注いでおります。また、組織体制の構築につきましては、定員適正化計画との整合性を保ちながら、市民にわかりやすい組織づくりに努めております。

次に、財政構造改革の取り組み状況につきましては、平成19年度決算に係る主な財政指標を見る限り、健全化に向けた取り組みの成果として、徐々にではありますが、改善基調にあります。しかしながら、財政力指数に代表されますように、依然として財政基盤は脆弱であります。これから総合計画に掲げる主要な施策を着実に実施していくためには、自己規律・自己責任のもと、財政運営を行うことができる基盤を構築する必要があります。職員の意識改革としましては、社会の多様化に伴うニーズ変化に対応する職員の能力向上を図ることが重要であり、中でもコスト意識、経営感覚を培うことで、行財政改革に結びつくものと考えております。なお、これらの改革を補完する行政評価制度につきましては、現在、庁内に研究グループを立ち上げ、市民の視点による行政経営システムの構築を目指しております。

以上のような行財政改革に積極的に取り組みながら、地方分権時代に対応した自主・自立の行政運営を確立していかなければならないと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

ありがとうございました。

３年目に入りまして、非常にちょっと中だるみのするところでありますけれども、その点、十分にいろんなことを考えながら頑張っておられる。そのことがきっと計画の達成につながると感じております。３点質問しましたけれども、１点目と３点目について、自分の願いなり意見を言わせていただきます。

この情報公開につきましては、開かれた市政の推進であります、情報公開です。これについては、やっぱりネット社会が今非常に、私どもはあまりできませんけれども、もう今の若い人たちはいつもインターネットを開いて、情報を取っておられます。そういう中で、市のいろんなことの行政に対して発信していただきまして、また発信するばかりでなく、ぜひとも市民の意見を取り入れるようなシステムを今後考えていっていただきたいと思っております。

また、情報公開の充実について、出前講座、私も不勉強でありましたけれども、これだけ市民の方が利用されていると、私どもも地域でこういうことがあるなら、市職員の方にいろんなことをお聞きしながら、市政の今やっておられることをお聞きして、いろんなことにつなげていきたいと、こう感じたわけであります。やはりこの出前講座等の充実は、職員の方が直接住民と話し合う機会であります。また、意見を聞く機会であります。そういう場を多くとって、市政に反映させていってもらいたいな、これを充実させていってもらいたいなという感じを持っております。

また、３点目の事柄につきましては、さっきちょっと申しましたけれども、いろんな計画等を推進するには、行財政改革にかかっておると思います。まず財政の健全化、そして職員の方々の資質の向上が一番大事だと私は考えております。その点、先ほどご答弁のありましたように、評価制度等を設けまして、職員のやる気と、いろんな立案、そういう能力を高めていただきたいと強く要望するわけであります。

２回目の質問といたしまして、２点目の市民協働のまちづくりにつきまして、少しばかり質問をさせていただきます。市民協働のまちづくりに関しては、具体的な取り組み例を紹介しながら、ただいまの答弁、本当にありがたいと思います。そのような中、活動の中から地域力の増大につながると思いますし、また地域づくりやまちづくりにつながっていくものと確信をしております。そこで、今後このような活動の輪が全市に広がるような組織への支援をどう図られていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

また、各地域には、地域審議会があり、地域協働組織もまだ存在しておるわけであります。その活性化のためには、やはり財政的な支援も必要かと私は思っており

ます。今、地域協働組織等につきましては、ボランティアという考え方で運営されておりますけれども、やはり何かの財政的支援をもって、いろんなその人たちの企画とか立案とか、そういうのをするのに実際に相当のお金も要ると思います。そういう支援もされたらどうかと思いますが、その辺の考えをお伺いします。

そして、また市長にお伺いしたいと思います。市長はかねてより、日本一の人づくりを唱えてまいられました。いろんな意味があると思いますけれども、私は、その一つとして、市民協働のまちづくりをする上で、やはり人づくりの重要性を訴えられたものと理解をしております。これからの市政は市民参加、そして市民協働が基本となる中で、市長としてどのような感じを今持っておられるのか、今後、これをどう推し進めていかれるのか、来年の１月の選挙も控えておりますけれども、ぜひとも、市長が思いを達成されますよう期待を申し上げまして、また今の市長の考え方をお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。三森総務部次長。

［総務部次長　三村兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

今後、地域づくり組織等の支援はどのようにしていくのかというご質問でありました。地域づくり組織等の支援としましては、その一つとして、これまで地域活動補助金制度による財政的支援を行ってまいりましたが、地域における活動をより推進・発展させ、効果的な取り組みとなるように、来年度から交付金制度により推進してまいりたいと考えております。また、多様な地域づくり団体が相互連携を図るためのネットワーク化を推進し、団体間の情報の共有や他地域の地域づくり団体との交流等を通して、それぞれの地域づくり団体の資質向上等を目指します。さらには、地域づくり推進のための専門的な知識や技能を有するアドバイザーの派遣等、人的支援についてもさらに推進してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの島田議員の２点目の市民協働によるまちづくりにおける人づくりについてお答えをいたします。

かねて申し上げておりますように、私たちの社会をつくっておるのは人であります。人がいかに育つか、人がいかに高まるかが、私たちの地域や山鹿市がどう発展

していくか、そこにかかっておる。そんな思いを強くいたしております。

総合計画に掲げております、山鹿市が目指す将来都市像「まほろば創生　人輝く温もりの都市やまが」を実現するためには、地域を担い、明日を担う人材の育成が最も重要であると考えております。

当市の産業の振興、教育の振興、福祉の充実等々、あらゆる面で人材がいて、初めて元気のあるまちづくりが実行できるものと思っております。

人づくり、協働のまちづくりについて、最近感じたことを一つご報告申し上げたいと思います。山鹿市内の小・中学校訪問をするたびに、子どもたちの可能性、秘めた力のすごさ、これにつくづくと感じ入っているきょうこのごろであります。

本年８月に第１回の子ども議会が開催されました。それぞれの子どもたちがすごい感性の中から、鋭い質問をいただきましたが、その一つに広見小学校の子どもから、地域のお年寄りを招いて、私たちで「いきいきふれあいサロン」ができないかとの質問がありました。大丈夫かなと、子どもたちでできるかなと一抹の不安を持っておりましたが、しかし心配は無用でした。先日、広見小学校の研究発表会がありましたけれども、その子どもたちの「ふれあいサロン」の様子を拝見いたしました。子どもらしい発想による心温まる感動の取り組みでありました。老若男女それぞれが持つ特性、知恵と力を寄せ合い、互いに高め合う、そして自分たちの地域をよくしていく、幸せにしていく、そんなすごい取り組みの一つであると思いました。また、考えたことをすぐに実行する、この子どもたちの頑張りに感心・感動したところであります。

今後も、ただいま島田議員申されましたように、さらに６万市民一人一人の力と知恵を寄せ合い、地域をつくる市民協働のまちづくりをしっかりと支援してまいりたいと、その思いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

島田議員、了解ですか。

○16番（島田節男君）

議長。

○議長（高野誠二君）

島田議員。

［16番　島田節男君　登壇］

○16番（島田節男君）

ご答弁、ありがとうございました。

市長の思い、十分に受けとめました。きっとすばらしい市ができると私は信じております。

２回目の市民協働の地域づくり、組織をどうするかということに関しまして、一言だけ要望しておきたいと思います。議員各位の努力によりまして、地域活動補助金が交付金制度にかわりました。いよいよ来年度からということでありますけど、来年の１月には各地区でもいろんな会議がありまして、方向性が決まりますし、また４月にもそうなります。やっぱり早くどのような方向でその交付金をやるのか、その辺を早めに各地区に知らせていただきたいと、そう感じております。よろしくお願い申し上げます。

また、総合計画推進に向けての市の基本方針の現在までの取り組み、いろいろと伺いました。そして、ただいま市長のまちづくりに関しての気持ちを承りまして、山鹿市が計画の実現に向け、一歩一歩進んでいることを理解をいたしたわけであります。しかし、先ほど申しましたように、職員の数がどんどん減少していきます。そういう中で、こういう計画を達成していくためには、市民の参加であり、また協働が必要であると思います。これはもう行政側も何遍も言われます。そのとおりだと思います。そして、あわせて職員の方々の政策能力、立案能力の向上ではないかと思っております。これをどう推進していくかが成功のかぎを握っていると自分は考えております。このこと踏まえまして、しっかりと計画の実現に向けて頑張ってほしいと思います。また、このことが市民の福祉づくりにつながり、市民の満足度を上げる、そういう実感できる山鹿市になることを期待をいたします。

先ほど、西牟田議員申されましたけれども、私もいよいよ今期限りで勇退といいますか、一応辞めることを決心しております。議員各位には大変いろいろお世話になりました。また、職員の方にも大変お世話になりました。先ほどから何遍も申し上げますように、「まほろば創生　人輝く　温もりのある都市やまが」を、議員各位でつくり上げていただきますことを期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で島田議員の一般質問は終了いたしました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

これをもちまして、本日の質疑・一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時01分　散会

～～～

１２月４日(木曜日)

平成20年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成20年12月４日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

発言通告

１．原　徹

質　疑

（１）議案第91号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例及び
　　議案第92号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

（２）議案第95号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

①　プラザファイブ再生事業及び再生支援事業

一般質問

（１）乳幼児医療費助成事業の「窓口払いなし」制度の採用について（市長）

（２）国民健康保険の資格証明書発行と国保税について

（３）小規模工事登録制度の拡充について

２．藤原　弘

質　疑

（１）議案第95号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

P.22（目）農業振興費　耕作放棄地解消対策事業

一般質問

（１）地上デジタル本格放送に向けて難視聴地域の現状と対応について

３．横手　啓介

一般質問

（１）ごみ対策について（年末・年始の収集）

４．吉本　政幸

一般質問

（１）農業振興について（総合計画の中の「意欲ある担い手の確保と育成」の３項目）（市長）

①　実施計画３年目　これまでの取り組み、成果

②　結果を踏まえた今後の取り組み、具体策は

③　担い手対策を含め、農業政策に対する市長の思い

５．川野　功

一般質問

（１）鹿本町商店街活性化策について

（２）教育の問題点について

６．立木　秀木

一般質問

（１）ごみの分別収集について

（２）市街地中心部に駐車場の設置を

７．北原　昭三

一般質問

（１）妊婦無料検診の拡充について

（２）市税の納付について

（３）中小企業の緊急保証制度について

８．森川　昭彦

一般質問

（１）地方分権について

①　地方分権に伴う権限、財源移譲の現状

②　地方分権に対する考え方

③　2009年度より始まる新地方分権一括法案に対しての今後の取り組み方について

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	平　井　光　臣　君
２番	北　原　昭　三　君
３番	芹　川　正　美　君
４番	藤　原　　豊　君
５番	立　山　秀　木　君
６番	立　山　　隆　君
７番	原　　徹　君
８番	平　井　邦　廣　君
９番	吉　本　政　幸　君

10番　池田誠一君
11番　堀　茂幸君
12番　永田紘二君
13番　森川昭彦君
14番　川野　功君
15番　古荘克郎君
16番　島田節男君
17番　森　芳顕君
18番　家入憲隆君
19番　横手啓介君
20番　高野誠二君
21番　藤原　弘君
22番　森　久雄君
23番　西牟田　長君
24番　太田黒鐵郎君
25番　丸山寛治君
26番　寺崎勇児君
27番　高口功二郎君
28番　山口晋正君
29番　古田信助君
30番　丸山康昭君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中　宏君
総務部長	池田永実君
市民福祉部長	中野　力君
農林部長	松永道郎君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	有働郁夫君
環境部長	藏原榮一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君

教育部首席審議員	佐藤　智　君
総務部次長	三森兄臣　君
市民福祉部次長	栃原昭一　君
商工観光部次長	永田義文　君
水道局長	宮本榮次郎　君
会計管理者	北井孝範　君
税務課長	本多隆文　君
健康増進課長	黒田睦男　君
子育て支援課長	前田泰秀　君
国民年金課長	奥村正文　君
農林企画課長	戸次由夫　君
農林振興課長	栃原栄一　君
商工課長	大森健司　君
都市計画課長	宮本　稔　君
環境課長	斉藤憲二　君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	宮本誠之　君
局長補佐兼議会総務係長	堤　真澄　君
書記	中村武志　君
書記	森　英州　君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時00分　開議

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（高野誠二君）

日程第１、昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。原徹議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

７番議員の日本共産党、原徹でございます。

アメリカ発の金融危機は、世界経済の大混乱を引き起こし、日本経済にも深刻な影響を与えています。ばくちのようなマネーゲームに狂奔するカジノ資本主義の破綻といわれています。今、景気悪化を理由に、大企業、大銀行が競い合って大規模の労働者の首切り、雇い止めを進め、中小企業の下請単価を買いたたきや貸し渋り、貸しはがしで倒産に追い込むといった事態が進んでいます。ばくち経済でつくられた景気悪化のツケを国民に回すことは許されません。国はあらゆる手段を使って政治責任を果たさなければならないと思います。

このような状況の中で、山鹿市政は景気悪化から市民生活を守るために、市民の苦難を軽減するという立場に立ち、暮らし、営業、福祉、医療など、市民の切実な願いを実現する対策を推進していく必要があると思います。

以上の立場から、質疑を２問、一般質問を３問、おのおの一括方式で行います。

質疑です。１問目は、議案第91号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例並びに議案第92号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてお尋ねします。この水道給水条例については、昨日、森議員が質疑されましたが、重複しないように努めて質問いたします。

議案第91号は、簡易水道料金の改定についての提案ですが、改定案前の料金表が示されていないためによく理解できません。私が心配するのは、条例の一部改正によって簡易水道料金が値上げされるのではないかということであります。もし値上げになるとするなら、どの程度の値上げになるのか詳細に説明をお願いいたします。

２問目は、議案第95号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）のプラザファイブ再生事業及び再生支援事業についてであります。本12月議会のメイン議案は、プラザファイブ再生事業及び再生支援事業だと思います。５億円近い高額な予

算を使った事業なので、十分な審議が必要であります。予算案はプラザファイブ再生支援事業に４億2560万円、さくら湯解体事業に2724万円、さくら湯再生基本計画に510万円、市民会館解体事業1546万円、住宅ビル解体事業316万円、温泉プール解体事業1612万円、計４億9260万円もの予算が上程されております。これに対して市民の間から早くも不安や疑問が出されておりますので、２点に絞って質問いたします。

まず１点目は、再生事業の着工についてであります。当初、プラザファイブリニューアルへの着工は、灯籠まつりが終わった後の９月頃と聞いておりました。したがって、９月になると歯が抜けるように店が閉まりはじめ、お客も減少、残った商店の経営も大変困難になっています。また、店を閉めても売り上げがないにもかかわらず、毎月の共益費や駐車場負担金も払い続けなければならないという状況であります。工事開始が長引けば長引くほど、負担は大きくなります。既に撤退した方、または現在営業中のお店の方も、いつから工事が始まるのかとやきもきされておられます。

先日の全員協議会での説明書では、本格的な工事開始は来年３月になっているようですが、なぜこんなに工事が遅れたのでしょうか。また、いつまで現在の店舗で営業ができるのかを明らかにしておく必要があると思います。説明をお願いいたします。

２点目は、テナントリーシングについてであります。担当課の説明では、まだ完全にテナントが決まっていないとのことでありました。これだけの予算をつぎ込むのに、テナントも決まっていないということは大きな不安と疑問を抱かせるものであります。テナントの今後の見通し、計画はどうなっているのか。特にお客の集客力を左右するキーテナントの見込みはどうなっているのかご説明をお願いしたいと思います。１回目の質疑を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより、執行部の答弁を求めます。宮本水道局長。

［水道局長　宮本榮次郎君　登壇］

○水道局長（宮本榮次郎君）

おはようございます。原議員の質疑にお答えいたします。

今回の条例改正により、簡易水道料金の値上げにならないかとのご質疑でありますが、通常、一般家庭で使用される口径13ミリメートルでの改正後の基本水量である10立方メートル当たり、さらに一月当たりの平均的な使用水量を若干上回る20立方メートル当たりの改定後と現行の簡易水道料金の比較をもちまして、ご説明をさせていただきます。なお、合計金額はいずれも消費税込みの金額であります。

まず、改定後の統一料金ですが、基本水量である10立方メートルまでの基本料金は、消費税込みの金額で815円、これに基本水量を超える分の従量加算料金が１立方メートルにつき150円加算され、さらに消費税を含めますと20立方メートル当たりでは合計2390円となります。

これに対しまして、旧鹿北町を給水区域とする鹿北町簡易水道の現行料金は、使用水量８立方メートルまでの基本料金が710円、これに従量加算料金が１立方メートルにつき140円加算されますので、10立方メートル当たりでは合計990円で、本市では一番高い料金設定でありましたけれども、今回の改正によりまして175円の値下げ、20立方メートル当たりでは、合計2390円で、改定料金と同額となっております。

しかし、口径ごとの基本料金の差が上水道料金よりも低く設定されておりまして、さらに25ミリメートルを超えるものにつきましては、同じ金額となっていましたので、事業所等の大口事業者については値上がりすることとなります。

一方、旧菊鹿町を給水区域とする菊鹿町簡易水道の現行料金は、使用水量10立方メートルまでの基本料金が800円、これに従量加算料金が１立方メートルにつき150円加算され、合計2300円でありました。そこで、10立方メートル当たりでは15円、20立方メートル当たりでは90円の値上げということになっております。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

原議員の質疑、議案第95号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）、プラザファイブ再生事業及び支援事業についてお答えを申し上げます。

まず、１点目の工事開始が遅れた理由につきましては、平成19年３月末に基本設計書の作成が完了をいたしましたが、その後、80数名の区分所有者の合意形成を図る「建替え決議」の成立までにおおむね１年という期間を要したこと、またテナントリーシングによる再生後の営業店舗の充足及び補助金・融資等によりますプラザファイブの自主財源の確保についての確度が高まらなかったこと等によりまして、現在まで着工に至っていないところであります。

次に、いつまで現在の店舗で営業できるのかということですが、原則個々の判断となりますが、工事中におきましても継続して営業を希望される方のために、仮店舗の設置が予定されているところであります。

また、共益費の徴収につきましては、ビルごとに解体の時期等も異なりますので、事業へのかかわり方に応じて徴収期限等につきましては、現在検討中です。

次に、２点目です。テナントの募集状況につきましてお答えをいたします。今回の再生事業による新たな施設の全体床面積は約１万3000平方メートルとなります。このうち商業者の専有面積と予定されているのは約7800平方メートルです。そのうち継続して営業される方の床面積が約2400平方メートルです。それを除いたテナントリーシングの対象となる床は約5400平方メートルであります。この中で核になるキーテナントの床と想定されるものが約2500平方メートルですので、残り約2900平方メートルが個店を対象とした賃貸及び売買用の床ということになります。その2900平方メートルのうち、現在確定している床面積が約200平方メートルです。出店交渉中のものが約1700平方メートルです。残り1000平方メートルにつきましても、現在リーシング会社以外に組合員によりますリーシングチームを組織されまして、個別に出店交渉をされているところです。

このように、一日も早いテナントの確定を、現状での最重要課題といたしまして、組合員一丸となった取り組みがなされているところであります。以上、ご答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

水道事業給水条例改正の第91号の簡易水道事業の水道料金改定については、鹿北町は値下げ、菊鹿町は値上げと。言うならば、合併後、料金の統一がなされていなかったということだと思いますので、それを統一させるということで、ある程度、了承できるわけです。

議案第92号の水道料金の改正について質疑をいたしますが、１立方メートルにつき、昨日の質疑では10円値上げとのことでありました。大変少額と言えないこともないわけでありますが、19年度の水道事業特別会計を見れば、約2600万円近い黒字決算であります。100年に一度と言われる大不況が迫っている今日であります。公共料金の値上げは、諸物価の値上げに波及してまいります。私が言いたいのは、森議員と一緒でありますが、ここ数年、この改正を延期するわけにはいかないかということをお尋ねしておきます。

２問目のプラザファイブの再生事業についてであります。プラザファイブの今後

の展望について質問しておきます。市民の間から、どんなに多額の予算をつぎ込んでリニューアルしても、プラザファイブのお客がふえない限り、再生事業の意味がない。こういう声が聞こえるわけです。果たして大丈夫か。現在のプラザファイブのお客は、９割近くが高齢者であります。若い人が集まってくるような商店街にしないと、活性化は大変困難だと考えます。また、郊外には大型店舗が建設中であり、さらにお客がそちらに流れ込む心配もあるわけです。再生事業によって、どんな展望が開けると考えておられるのでしょうか。お尋ねします。また、市長として、再生事業に対する思い、あるいは構想というものは、どんなものを抱いておられるのか、重ねて質問しておきます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。宮本水道局長。

［水道局長　宮本榮次郎君　登壇］

○水道局長（宮本榮次郎君）

原議員の２回目の質疑にお答えいたします。

本市の水道事業は、旧山鹿市を給水区域とする上水道と、旧鹿北町及び旧菊鹿町を給水区域とする簡易水道の三つの料金体系で構成されております。このうち簡易水道料金につきましては、合併協定により、経営状況を踏まえ、平成20年度からをめどに統一するとされておりました。しかし、提案理由の中でも説明しましたように、市が管理運営している水道事業は、基本的に同じサービスを提供しているものであり、上水道料金を含めた市内水道料金は、体系、金額とも、同一基準のものでなければ、客観的公平性に欠けており、すべての料金体系の統一を図ることとしました。

そこで、平成20年度から平成25年度を算定期間として、この期間の水需要の予測と施設整備計画をもとに、収支計画を検討しましたところ、上水道の現行料金を継続した場合には、近年の水需要の低下に伴う料金収入の減少、さらに水道施設の老朽化に伴う更新整備に要する建設改良費の増大、またそれに付随する減価償却費の増加が今後の事業経営を悪化させ、平成25年度においては赤字経営となることが予想されます。こういった予測を目の当たりにしながら、料金体系の統一に合わせた今回の改定を見送るということになれば、水道事業は財政的・経営的な悪循環に落ち込んでしまうことになります。そのような経営状況に一たん陥ってしまった後では、その際の料金改定率も大幅になり、需要者の負担も大きくなってしまいます。

そこで、昨今の経済状況等もかんがみ、適正な原価に照らした必要最小限の料金改定をお願いするものであります。また、これにつきましては、水道事業等懇話会の中におきまして、十分議論をしていただき、多くの意見が出された中での答申結

果を踏まえた提案であります。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

原議員の２回目のご質疑にお答えをいたします。

プラザファイブ再生事業の今後の見通しといたしましては、先ほどお答えをいたしましたとおり、一日も早くテナントの確定がなされることが最大の工事着手の要件であると考えております。この条件が整うことで、事業全体の確実性が担保された後で、速やかに工事に着手できるものと考えております。

議員ご指摘のリニューアル後の事業の安定化につきましては、事業主体である協同組合山鹿温泉商店街におきまして、今回のリニューアルによる商業施設としての魅力の増加と、キーテナントによります集客効果を想定されており、特に現状での反省も踏まえられた、接客を初めとしたソフト事業の大幅な刷新によりまして、新しく生まれ変わった商業施設をアピールし集客を図ろうと、現在努力をされているところです。

山鹿市といたしましても、先般、内閣総理大臣の認定を受けました中心市街地活性化基本計画の中で、今回のプラザファイブ再生事業を重点事業と位置づけ、リニューアルによる集客効果を中心市街地の歩行者通行量及び年間小売販売額の増加の要因として盛り込んでいるところでもあります。今後とも、事業主体と連携を図りなから、多面的な支援を行い、事業実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上、答弁を終わります。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

皆さん、おはようございます。

原議員のお尋ねにお答えいたします。

先般、内閣総理大臣の認定をいただきました中心市街地活性化基本計画には、本市の顔ともいえる中心市街地の浮沈を握る施策が並んでおります。ご質問のプラザファイブ再生事業にとどまらず、さくら湯再建、豊前街道を中心としたまちなみ整備、中心部と市内各地を結ぶ交通手段の整備など、いずれも山鹿市全体の経済やまちづくりを担う最重要事業であります。そして、本計画の目的である中心市街地の

活性化、すなわち町中のにぎわい再生は、少子高齢化と人口減少、中心市街地の空洞化、さらには行政サービスの適正化といった、現在、全国の自治体が抱えるさまざまな課題への挑戦でもあります。

この事業の推進を通して、山鹿市は時代の推移の中で生き残りをかけていると考えております。現在の経済状況は、ご案内のとおり、大変厳しいものがあり、事業の進捗についてもご心配をおかけしておりますが、この事業に私は不退転の覚悟をもって臨んでおりますので、議員各位を初め、市民の皆様、各事業者の方々のご理解とご協力を改めてお願いを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

プラザファイブの再生事業・支援事業後の展望ということでお尋ねしましたけれども、今の説明では、あるいは市長のお話では、不退転の気持ちと言われましたけれども、具体的にどうするのか、どういうふうになっていくのかというのが、全く私には見えません。特に集客力を左右するキーテナント、これがまだ決まっていないということで、具体的な説明がないわけですけれども、とても不安であります。

これで質疑は終わりますけれども、水道事業給水条例一部改正案とともに、所管委員会での慎重な審議をお願いしておきます。

一般質問に入りますが、質問に入る前に資料を準備いたしましたので、議長に配付の許可をお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定により、これを許可いたします。職員に配付いたさせます。

［資料配付］

○７番（原　徹君）

傍聴者の方にも配付したいのですが、まだ議会では、そういうのがありませんので、今後、議会運営の方でもぜひ、傍聴者の方にも配れるようにご検討をお願いしたいと思っております。

一般質問に入ります。

まず１問目は、国民健康保険の資格証明書発行と国保税について質問いたします。親が国民健康保険税を滞納しているために、国民健康保険証を取り上げられ、無保険状態になっている中学生以下の子どもが、９月15日現在、全国では３万2903人に上っていることが厚生労働省の調査で分かりました。罪のない子どもたちが、医療

から排除されている実態が浮き彫りになり、社会問題となっています。資料１は、熊本県下14市のその状況を表しているものであります。ご参照ください。

山鹿市の場合、国保税を滞納している世帯は、加入世帯9967世帯のうち2348世帯、１年以上滞納して保険証を取り上げられ、資格証明書を発行されているのは284世帯、そのうち子どものいる世帯は23世帯となっています。資格証明書では、保険が効かず、病院の窓口で一たん医療費を全額支払わなければならず、事実上、病院にかかれなくなるのと同じ状態になるわけであります。子どもには何の責任もありません。子どもの命を守るという立場から、先般、中嶋市長に、子どものいる世帯の資格証明書発行は早急に改善をしてくださいと申し入れました。市長は、検討すると回答されましたが、その後、どのように対応されてきたのかをお尋ねいたします。

２問目は、乳幼児医療費助成事業の窓口払いなし制度の採用についてであります。この問題については、１市４町合併以来、何回も私は取り上げてお願いしてまいりました。今、子を持つ親にとって、いや最近では孫を持つ祖父母にとって、と言いますのが、両親が働きに出ているので、孫を預かっているじいちゃん、ばあちゃんがとてもふえているわけです。その祖父母にとっても、乳幼児医療費の窓口払いなし制度は、つまり現物給付と言いますけれども、この制度の採用は切実な願いとなっています。

先日、子育て支援課の方に、山鹿市はまだ現物給付は実施しないのですかと尋ねますと、市長がＯＫを出さない限り進められませんと語っておられました。したがって、市長に質問してまいります。

資料２をごらんください。

県内14市の乳幼児医療費助成事業の実施状況であります。私が４年前にこの問題を取り上げた当時は、現物給付は４～５市のみだったと思いますが、現在では10市に広がり、大都市の熊本市でも実施しているわけです。残るは荒尾、玉名、八代、山鹿の４市のみであります。そして、山鹿市近隣の菊池市、植木町、和水町、南関町も既に、この窓口払いなし制度を実施しているわけであります。

市長、このように窓口払いなし制度の状況は大きく発展しており、市民がほかの自治体並みに山鹿市も実施してほしいと求めてくるのは当然ではないでしょうか。市長は、山鹿市は他の自治体に負けないくらいの子育て支援をやっていると答弁されておられますが、それは私も認めます。しかし、今、親や祖父母が子育てで最も願っていることは、医療費の窓口払いなし制度を採用してほしいということであります。市長、このあたりで願いにこたえてやるべきではないでしょうか。ぜひ、市長の前向きな答弁をお願いいたします。

３問目は、小規模工事登録制度についてです。平成19年に小規模工事登録制度が

本市でも採用されたとき、零細業者の皆さんが大変喜ばれました。入札資格がなくても、登録さえしておれば、30万円までの市の請負工事を受注できるからであります。ある業者の方は、市の仕事を受注することで、住民から大変信頼を集めることができると期待されておられました。現在までの本制度の利用状況、例えば登録者数、業務内容、請負件数、金額、利用状況など、具体的に詳細に知らせてほしいと思います。１回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

原議員の一般質問の１点目、子どものいる世帯の資格証明書発行は、早急に改善すべきではないかというご質問についてお答えいたします。

まず、国における資格証明書の発行に関する調査が熊本県を通じて、平成20年９月８日付けで行われております。このことにつきましては、９月現在で23世帯が該当という回答をいたしております。その後、11月現在で９世帯に減少しております。国の通達が出たこともありまして、この９世帯につきましては、子どもさんについて、短期保険証を交付できる旨の文書を発送いたしております。なお、高校生の申し出につきましても、同様に交付を行うこととしております。今後とも、税務課と連携を図り、可能な限り、滞納世帯との接触を持ち、相談に結びつけていくことが必要であると考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の乳幼児医療費助成事業についての第１回目のご質問にお答えいたします。これまでも原議員から、乳幼児医療費助成の現物給付について質問がありましたが、今までお答えしてきましたとおり、現在の運用により、助成を行ってまいりたいと考えております。乳幼児医療費の窓口払い無料化に関しまして、3000名余りの署名があったことや、議会での全員一致での採択など、重く受けとめ、慎重に判断しましたが、市民と行政の協働によるまちづくりを進める中で、子育ての第一義的責任者としての保護者が申請をしていただき、それに対して行政が必要な財源を確保し、しっかりと支援していく償還払いは、最も適した運用であると考えております。現在の償還払いの方法により、子育て家庭への支援を継続していきたいと考えております。以上です。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

一般質問の３点目、小規模工事登録制度の拡充についてお答えを申し上げます。本登録制度につきましては、小規模事業者の積極的な活用と受注機会の拡大を図ることを目的として、平成19年度から実施しております。現在、36の事業者の方々に登録をいただいておるところですが、19年度の実績としましては、受注された業者の方が10業者、発注件数が97件、請負金額が515万円であります。

受注された工事の箇所につきましては、本庁舎、各総合支所、学校関係、保育園、市営住宅等、市の施設全般にわたっております。

工事の内容につきましては、トイレやドアの補修、ガラスの入れかえ、畳の表がえ、遊具の補修など、広範囲に及んでおりますが、主に施設の維持補修をお願いしているところです。なお、現在の登録の有効期間が20年度末となっておりますので、来年の２月に新たな登録の受付を予定しております。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

２回目の質問です。

早速、短期証明書の発行手続きをとっていただき、また対象者を高校生まで広げていただき、大変感謝いたします。さらに、弱い立場にある子どもたちが救われますように、証明書は無条件に発行されることを強く要請しておきます。今後もリストラ等で国保世帯が増加し、滞納世帯もふえることが予想されますが、ご答弁のように、滞納者に即、資格証明書発行ではなく、十分相談に乗っていただくことを強く要望しておきます。

もう一つ心配なことがあります。後期高齢者の資格証明書発行についてであります。このままでは来年４月以降、保険証を取り上げられるお年寄りが相次ぐおそれがあります。今年４月の後期高齢者医療制度が始まる前までは、75歳以上の高齢者

からの保険証取り上げは法律で禁止されていました。しかし、後期高齢者医療制度に保険証の取り上げが規定に盛り込まれ、75歳以上も例外ではなくなったわけであります。わずかな年金から保険税が払えない人も少なくない中で、医療保障なしでは命にもかかわります。高齢者から保険証を取り上げることは、安心と健康を脅かすものであります。国民の医療を受ける権利を奪う保険証の取り上げは、子どものいる家庭はもちろん、高齢者のいる世帯でも中止すべきではないかと思うわけです。答弁をお願いいたします。

２問目の乳幼児医療費の助成事業についてであります。市長の答弁はこれまでと何の進展もないものでありました。補助は子育ての第一義的な責任としての保護者に申請してもらうと繰り返す市長答弁の根底には、市長の独自の考え方、私から言わせますと偏見だと思いますが、あると思います。それは18年12月議会で、負担金を全く払わなくなると、親としての医療に対する自覚がなくなる、このように答弁されていることから始まっているわけです。その前までは、早期治療、子育て支援は重要な施策だ、財源確保を検討している、こういう答弁だったわけであります。ところが、市長の完全に無料化すれば、親の自覚がなくなるとの持論から、これまで制度化を拒否し続けてこられたわけであります。しかし、このような市長の政治姿勢には重大な問題点があります。市長がどんな考えを持たれようとも、それは自由であり結構であります。ただ、市長独自の考え方を条例の上におき、市の条例を無視することはできないということであります。市長といえども、いや市長だからこそ、条例にのって、条例を堅実に執行していく政治姿勢が義務づけられているのではないでしょうか。山鹿市乳幼児医療費助成に関する条例の第１条には、この条例は乳幼児の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図ると条例の目的を明確に述べてあります。すなわち、条例の目的の一つは、乳幼児の疾病の早期治療、健康保持であり、二つ目は健全な子育て支援なのであります。市長は、この山鹿市条例の二つの目的を達成するために、市政に携わっていかなければならない立場にあります。市長が強調する親の自覚については、条例には全く触れてありません。もし仮に、市長が言われるように、現物給付、窓口払いなしによって、親の自覚がなくなるのであれば、現物給付を実施している県内10市の保護者たちは、医療費に対する自覚を失っていると判断しなければならなくなりますが、それでいいですか。こんな住民べっ視、住民を信頼しない見方は、市長としてとるべき姿勢ではないと私は考えます。

ここに私は手紙をもらっています。私が山鹿小学校に勤務したときの担任の子でありまして、もう30代半ばでありますが、ちょっと読んでみます。前文は省きます。「私は今年の５月、４人目の子どもを産みました。今頃、子どもが４人もいる家庭

は余りないと思いますが、どうしても女の子が欲しかったのです。知人や周りの人から、よう頑張るね、子は宝、最近は子どもが少なかけん山鹿のためになるたいと冷やかし半分に激励されています。でも、４人の子を育てるのは大変です。まず、毎月４人のうちのだれかが病気にかかり、そのたびに病院通いです。病院代は我が家の家計に大きく響いてきます。こんなとき思うのが、病院窓口で治療費を払わないで済むような制度ができないかということです。今も手続きさえすれば、病院代は後で返ってきますが、それなら初めから無料にしてほしいのです。菊池市も植木町も、病院で支払わなくてもいいとのことです。これならお金がないときでも、気兼ねなく病院に連れて行かれます。お金がなかったために手遅れになるという心配はありません。４人の子どもを責任を持って育てるためにも、山鹿市でもぜひこのような制度をつくって、子育てを応援してください。このような制度ができたら、また子どもを産む人もふえてくると思います。どうかよろしくお願いいたします。」こういう手紙であります。この手紙からもわかりますように、医療費の窓口払いなし制度を採用した方が、乳幼児の早期治療にははるかに有効であり、手続きも不要なので大きな子育て支援にもつながるということは明白です。条例の二つの目的である早期治療と子育て支援に合致するものであります。

そこで質問します。市長独自の考え方を条例よりも上において優先させるのは誤りではないですか。早急に窓口払いなし制度を採用して、条例の目的を達成すべきだと思いますが、市長の見解をお願いいたします。

２点目は、少子化対策としても窓口払いなし制度を実施すべきではないかということです。資料３をごらんください。ここ５年間の山鹿市における人口増減の推移をあらわしたものであります。資料は子育て支援課からいただいたものですが、ここ５年間での年間出生数は平均446人です。死亡平均は702人、毎年250人ぐらいが自然減になります。それに転入・転出等の社会的減少を合わせますと、山鹿市の人口は毎年300人程度ずつ減少していくことになるわけです。どんなにお金をかけてプラザファイブをリニューアルしても、また立派な病院や庁舎を建てても、人口が減り続けるならば、山鹿市を活性化させることは困難であります。市長も施政方針で掲げたではないですか。妊婦や子育て中の親が安心して産み育てることができる環境づくりを最優先課題として進める、平成18年に掲げております。また、山鹿市総合計画にも、本格的な少子化社会を迎え、安心して子どもを産み育てるために、多様なニーズに対応する、このように述べてあるわけです。安心して産み育てる環境づくりを目指すならば、乳幼児医療費の窓口払いなし制度の採用は避けて通れません。さらには、将来、菊池市や阿蘇市のように、小学生や中学生まで対象者を拡大し、子育て環境を充実させて、出生数を増加させ、山鹿市の人口減にストップを

かける必要があると考えるわけです。市長、少子化対策のためにも、乳幼児医療費の完全無料化を実施すべきではないですか。以上、２点について市長の答弁を求めます。

３問目の小規模工事登録制度についてです。36業者の登録で97件の仕事についたということですが、かなりの実績だと思います。ただ、請負件数が97件で、515万円ということは、平均すると１件５万円強であります。最近、業者の方から余り期待の声が聞こえないのは、請負額に問題があるようであります。他の実施している自治体では、請負額を30万円から50万円ないし60万円に増額したと聞いております。もっと魅力ある制度にするために、また今後の不況対策として、仕事をふやすために請負金額を増額すべきではないでしょうか。ご答弁ください。

２回目、終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

２回目のご質問、75歳以上の資格証明書発行についてお答えいたします。後期高齢者医療制度が平成20年４月１日から開始され、まだ１年が経過しておりませんので、資格証明書の発行は行われておりません。後期高齢者の資格証明書については、９月議会でご答弁申し上げましたように、国の見直し方針が出され、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない方に限って適用し、それ以外の方については従前どおりの運用とすることが決定されておりますが、その基準等詳細につきましては、運用主体である熊本県広域連合にて現在検討中であります。いずれにしましても、滞納される方にもいろいろな事情があると思います。事務的・機械的な運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行わなければなりませんし、納付相談の機会を確保することが必要であると考えております。また、制度の見直しもあり得ると思いますので、今後とも国の動向を見据えながら対応していきたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの原議員の２回目のご質問にお答えいたしたいと思います。

この件につきましては、原議員、議会ごとに熱心に力強くご質問をいただいております。さらには、先ほどご紹介いただきました、市民の方のそういった思いや心

情、状況、そういったものもしっかりと受けとめた中でのお答えを申し上げてみたいと思います。先ほど、親の自覚が大切であるという、このことについていろいろなお話がありましたけれども、これは私は、この乳幼児の医療助成事業だけでなくて、今日の社会状況、いろんな事件や事象発生の中で、子を持つ親の自覚、そういったものが非常に大事であると、こういったものをしっかりと高めていく、そういった教育が、人づくりが大事であると、そういった強い思いをいたしております。

２点目は、条例に反していないかというお話でありますけれども、条例で定めております目的の早期治療や健康保持、健全な子育て支援等々に、決して私はこの山鹿市が取り組んでいる施策、反していないという思いを強く持っております。

３点目、子育て支援対策の捉え方として、人口減少状況等も報告があったわけでありますけれども、この子育て支援につきましては、先ほど原議員からもご紹介がありましたように、山鹿市の子育て支援対策、総合的にいろんな分野で展開をいたしております。先般、この件につきまして、担当にも考えを聞いたわけでありますけど、決して熊本県内の他市に引けはとらないと、うちの子育ては総合力でいきますよという、総合的に子どもたちを育てていく。さらには、人材に熱い思いを持って的確に取り組んでいる。人材と総合力が山鹿市の子育て支援の大きな特徴ですよ、力ですよと、そういった力強いお話を聞きました。そういっことが私は大事であるというふうに認識をいたしております。さらに、人口減少等につきましても報告があったわけでありますけれども、この１点だけを捉えて、人口減少の原因と捉えるのはいかがかと思います。やはり、この人口減少につきましても、私たちは先ほどの産業の活性化、また生活基盤の整備等々をいろんな確度から、この地域を、山鹿市を活性化していく、そういった思いの中で取り組んでおります。そういった思いを申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

小規模工事登録制度について、制度拡充のため、請負金額の拡大をというお尋ねでありますが、本制度は実施からまだ２年目でして、これからその成果を検証する段階にあります。なお、その検証に当たりましては、工事等の品質確保や施工管理面への対応の検討が必要になります。したがいしまて、本制度の目的であります小規模事業者の受注機会を拡大し、活性化を図れるよう、請負金額の見直しも含めまして、今後、制度の検討を重ねてまいります。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

原議員、了解ですか。

○７番（原　徹君）

議長。

○議長（高野誠二君）

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

３回目の質問です。

小規模工事並びに資格証明書の件については一応了解しましたが、あと国保税について言いたいのですけれども、時間がもうありませんので、乳幼児医療費の件だけについて述べてみたいと思います。今、市長がいろいろ私が質問した以外のことを引っ張り出してお話をされましたけれども、私は市長として条例をきちんと、条例の目的を達成するために市長は市政に携わっていく必要があるのが本当ではないかということを言ったわけであります。頑張っているということは認めたわけですから、その辺からお話を伺いたかったわけであります。

それでは、もう一つ例を出しておきたいと思います。先ほど、資格証明書の発行で資料を出しましたが、お金がないために国保税を１年間以上滞納し、資格証明書を発行された子どものいる世帯が23世帯でありました。その中に乳幼児が10名いるわけです。その乳幼児が病気にかかったとします。でも、持ち合わせのお金がありません。医療費の窓口払いができないため、病院に連れて行くのを躊躇してしまいます。治療が遅れ、乳幼児の病気は急変して、病気はさらに重くなり、命にかかわる場合も出てくるわけです。ところが、窓口払いなし制度が採用されておれば、お金がなくてもためらうことなく、病院に連れて行くことができ、早期発見・早期治療で病気を重くすることもなく、医療費も安く終わるわけです。これこそが条例に掲げてある乳幼児医療費助成の目的であり、幼い命の尊厳にもつながるのです。もし、市長がいつまでも窓口払いなし制度を拒否し続けられるならば、条例の目的である乳幼児の早期治療や子育て支援の目的が達成されず、大切な幼い命を失うことにもなりかねません。山鹿市議会は、このような状況をかんがみ、２回にわたって乳幼児医療費完全無料化の陳情を採択決議しているわけであります。市長は、この２回の議会決議を生かすべきではないでしょうか。市長がいつも強調される命の尊厳という立場から、現物給付制度を採用すると答弁してほしいわけです。もしできないなら、少なくとも前向きに検討するという答弁をいただきたいと思います。

もう一度、市長の答弁を求めて質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

原議員の３回目のご質問にお答えいたしたいと思います。

先ほど、例に出しながら、非常に困窮した家庭の中での、そういった乳幼児の受診の件につきましてお話があったわけでありますけれども、私は基本的に、この人の命、これはすごい最大のものであると、そんな思いをいたしております。この命をしっかりと守る、市も守りますし、また親も保護者もしっかりと守ってほしいなと、その思いの中でしっかりとした判断、行動をとっていただきたい。必ずやそういった道は開けてくると、私は思っておりますし、きちんとした助成制度をつくっているのが今の山鹿市市政であります。そういったことを申し上げておきたいと思っておりますし、この今の考え方を変えるかというお話でありますけれども、先ほど申し上げましたように、原議員、再三にわたって、この件につきまして熱心にご質問いただいております。私も中途半端にこの問題を考えておりません。一回一回真剣に取り組んでおります。先ほど申し上げましたように、3000名の署名や議員さん方の決議等につきましても、しっかり受けとめた中での判断です。そういった中でそういった思いが急に変わるものではないと、先般も申し上げたとおりであります。私は今のような形が、それぞれが責任を持って取り組んでいく、そして山鹿市を市民を支えていく、そういった制度をとるべきであると思っております。

○議長（高野誠二君）

以上で原議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時59分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午前11時10分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、藤原弘議員の発言を許します。藤原議員。

［21番　藤原　弘君　登壇］

○21番（藤原　弘君）

おはようございます。21番議員の藤原弘でございます。発言通告に従いまして、質疑１点、一般質問１点、お伺いいたします。

まず、質疑の１回目、議案第95号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算(第４号)、22ページ、（目）農業振興費、耕作放棄地解消対策事業についてお伺いいたします。

この事業内容についてお伺いいたします。

次に、一般質問、地上デジタル本格放送における難視聴地域の現状と対応についてお伺いいたします。総務省はパソコンやデジカメ、ＣＤ、ＤＶＤなど、デジタル化が進む中、生活の中でも最も身近なテレビをデジタル化することによって、情報通信メディアと連携し、今までにない豊かで便利な新しい文化を実現することとし、実現すれば高画質・高品質な映像、音声サービスを提供できることはもちろん、高齢者、障害者にやさしいサービスの高度化などが図られることとしております。2011年７月24日をもってアナログ放送を終了し、デジタル放送へ切りかえを予定しております。県内においては、中継局を含め、本年度中にはデジタル放送の本格開局が終了されることとなっておるところであります。しかしながら、難視聴地域においては、実際、受信できるのかどうか不安を持っている住民の方が多数おられると思います。そこで、山鹿市における現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

耕作放棄地解消対策事業の事業内容についてお答えいたします。

耕作放棄地の解消につきましては、食料自給率の向上や食料の安定供給に資するため、これまでも中山間地域等直接支払事業、農地・水・環境保全向上対策事業などの取り組みを行っています。現在、市におきましては、面的集積に必要な農地情報を一元化するため、農地地図情報システムの構築や関係機関の連携・協力のもと、耕作放棄地の現地調査を行うなど、農地利用度の向上に取り組んでおります。

このような中、このたび、県が耕作放棄地解消緊急対策事業を実施されることとなり、この事業を活用し、解消の早期実現を図っていくこととしました。今回の事業内容としましては、過去１年間以上、作付せず、しかもこの数年間に再び作付をする考えのない農振農用地域内にある耕作放棄地を対象として、農地への復元等に対し助成金を交付するものです。交付額は10アール当たり３万円を基本としています。また、交付に当たっては、本年度内に営農が再開できる状態になることが条件であり、原則３カ年の耕作状態の維持も条件となっております。なお、交付は１回限りで、財源は全額、県補助金となります。市としましては、現在把握しています農地として復元の可能性がある耕作放棄地約45ヘクタールのうち15ヘクタールを当面の解消目標として取り組んでまいります。今後、地元の意向をお聞きし、関係者間で連携しながら、着実に取り組んでまいりたいと思います。以上、お答えいたし

ます。

○議長（高野誠二君）

三森総務部次長。

［総務部次長　三村兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

地上デジタル放送に向けての難視聴地域の現状についてお答えいたします。

テレビ放送は2011年７月24日に地上デジタル放送に完全移行し、現在の地上アナログテレビ放送は終了することとなっております。山鹿市の現状につきましては、現在、25カ所の難視聴共聴地域があります。このうち16カ所のＮＨＫ共聴施設につきましては、ＮＨＫと地元が共同で改修を行っており、既に10カ所の改修が終了しております。残り６施設のうち、鹿央地域の２施設につきましては、改修の順番待ちの状況です。あとの４施設は鹿北地域内でありますが、2009年に整備されます鹿北中継局、西岳に整備される予定ですが、その供用開始後、受信状況を判断した上で改修が進められる計画です。

次に、９カ所の自主共聴施設がありますが、うち３施設につきましては、本年４月からＮＨＫの協力を得て、共聴施設の受信点調査を終了したところです。残りの６施設につきましては、ＮＨＫが今後、直接現地に赴き、来年１月末までに受信点調査を行うこととなっております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

藤原議員。了解ですか。

○21番（藤原　弘君）

議長。

○議長（高野誠二君）

藤原議員。

［21番　藤原　弘君　登壇］

○21番（藤原　弘君）

２回目の質疑を行います。

山鹿市においては、今後、耕作放棄地についてどのような対応をとっていかれるのかお伺いいたします。

次に、一般質問を行います。

テレビが見られないということは、特に災害時において、防災無線やオフトーク、ラジオ以外の防災情報が届かないということになりますので、難視聴世帯の早急な現状の把握と切りかえ工事に対する助成制度の導入など、市としても全域受信に向けて、不休の対応をしていただきたいと思いますが、山鹿市としてはどのような対

応をとられるのかお伺いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

２回目の今後の対応についてお伺いいたします。

今後は、さらなる実態調査を行うとともに、現状では山林化しているなど、復旧が困難な農地に対する林地等の他用途への転用及び農地の保全管理、活用方策について検討し、計画していく予定です。

また、営農再開、保全管理の検討に際しましては、例えば復旧後の利用主体、導入作物の検討、栽培した農産物の販路の確保、必要な基盤整備などいろいろな問題があり、腰を据えた取り組んでいく必要があると考えております。

ここで、導入作物の検討状況についてご紹介申し上げます。導入する作物としましては、カライモ、雑穀、ハトムギ、カキ、クワの実、その他景観作物としての菜の花、ヒマワリ、レンゲ、コスモスなどを候補として考えているところです。さらには、野生動物などからの被害を受けにくいと言われているキャッサバやステビアなど、新規作物についても調査を開始しており、実証に向けて準備中であります。耕作放棄地の解消にあたりましては、解消後の継続的な営農が前提のものと考えており、農業上、利用できる農地の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

三森総務部次長。

［総務部次長　三村兄臣君　登壇］

○総務部次長（三森兄臣君）

難視聴地域の今後の対応についてお答えいたします。

先ほど、現状のところでご答弁申し上げました受信点調査の結果により、難視聴となった地域につきましては、共同アンテナ等の改修が必要になると思われます。この共同アンテナ改修について、国庫補助制度やＮＨＫの支援策、このＮＨＫの支援策につきましては、現在、ＮＨＫが総務大臣へ業務認可の申請中であります。このように補助制度がありますので、市といたしましては、それらにつきまして地元への説明等を実施するとともに、補助制度等を最大限に活用できるように支援をしてまいりたいと考えております。テレビは、市民生活に欠かせないものです。市内すべての地域で、格差が生じないように努めてまいりたいと思います。

以上、お答え申し上げます。

○議長（高野誠二君）

藤原議員。了解ですか。

○21番（藤原　弘君）

議長。

○議長（高野誠二君）

藤原議員。

［21番　藤原　弘君　登壇］

○21番（藤原　弘君）

ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

農業問題は、ほかの議員からも質問されておるとおり、今、大変難しい時期であります。県からこういうありがたい事業があるということで、今後、ほかの施策とも絡めながら、農地保全や農業政策、さらに進めていただきたいと思います

それから、難視聴地域の問題ですけれども、今、国庫補助制度やＮＨＫの支援制度があるということで、今後、着実にやっていただけるものと思っております。深く感謝申し上げます。ただ、現在、山鹿市内におきましても、難視聴地域でありながら、そういった共同施設を立ち上げていない世帯が多数あります。今後もそういう世帯の現状把握と、そういう方々への手厚い施策を山鹿市としてもとっていただくことを心からお願いしまして、質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で藤原議員の質疑・一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、横手啓介議員の発言を許します。横手議員。

［19番　横手啓介君　登壇］

○19番（横手啓介君）

今回は、ごみ対策について、年末年始の収集に対して一般質問をいたします。

まず、質問に入ります前に、資料を配付させていだたきたいと思います。議長の許可をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定により、これを許可いたします。職員に配付いたさせます。

［資料配付］

○19番（横手啓介君）

それでは、質問に入ります。

ごみの収集につきましては、先般９月議会におきましても、家庭ごみの分別収集の変更に対して、余りにも行政側の一方的な通達、住民・市民を無視した施策であ

ると指摘いたしました。対策としては、環境課や総合支所の職員で対応する、また今後のことについては地域の皆様方と相談をして取り組みを進めてまいりますというような答弁でした。今回、私が質問いたします年末年始のごみの収集につきましても、どうも行政側の一方的なものであり、住民・市民のことを考えてのこととは到底思えないわけです。

今、お配りしました資料を見ていただきますと、山鹿市以外の13市におきましては、収集の休みは長い自治体でも５日間、短いところでは４日間となっております。しかしながら、一番下の山鹿市を見てください。山鹿市におきましては、９日間となっております。他の自治体の倍の日数が休みとなります。何も年末年始の休みをとるなと言っているわけではありません。ただ、余りにも長期間の閉鎖であり、市民に対して多大な迷惑をかけることになると思います。

家庭ごみだけではありません。事業系のごみ収集についても、飲食店を初め、旅館業など、多くの業者が年末年始、書き入れどきとなるわけですけれども、その分、多くのごみが出ます。そんな中、収集がストップするとどういう状況になるのか想像がつきます。少しは考えてほしいというふうに思います。

このような中、市当局として、どのようなお考えをお持ちなのかをお聞きをいたします。１、今回の年末年始のごみ収集計画が、このように長期の休みになった経緯をお知らせください。２、12月号の山鹿広報等で収集の予定を周知されておりますが、市民からなどの苦情や問い合わせはあっているのかお知らせください。３、県下14市の年末年始の収集状況の資料をお渡ししましたが、担当として、この資料をどのような思いで見られたかお聞きいたします。年が明けまして５日からの収集ではありますが、年末年始の収集の間、一番長いところでは何日間ぐらい収集ができなくなるのか、また年始の収集に関しまして、相当量のごみが出ることが予想されます。正常な収集業務ができるのは何日ぐらいからだと考えているのかお聞きいたします。以上、１回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

横手議員の一般質問、ごみ対策についてお答えいたします。

まず、１点目の年末年始のごみ収集の状況に至った経緯でありますが、ごみ収集日程につきましては、例年、今くらいの時期に、構成市町であります山鹿市、植木町及び広域行政事務組合の三者で協議をし、次年度１年間の日程を決定いたしております。その中で年末年始の収集日程についても決定がなされているところです。

本年10月にも、再度、担当者会議が開催され、年末年始の収集業務について確認がなされておりますが、今回はご指摘のように、年末年始の休日の期間が長いということで、いろいろと議論はあっておりますが、結果として年末は12月26日まで、年始は１月５日からということに決定いたしております。

２点目に、苦情や問い合わせはあっていないかということですが、現在のところ、嘱託員さん及び市民の方から、30日ぐらいまで収集してもらいたい旨の数件のご要望や問い合わせの電話があっているところです。

３点目に、県下13市の収集状況に対しての見解はということですが、議員ご指摘のように、他市の状況はすべての市におきまして30日まで、もしくは31日までの収集となっております。このことは市民の視点に立った行政サービスの展開という観点から見ますと、まさに配慮に欠けたのであったと深く反省をいたしております。その後、関係機関と調整を図り、30日まで収集業務の延長を決定したところであります。細部にわたる調整を経た上で、住民の皆様方への周知に努めてまいりたいと考えております。なお、今後、日程の決定等に当たりましては、今回のことを十分反省し、注意して決定してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後に、年始の収集状況等についてですが、お住まいの地域により、燃えるごみの収集が週に２回のところと１回のところがあります。一番遅くなるのは、週２回の収集のところでは、１月６日火曜日、週１回のところでは９日金曜日になります。また、正常の収集業務に戻るのは、いつ頃と思うのかということでありますが、１月第２週目の13日の収集ぐらいからは、正常の量に戻っていくものというふうに考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

横手議員。了解ですか。

○19番（横手啓介君）

議長。

○議長（高野誠二君）

横手議員。

［19番　横手啓介君　登壇］

○19番（横手啓介君）

ご答弁ありがとうございました。

まずは、30日まで収集をするというような答弁をいただきまして、ありがとうございますと言いたいわけですけど、ただ、私がこの質問をすると一日の日に言ってから、４日でそのように変わるということに対して、これが本当に市民の側に立っ

た行政なのかなというのをちょっと思っております。本当に、まず最初に市民の側に立っての決定をしてほしかったなというふうに思います。

ここで、その広域事務組合の管理者である市長にお聞きをいたします。市長が先ほども部長の答弁にありました行政サービスというのを旨としているということを先ほども言われましたけれども、今回のこのごみ収集に関して、知っておられたのかということをちょっとお聞きします。知っておられて、このような26日までと、また５日からというようなことが本当にできるのかなというふうに、ちょっと私は憤りを感じているところなんですけれども、少しは晴れましたけれども、ちょっと急に今答弁をされたもので、戸惑っておりますけど、どのような経緯でそういう決定をなされたのか、市長にお尋ねしたいと思います。

また、これがたまたま今年、そういう形で30日までするとなって、やっと他13市並みになったということですけど、来年以降、毎回毎回こういった質問をしていかなくては、議員になっているかどうか分かりませんけど、質問をしなければならないのかと思います。担当課、広域合わせまして、今後とも、年末最後までやってほしいものです。市によっては31日までやっているところもありますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

それと、最後に、担当課の方に、広報で、一たん、広報やまがなり、環境便などで、12月26日までという広報をされておりますけれども、30日までするというのはどのような通知で広報のやり方をするのか、その方法をお教え願いたいと思います。以上、２回目を終わります。

○議長（高野誠二君）

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの横手議員のごみ対策についてのお尋ねにお答えいたします。

横手議員より、３点についてお尋ねがありましたし、さらにただいまはこの件について、広域の管理者として知っていたのかという、そういったお尋ねもあったところであります。これにつきまして、あわせまして答弁させていただきたいと思います。

まず、今回の件につきまして、行政の責任者として、広域あるいはまた山鹿市の責任者として、大変申し訳ない思いでいっぱいであります。本当に申し訳なく思っております。私は、常日ごろより、行政サービスは市民の視点に立ったものでなければならないと日ごろから肝に銘じておるところです。そういった点から、今回の年末年始のごみ収集に関しましては、他市の状況を見るまでもなく、配慮に欠けた

ものであったと深く反省をいたしております。私自身を戒めるとともに、担当部署はもちろんのこと、これは一部署に限らず、全部署・部長に対しまして、また広域行政事務組合の局長初め、担当につきまして、私たち行政に携わるものは、基本は市民の皆さんであると、市民の皆さんを中心にした取り組みであるべきであると、これを肝に銘じてほしいと強く申し上げたところです。改めて市民の視点に立った行政サービスに心がけるよう命じたところです。

先ほど、担当部長が申し上げましたように、30日までしっかりと収集をさせていただき、おこたえしていきたいと思っておるところです。

先ほどのこの収集についての取り組み、知っておったかというお尋ねでありますけれども、この件につきましては、以前に広域の担当者、それと構成市町の担当者の中でこういった形でいいかという話し合いがなされたということです。そういった中でこのことが決定され、その件は報告があっていなかったと、そういったことにつきましても、非常に申し訳ないという思いをいたしております。その折にも、この基本は市民の皆さんであるという、このことを強く肝に銘じるよう申し上げたところです。今後につきましては、さらに市民の立場に立った取り組みを展開できるよう、さらに内部で検討を進めてまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。本当に申し訳なく思っております。

○議長（高野誠二君）

藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

２回目の質問にお答えいたします。

周知の方法についてどうするのかということですが、15日に発送いたします使送便並びにオフトーク放送等を通じまして、住民の皆様方への周知を図ってまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

横手議員。了解ですか。

○19番（横手啓介君）

終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で横手議員の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、休憩いたします。午後１時から再開いたします。

午前11時41分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の通告順により、吉本政幸議員の発言を許します。吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

通告に従い、質問させていただきます。

農業の振興ということで、山鹿市総合計画の活力ある産業づくりのうち、地域の特性を生かした農業の育成の中より、意欲ある担い手の確保と育成の部分についてお尋ねいたします。この部分につきましては、長年の懸案であります農業後継者の問題を含め、なかなか解決が難しい部分でありますが、やはりどうしても農業を考える上においては、最も重要な部分と考えております。

この担い手の確保・育成については、農水省が来年１月に見直しに入るという食料・農業・農村基本計画の課題の一つとして、国内的には経営所得安定対策が現場に浸透しながらも、担い手の減少に歯止めがかかっていないということで検討を急ぐとあり、また全国農業委員会代表者集会において、地域農業の構造改革に向けて、意欲ある担い手の確保・育成に総力を挙げて取り組むとの見解が出されております。このことは、農水省が出しております平成20年度全国農業労働力の農業就業人口299万人の60%、またそのうち基幹的農業従事者197万人の59%が65歳以上であることによるものと考えられます。我が市においても総合計画の中の現状と課題の部分に、農業従事者について、農業離れや高齢化が進んでおり、担い手の確保と農業従事者の減少に歯止めをかける総合的な施策が必要と記してあります。その施策の一つとして、意欲ある担い手の確保と育成が計画され、その具体策として３項目が挙げてあります。

それは、１点目に、農地の利用集積による土地利用型農業の再編、２点目に意欲ある経営体の確保・育成、３点目に多様な人材の確保・育成ということで出ております。昨日も西牟田副議長より、同じ内容の質問もありました。総合計画策定後、３年が経ち、この施策に対するこれまでの取り組み、またその結果、成果としてどのような形で表れてきているのか、まずお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

実施計画３年目、これまでの取り組み、成果についてお答えいたします。

まず、３項目の１点目、農地利用集積による、土地利用型農業の再編につきましては、農業振興地域整備計画の見直しの作業中であり、平成21年度に終了の予定であります。平成17年９月には、熊本県や関係機関と連携して、山鹿市担い手育成総合支援協議会を設立し、専門的知識を持った県、ＪＡのＯＢ職員の専任指導員を活用しまして、水田経営所得安定対策事業と合わせて、認定農業者660名の確保並びに目標数値は設けておりませんが、集落営農組織20組織を設立し、推進を図っております。さらに、既存の機械利用組合、作業受託組織等を対象に、地域営農組織への移行の推進や、農業委員会、農協、農地保有合理化法人などの関係機関と連携し、認定農業者などと意欲ある担い手への農用地の利用集積を進めるとともに、生産基盤整備と連動した土地利用調整などによる農地の集団化の推進を行っております。

次に２点目、意欲ある経営体の確保・育成につきましては、担い手農家の経営改善等を目的に、農業制度資金や農林業担い手育成のための機械導入、施設整備について、資金借入の利子補給を実施しております。さらに、平成20年度から市独自に利子の一部を補給する山鹿市農林業担い手育成資金利子補給制度を設けて、農林業者の経営安定及び所得の向上を図る対策を講じております。地域水田農業の担い手である集落営農組織等につきましては、組織の生産費のコスト削減を図るため、国・県の補助事業を活用し、機械導入等を行っております。また、農政改革の推進に当たり、平成19年度から21年度まで、３カ年間、集中期間として、担い手育成・確保の集中かつ重点的な取り組みのため、国直轄の地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業により、担い手への融資を主体とした農業用機械、施設等の導入に際し、融資残の自己負担分への補助や、追加的な信用供与等の支援を総合的に行っております。

それから、畜産振興につきましては、優良な家畜導入を円滑に実施するため、家畜導入事業により担い手への支援を行っております。また、昨今の穀物飼料価格の高騰が畜産農家の経営を圧迫しているため、購入飼料をできるだけ減らし、自給飼料を増産するための支援を行っております。

なお、山鹿市農家等後継者結婚相談事業につきましては、農家等への後継者の円滑な結婚を推進し、後継者の地域定住を促進するため、結婚相談員40名により活動を行ってまいりましたが、十分な効果が得られず、平成19年度までの取り組みとなりました。

次に３点目、多様な人材の確保・育成につきましては、農業後継者の減少による担い手が不足しており、本市農業の維持のために、認定農業者や集落営農組織など、担い手を確保・育成するために、認定農業者協議会への支援を行っております。

また、青年農業者の育成及び女性農業者の地位向上のため、各種活動に対して支

援を行い、本市農業の地域担い手の育成を図っております。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。了解ですか。

○９番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

意欲ある認定農業者の確保、集落営農組織の設立、農地の利用集積、また各支援など、具体的に行われてきているようであり、今後とも強力に推し進めていただきたいと思います。また、先ほど話にありました結婚相談員につきましてですが、40名で活動していたが、具体的な成果が上がらない。この点につきましては、やはりどうしてもそういう、中に入れるような人たちをつくっておかないと、なかなか進まないのではないかとも考えております。その点、十分考慮していただきたいと思っております。ただ、現在の農業を取り巻く環境は非常に厳しいものがあり、今まですべてを含め、今まで以上の取り組みが必要と感じます。先ほど申しました農業委員会では、担い手育成総合支援協議会については、その役割と責任を明確にし、市町村、都道府県、行政の関与を強化することを求めるということで発表があっておりました。

この担い手の確保というのは、以前は農業後継者、新規就農者という形で解釈されておりましたが、現在のこの部分においては、農業以上に難しいものがあることと考えます。この新規就農者においては、平成19年度、全国で６万6000人、このうち39歳以下は１万人という数字が出ております。

このような状況の中で、個人的な思いでありますが、農業・農村・農地を守り続けるためには、集落営農組織の育成が急務であるように感じます。もちろん認定農業者を含めた家族農業経営、法人経営も同等でありますが、総合的な面から判断すれば、営農組織は将来的に大きな役割を持つようになると考えます。

また、先ほど申しました３項目の３点目、多様な人材の確保・育成にも、十分貢献できるのではないかと思います。この点、西牟田副議長もおっしゃっておりましたように、Ｉターン・Ｕターンの受け皿に十分なりうるように感じます。

先般、鹿本地域営農組織連絡会の方々が、福岡の天生田営農組織の視察に行かれたとのことで、資料を見せていただきました。やはりその中に農業従事者の高齢化、

後継者不足などにより、生産能力の弱体化が進み、集落農業の維持・発展が困難な状況があったと記載されており、現在は法人化され、非常に大きな活動をされているとのことであります。

農水省は、このような集落営農数、平成20年２月現在１万3000組織を、平成27年度までに２万から４万の組織にしたいという目標を掲げています。また、事業資金面の一つとして、農水省経営局普及助成課が窓口になると思いますが、多様な人材の育成・確保として、農業再チャレンジ支援事業、就農支援資金の貸付条件の拡充、地域連携農業高校実践教育推進事業などが行われていると紹介されており、このような事業等を十分に活用していただくことを期待するものであります。

いろいろ申し上げてきましたが、このようなことを踏まえ、３年間の現状、今後の動向について、どのような取り組みを考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。松永農林部長。

［農林部長　松永道郎君　登壇］

○農林部長（松永道郎君）

２回目の結果を踏まえた今後の取り組み、具体策についてお答えいたします。

まずはじめに、意欲ある担い手の確保と育成につきましては、厳しい現状であります。今後、農業経営の確立に向けましては、国・県の制度活用とあわせて、市独自の施策を含め、各事業に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

１点目の農地利用集積による土地利用型農業の再編につきましては、水田経営所得安定対策に伴います認定農業者と集落営農組織を拡充するため、農業用機械の合理化、省力化が急務であります。今後、ＪＡ鹿本、熊本県と連携して推進してまいりたいと思います。

次に、生産法人や認定農家への農地流動化につきましては、国の支援制度を利用しまして、農地の面的集積事業に取り組み、農地の集約化・団地化を進めてまいりたいと思います。

２点目、意欲ある経営体の確保・育成につきましては、引き続き資金の借入に対し、利子補給制度の拡充や農業用機械の導入、または施設園芸の省力化施設の導入を行うため、国・県の補助事業制度を活用し、今後も積極的に取り組んでまいります。

さらに、畜産振興につきましては、経営の安定化を図るため、今後も家畜導入事業、自給飼料対策事業などの各種事業に取り組んでまいります。

３点目の多様な人材の確保・育成につきましては、今後とも認定農業者協議会や青年農業者、女性農業者を含める意欲ある農業者への支援を行ってまいりたいと思

います。以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。了解ですか。

○９番（吉本政幸君）

議長。

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

今後、取り組むべき点は、しっかり取り組んでいくとのことであり、その時々の状況分析をしっかりやっていただき、積極的な動きを願うものであります。

ある農業新聞によりますと、市町村合併により、農業者と行政との関係の希薄化が懸念され、農政情報が農業者に伝わりづらく、逆に農業の声が農政部局に届きにくくなっている。また、厳しい財政事情や職員数の削減、合併による行政区域の広域化などから、農政の後退を余儀なくされていると述べられていました。

そこで、このような担い手対策を含め、農業政策に対する中嶋市長の思いをお尋ねし、この任期の最後の質問とさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの吉本議員のご質問にお答えいたしますけれども、その前に先ほどの横手議員のご質問の答弁で、31日まで、年末集めますというようなお話をしたということで、先ほど部長が申し上げましたように、30日までしっかりと集めるということで、訂正をさせていただきます。すみませんでした。

それでは、吉本議員の担い手対策を含めた農業政策に対する私の思いをということですので、答えさせていただきたいと思います。

この農業問題、担い手対策、私は率直に申し上げまして、大変厳しいという思いを意識いたしております。しかしながら、これは何が何でも突破せねばならない壁であると、そんな思いを強く持っております。と言いますのも、私たちの地方、山鹿市、やはり何と言いましても、この農業・農村の活性化なくして、山鹿市全体の活力活性化はないというふうに思っております。

先ほど申し上げました中心市街地、商工業の活性化につきましても、やはりこの農村部の基幹的な農業がしっかりとした経済力、力を、潤いを持たなければ、それ

がつながってこないと、そんな強い認識を持っております。

さらに、農業・農村は、食料はもちろんですけれども、国土を守り、癒しあるいは教育、景観等々、まさに多面的な、広域的な機能を有しておる。これは日本にとってもなくてはならない大事な資源であり宝であると、そういった思いを強く持っております。

そういった中で、この農業問題を語りますときに、やはりこれは国・県、さらに私たち市行政、農業団体、そして実際の農家、それぞれが責任を持って的確に取り組んでいく。その総合力によって、この難関を突破できるし、突破しなければならないと、そんな思いを強くいたしております。

国におきましても、いろんな取り組み、検討をなされております。昨日、12月２日には、石破農林水産大臣が10年後には自給率を50%にするという大きな方向性を出されております。米の消費や麦の生産増大等々、あるいは企業の参入等も視野にあるようで、そういった大きな構想や方向性が出されておりますけれども、やはり今日、担い手問題、農業・農村を考えますときに、やはり農村の、農業の経済が潤わなければ人は残らないと、担い手は残らない、そんな思いがします。

そういった中で、やはり国は今、グローバル化した中での、世界の経済の中での日本の経済を考えなければいかんということで、今、ＷＴＯの問題も非常に大変な状況になっておりますけれども、しかしながら、その中にあって、日本の農業をしっかりと位置づけることが大事である。今のような状況ならば、決して担い手はふえないし、自給率も上がらないと私は断言できるのではないかなと思います。これをきちっと日本の国として、農業・農村、林業も含めた第一次産業をしっかりと位置づけることが大事であると、私は強く思っております。そういったことを機会あるごとに、国会議員の先生方、また県議会の先生方にもしっかりと訴えてまいりたいと思っております。

しかしながら、それを国や県の問題だけにしたくはない。やはり、私が先ほど言いましたように、市行政に携わる者、あるいはまた農業団体、農業者もみずからのこととして、この問題に取り組んでいかなければならないと思いますし、さらに先ほど農業者と行政のつながりが希薄になってきておると、あるいはまた農政の後退が見られるのではないかというような心配もご質問の中にあったわけでありますけれども、私はこの山鹿市政の中では、決してそれはあってはいけないと思いますし、そういったことはないというふうに思っております。先ほど申し上げましたような山鹿市における農業・農村、林業の位置づけは、きちっとしたものへ持っていきたいというのが私の思いです。

そういった中で、連携しながら取り組んでいく中で、どういった方向性を取り組

んでいくかといういうことですけれども、先ほど部長の方から詳細にその事業等につきまして、これまでの経過やこれからの方向性は申し上げたところですけれども、私の思いの方向性の中には、今日の時代のニーズ、そして消費者のニーズを的確に捉えた、そういった方向性が大事であると思います。やはり今、食料の問題、安全・安心・健康・自然、そういった方向性にあると思いますし、そういった中で自然循環型の社会が求められる、そういった自然循環型の農業、そしてそういった中での農産物、一つの方向かなというふうに思います。

さらに、全国各地でいろんな農産物が生産される中で、やはり独自性が必要だなという思いがします。それはこの山鹿の地に的確に合った、山鹿市の特性を生かした農産物、そういったものが必要であろうというふうに思います。この地域には先般も全国のお茶まつりで産地賞という日本一に輝いたお茶の産地、そういった適地もあります。さらに、先般は菊鹿地域で生産されますワイン用のブドウ、それで生産されたワインにつきましても、全国たくさんの中から金賞というすばらしい賞を受賞いたしております。たばこにいたしましても、全国の中でこの山鹿地域の生産性、品質、そういったものは全国トップレベルというお話も聞いておりますし、さらにほかの野菜、先般の鹿北まつりで拝見いたしました野菜等につきましても、本当にそれ自体が安全で安心で、愛情に満ちたすばらしい農産物であるし、山鹿市のブランドであろうと、そんな思いをいたします。もうそういったここ独自の素晴らしさを生かした農業の展開、３点目はこれまでの生産だけから、加工や販売、そういった付加価値をつけた農業のあり方、そういったものが求められるであろうというふうに思っております。

さらには、今日の農業の中で、対外的に、また国内の中での競争に勝っていくためには、生産性を高めていく、そしてまた低コスト・高品質というような、そういった方向性にもきちっとこたえられるようなあり方が求められるのではないかなと、そんな思いがします。具体的には申し上げませんけれども、今、山鹿市で取り組んでおる具体的な活動と合致するものであろうというふうに思っております。

そういった取り組みをしっかりと、行政、そして農業団体、農家の方々とスクラムを組みながら、大変ですけれども、それを突破していきたい。そして、国・県に対しましては、そういった農業・農村の位置づけをしっかりとしていただくような訴えを議員の皆様方と一緒に取り組んでいきたいと、そんな思いであります。

以上、私の農業にかける思いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

以上で吉本議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、川野功議員の発言を許します。川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

こんにちは。14番、川野です。

先日通告しておりました２点、１、鹿本町商店街活性化策について、２、教育の問題点について、一問一答方式で質問いたします。よろしくご回答のほど、お願いいたします。

まず１問目、鹿本町商店街活性化策について質問いたします。全国的にほとんどの商店街が衰退していることは、皆さんも周知の事実だと思います。その理由としましては、車社会の浸透や郊外型ショッピングセンターやコンビニエンスストアの乱立、市民生活のパターンの変化など、さまざまな要因が挙げられます。

鹿本町商店街も何とか存続をかけて頑張らなければならないと思い続けていますが、現実には実に厳しいものがあります。シャッター通りはふえ続け、家が取り壊され、歯抜け状態も最近特にふえたようです。数年前から、一般食料品を扱うお店はなくなってしまいました。野菜や牛乳は商店街では買えないのです。これでは近くのお年寄りにとっても便利な商店街とは言えません。非常に残念です。

全国的に見てみると、創意と工夫で頑張っている商店街も多々あります。それらの成功をまねて、その事例どおりに同じようにやってみようと思っても、それをすることさえ不可能な状態にあります。鹿本町時代も活性化策として、いろんな事業をやってきました。しかし、なかなか結果を出すまでには至りませんでした。

やはりこれから残っていくためには、商店街の特色を生かしたまちづくりを考えていかなければなりません。鹿本町商店街の特色といえば、昔から残っている町並み、それと製造業、手作りうちわ、みそ、しょうゆ、豆腐、製めん、和菓子やあめ等が考えられます。これらの特色を生かした活性化策を考えていきたいと思いますが、商店街や商工会だけで何とかなるものではありません。市として、どのような指導なり支援が考えられるのかお尋ねします。よろしくお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

川野議員のご質問、鹿本町商店街活性化についてお答えをいたします。

商店街の現状につきましては、議員ご指摘のとおり、郊外型大型店及びコンビニエンスストアなどの進出によりまして、商店街はさまざまな影響を受け、集客力の方が低下している現状です。また、商業経営者の高齢化、後継者問題等の課題も多く、地域の商店街組織の弱体化が見られております。

このような状況の中、鹿本町商店街につきましても、大変厳しい状況であると認識をいたしております。しかしながら、鹿本地域におきましては、個性的で技術力のある製造業の方々が現在も盛業中であります。一方で、地域ではすぐれた農畜産物も数多く生産がされております。さらに歴史や文化といった無形の蓄積もあります。こうしたさまざまな地域資源を組み合わせ、有効活用していくことで、鹿本町商店街独自の付加価値を持った商品開発、事業展開に新たな活路が見出せるものではないかと考えております。

こうした新商品開発等を個店だけではなく、地域商店街、商工会などと連携した取り組みで、鹿本町商店街として推進するためにも、市ではアドバイザー派遣事業を実施いたしております。これまでも「馬カレー」の開発などで成果が上がってきたところです。

また、鹿本町の商店街周辺には、県立の商工高校や農業高校を初め、公共・公益機能が集積をいたしております。さらに、居住地域といたしましても、近年、世帯数が増加をしているところから、まだ市街地としての機能を十分備えているものと考えております。

そこで、これまでの広域商圏を対象といたしましたロードサイド型の郊外店と対局の、歩いて暮らせるまちづくりに、鹿本町商店街の可能性が秘められているのではないかと考えております。市では、こうした商店街のにぎわいを取り戻すための支援策といたしましては、空き地・空き店舗対策事業、がんばる商店街支援事業、中小企業人材育成助成事業を活用し、ハード、ソフトの両面から支援してまいりたいと考えております。

以上、鹿本町商店街の活性化につきまして、商品開発と商圏設定の２点からお答えをいたしましたが、こうした商業の活性化は、まずは事業者の方々のやる気とアイデアから始まるのではないかと考えております。そうした点からも、鹿本町商店街には大きな可能性が秘められているのではないかと感じております。

以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員。了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ご答弁、ありがとうございました。

これから市と商店街が一丸となって頑張っていかなければならないと改めて思っております。

衰退している中で、これ以上、商店街の現存建物が壊され、空き地になることはできるだけ避けなければなりません。現在、市が所有している商店街内の店舗が取り壊される可能性があると聞きました。そこには、ある福祉施設が出店したいという申し出もあっております。少し整備すれば有効活用ができ、活性化の兆しになるとも考えられます。これに関しては、商工課だけでなく、財政課も関係しておりますので、検討していただき、ぜひ、前向きな対応をお願いいたします。

次に、これから来るべき人口減少社会では、意味のない郊外の開発は必要ありません。街は拡散すればするほど非効率になるし、環境にも負荷がかかってしまいます。今あるものを有効活用あるいは再開発するだけで十分だと思っております。現在、本市が手がけているプラザファイブの再開発も、先行きの不安は大いにありますが、その点ではその流れは間違っていないと思っております。必ず成功していただきたいと思います。ただ、開発や活性化の目を、周辺の商店街、鹿本町商店街だけでなく、ほかの商店街の方にも目を向けていただきたいと思っております。

以上の点をお願いしまして、１問目の質問を終了いたします。答弁は要りません。

次に２問目、教育の問題点について質問いたします。今の中学生の実情と問題点を、教育長としてどのように認識しておられるのかお尋ねいたします。

教育委員会の人と話すと、本市の子どもたちや学校がよくなってきた、学校も落ち着いてきたし、不登校も減っているなど、いい話ばかり聞きます。しかし、生の現場から聞こえてくる声は、決してそうばかりではありません。常に緊張感を持って取り組んでいただきたいと思います。

先日、ある雑誌を読んでいましたら、渡邊毅という三重県の中学校の先生の対談が記事になっておりました。実際の現場に立って感じている中学生の実情を話しておられ、大変参考になりましたのでご紹介します。中学生が抱える問題点を９点挙げますと、１点目には、大きな志がない。これは意識調査の国際比較でもはっきり表れています。２点目として、疲れている子どもが多い。毎日、子どもたちに５行日記を書かせていますが、疲れたという言葉が頻繁に出てきます。今日は疲れたから、明日はゆっくり休みたいと、これは一部の生徒だけでなく、全国的な傾向ではないかと思います。３点目は、自分に自信を持っている子どもが少ない。意識調査の中で中学生1000人のうち約200人が、自分は生まれてこなければよかったと答えています。４点目は、死生観に歪みがある。人が死んだらどうなるか、どこへ行くのかという、死を通した生の見方という意味がありますけれども、これは小学生の

高学年の調査ですが、死んだら生き返ると思っている子どもが３分の１もいるといいます。また、分からないという答えも合わせると、かなりの割合で正しい死生観を持っていない子どもがいると思われます。これには驚きました。５点目は、規則正しい生活習慣が身についていない。特に就寝時間が非常に遅い。また、非行少年を更生させる施設では、靴ひもが結べないとか、歯を磨けないとか、箸が使えない子どもが多いそうです。６点目は、勉強への意欲が低い。中学の３、４割の生徒が家で全く勉強しないと言います。７点目は、自己制御力が弱い。以前は、切れる、むかつくという言葉すらなかったのに、それが日常語になって当たり前になってしまっています。８点目に、基礎体力がない。特に背筋力が弱く、授業中、頬杖をついたり、机に突っ伏して授業やテストを受けている生徒がいます。１時間の授業中、姿勢を正して座っていることができない子どもが多くなっています。そして、最後の９点目は、６点目と関係していますが、国語力の低下です。今回、４名の日本人学者がノーベル物理学賞を受賞しましたが、なぜ論理物理学が日本のお家芸かというと、日本語が優れているからだと考えています。恐らく難しい物理理論を説明する言語能力が高いのだと思います、という内容でした。

このように、子どもたちの状態を具体的に分析してみると、その対応策も具体的に見えてくると思います。どうして学校崩壊、不登校、校内暴力、そしてニートやフリーター、パラサイトシングルが起きてくるのか、その関連性が分かってくるのではないでしょうか。

教育長として、そのくらいのことは当然把握していると言われるかも知れませんけれども、今回挙げた９点につきまして、教育長のお考えをお尋ねいたします。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

川野議員の一般質問の２点目、教育の問題点、今の中学生の実情と問題点についてお答えいたします。

まず、ご指摘の９点にわたります問題点につきまして、できるだけ具体的な形でご答弁申し上げたいと思いますので、山鹿市の中学生の現状を本年４月に中学３年生を対象として実施されました全国学習状況調査の結果から述べてみたいと思います。

１点目の大きな志がないという、これは国際比較でありますけど、山鹿市を見ますと、将来の夢や目標を持っていますかという設問がありました。全国の平均は

70.7%でして、山鹿市の中学生は76.4%が将来の夢や目標を持っていると回答しており、5.7ポイント、全国平均を上回っております。

３点目の自分への自信については、自分には良いところがあると思いますかという設問で見てみますと、全国平均が60.8%に対し、山鹿市の中学生は62.8%があると回答しており、２ポイント、全国平均を上回っております。

５点目の規則正しい生活習慣が身についておらず、就寝時刻が非常に遅いという項目でも、６点目の学習意欲が低い、家でまったく勉強しないという項目でも、全国平均よりよい結果が出ております。

また、９点目の国語力ですが、全国学力調査の結果、市内中学３年生の国語の平均点は、知識力、活用力とも、全国平均を上回っております。

８点目の基礎体力につきましては、検査種目によっては、中学１年次に４月でしたような場合は全国平均を下回っているものもありますが、教科体育や全校体育、部活動で鍛えられた３年次には、ほとんどの種目が全国平均を上回っております。

なお、本年度は、県下全部の小学校の中で、広見小学校が体力の伸び率がナンバーワンであったということで、体力向上優秀実践校として表彰を受けております。また、優良実践校としましては、千田小、内田小、菊鹿中がそれぞれ表彰されております。

もちろん課題はあります。しかし、全般的に見て、山鹿市の中学生はおおむねよい状況にあると言えます。このことは市内の小・中学校の訪問や各種大会等に参加してみて感じることでもあります。あいさつにしましても、集団行動にしましても、学習面でも、体育面でも、文化面でも、山鹿市の児童・生徒は、全体的によく頑張っていると私は思っております。

外部評価ではどうかということで、ちょっと調べてみましたら、合併後、文部科学省関係の方が３回、山鹿市の小・中学校を訪れておられます。最初は平成17年３月23日に菊鹿中学校に来ておられます。これはスクールミーティングという形で、文部科学省の方が４名来られまして、県の教育委員会から２名、そして先生たちや生徒との懇談会ということでしたけれども、私もそれに参加しておりますけど、非常に子どもたちが立派なはっきりした考えを述べるということで、今どきこんな学校があって、こんな生徒がいたのかというお褒めの言葉をいただきました。

それから、本年１月には、文部科学省の主任視学官という方を中心にしまして、５名の方が鹿本中学校に入られまして、朝８時から部活動まで、２日間にわたり、詳細にいろんな活動をチェックされました。そのときほとんど評価としてはＡ評価をいただきました。Ｂ評価もありましたけど、ほとんどＡ評価でした。そして、やや頑張りすぎではないかと、もう少し焦点化したらどうかというような、逆に先生

方は生徒の頑張りをちょっと抑えたらどうかというような、そういう話すらいただいております。

また、国家公務員の一種、いわゆるキャリアの方が新規採用職員研修会ということで、山鹿市に昨年でしたか、来られました。４名の方に山鹿小学校の授業等を見てもらいましたけれども、非常にすばらしいと、自分たちもこういう授業を受けたかったと、そういうことを感想の中で語っていただきました。この方たちは別に社交辞令、若干それはあるかも知れませんけど、やはり全国的に回っておる中での評価ですので、私は素直にありがたく受けとめたいと思っております。

次に、ご指摘の問題点の対応策についていくつか述べてみます。山鹿市の教育目標は「限りない夢を抱き、心豊かにたくましく生きる人材の育成」ということであります。限りない夢の実現を目指しての学力充実への取り組み、これは問いの９点目の言語的能力の育成に関係してくるかと思います。それから、互いに高め合う人間関係づくりの取り組み、これは問題の７点目の解決になるのではなかろうかと思っております。そして、これは命、いわゆる問題の４点目の解決につながるかと思いますが、連続する命の大切さを学ばせる体験活動への取り組み、また障害をもつ児童・生徒や不登校児童・生徒を支援する子ども輝きプラン事業の推進、それから学校教育課、社会教育課一体となっての読書活動の推進、あるいは学校や地域の方々のご協力により啓発・推進を図っております「早ね・あいさつ・朝ごはん」運動の展開、こういうことに継続的に取り組むことにより、子どもたちの限りない夢の実現というか、可能性の幅を拡げていきたいというふうに考えております。

さらに、全体の課題をまとめまして、その克服のためにはということでまとめますと、今年度より文部科学省の委嘱を受けまして取り組んでおります鹿本地区での家庭教育支援基盤形成事業の中での、父性の復権の啓発、いわゆる父親的役割、これはお母さんであっても父親的な役割を果たせるわけでありますが、そういうことを啓発で伝えております。

また、鹿北地区での地域ぐるみで学校を支援する体制を整備する学校支援地域本部事業の取り組み、こういうものの成果を山鹿市全体へ拡げていきたいというふうに思っております。

なお、山鹿市教育基本計画の中に示しておりますように、すべての市民がそれぞれの活動を通じて、自分を磨き、子どもたちにとって憧れを持たれる人、まねられる人を目指すまちづくりや、集団をまとめ、理念を示し、文化を与え、社会のルールを教えていく父性的な教育が行われることがこの問題解決のかぎとなるのではないかと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員。了解ですか。

○14番（川野　功君）

議長。

○議長（高野誠二君）

川野議員。

［14番　川野　功君　登壇］

○14番（川野　功君）

ありがとうございました。立派なご答弁だったと思います。引き続き頑張っていただきたいと思います。

先ほどの９点目の問題に、国語力の低下が挙げられていました。国語力をさらに上げていただきたいと思います。

４名の日本人学者がノーベル物理学賞を受賞しました。うち１名はアメリカでの受賞ですけれども、これは本当にすごいことだと思います。この件に関してネットでいろいろ調べていたのですが、韓国日報を引用した日本語の有用性についての分析がありまして、非常に興味を引いたので紹介します。

10月９日の韓国日報では、日本がノーベル賞をとれるのは、自国語、つまり日本語で深く思考できるから、韓国も英語ではなく、韓国語で科学教育を行うべきと書いてありました。分析の要点をまとめますと、韓国は英語教育に小さいときから非常に力を入れていますが、それは間違いではないのか。韓国人としては、英語では深く思考できないので、韓国語で科学教育を行う方がよいのではないかという内容でした。ただ、韓国語に翻訳されている専門書が少ないという問題もそこにあります。それと違って、日本では英語に頼らないで、日本語だけで科学部門でも研究できる環境ができ上がっています。その点でも英語教育より、まず日本語教育の徹底が大事であると書いてありました。

また、日本語のすばらしい点としては、同じ研究内容を伝えるのに、日本語と英語では英語が1.5倍文章が長くなると同時通訳の権威の方も言っておりました。要するに、日本語はすばらしい言語なのです。

このように、日本人にとって日本語、つまり国語はすべての学問の基礎であり、それを高めることは、思考力、想像力、表現力等のすべてを高めることになります。このことから、ほとんどの日本人には英語力を高める教育より、日本語を高める教育をより優先させるべきと思っております。

まずは、山鹿市からノーベル賞をとるような子どもが出るように、日本語の国語力を最大限に引き上げていただきたいと思います。ちょっと言い過ぎかも知れません。

国語力の教科については、どう対策をとるのかお尋ねいたします。こういう私も強化の中で一番嫌いなのが国語でした。その中でも作文と漢字の書き取りが最悪です。それは今でも同じですけれども、嫌いな子どもにも国語力ができるような指導をお願いいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

川野議員の２回目のご提言というか、そういう質問をかねてのご提言いただき、大変有難く思いました。と申しますのは、私ども、この11月、講演いただきました藤原正彦先生が、かつて文化庁文化審議会の中でこういうことを申されました。国家の浮沈は小学校の国語教育にかかっている。小学校の教科間の重要度を言うなら、１に国語、２に国語、３、４がなくて、５に算数と、この藤原先生は一流の数学者でありますけど、数学者であるその方が国語教育の重要さを述べられたということで、非常に私は深く共感したものであります。

さらに、いろんな本の中で、不況が何十年続こうと、国は滅びることはない。しかし、国語力の低下が国を滅ぼすのであるというようなことも述べられておりますので、まったく今の議員のご提言といいますか、そういうことを本当にありがたく受けとめたところです。

さて、国語力を身につける方策としてはということで申し上げますと、一つは国語科の授業の充実と、それからもう一つは読書活動の推進と、この二つを重点的に取り組みたいと思います。

まず、国語科の授業の充実に関しましては、発達段階から考えますと、小学校段階が特に国語力向上に重要な時期と考えています。山鹿市では、小学校20校中10校が校内研究のテーマを国語科に絞って、国語力の向上に努めております。11月７日には、文部科学省の指定を受けていました山鹿小学校が、子どもたちのすばらしい言語活動の姿を通して、その成果を発表し、高く評価されたところであります。その成果は、今後、他の小・中学校にも広げていきたいと思っております。

また、校内研究として他教科の研究を進めている学校におきましても、百人一首や古典の名文暗唱、詩の群読、朝の読書など、ほとんどの学校が国語力の向上に努めておるということをお伝えしておきます。さらには、レポートを書いたり、調べたことを発表したりすることで、すべての教科を通じて国語力の強化に取り組んでいるところです。

次に、読書活動の推進ということですが、これは冒頭にも述べましたように、藤

原先生、読書推進大会の記念講演の中で、「祖国は国語」という演題のもと、国語教育の重要さにについてとくとくと情熱をもって語っていただきましたが、国語を大切にするということがいかに重要であるか、またそのためには読書がいかに重要であるかということをしっかりと話していただいたのは、まさに記憶に新しいことであります。読書は考える力、感じる力、想像する力、表現する力のいずれにも関連しており、国語力を高める上で極めて重要であると認識しております。山鹿市においては、読書活動推進員の配置や全校読書、読み聞かせ、目標冊数の設定等で、どの学校も読書に力を入れております。今後も、未来への１ページ事業として、子どもたちの読書に力を入れていき、そのことを通して国語力の強化に努めたいと思います。

なお、最後に、新学習指導要領では、外国語教育として英語教育が５年生、６年生で週１時間導入されます。それに関連しまして、全国の委員会によりましては、低学年、中学年にもその英語教育を入れるという動き等もありまして、マスコミもどちらかといいますと、そういうところをニュースとして取り上げておりますけれども、私どもとしましては、これまでどおり、低学年の方は国際理解という形で、年間10時間程度、それから中学年は総合的な学習の時間において20時間程度取り入れていくと、そして５年生、６年生はきちんと入れなければなりませんから、その中身の充実に努めていきたいと思っております。より国語力を高める教育を課題にしていきたいというのが私の思いであります。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

川野議員。了解ですか。

○14番（川野　功君）

了解です。

○議長（高野誠二君）

以上で川野議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後１時59分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午後２時10分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

田中教育長。

［教育長　田中　宏君　登壇］

○教育長（田中　宏君）

すみません。先ほどの私の答弁の中で、一部訂正と追加をさせていただきたいと思います。と申しますのは、私が小学校における英語の授業のことを、低学年、中学年は、同じように低学年が10時間、中学年が20時間ということを申し上げたということでございますが、一応５年生、６年生はそのまま週１時間入れますけど、低学年、中学年については、今、ゼロの方向で校長会等でも話をしておる。ただ、３年生、４年生については、総合的な学習の時間がありますので、そのあたりで国際理解というか、そういう形で入ってくる可能性もあるということに訂正させていただきます。

それと、もう１点、追加ですけれども、国語の授業時数が小学校の１年生、２年生で週１時間ふえます。それと、３年生、４年生は、年間ではありますけど、10時間ふえます。中学校の２年生で、また週１時間、国語の授業がふえます。

以上、訂正及び追加をさせていただきます。失礼しました。

○議長（高野誠二君）

次の通告順により、立山秀木議員の発言を許します。立山議員。

［５番　立山秀木君　登壇］

○５番（立山秀木君）

こんにちは。５番、立山でございます。眠い時間かとは思いますけれども、しばらくおつき合いください。

通告に従いまして、２点、質問いたします。

まず、１点目、ごみの分別収集についてお伺いいたします。これに関しては、９月議会にも取り上げてありますけれども、あえて質問させていただきます。私の地区では、ごみ出しのルールを覚えるためと言いますか、分別方法を覚えるために二、三人の班をつくり、ごみ出しの日に交替で出ておりますが、10月１日より、ごみ出しのルールが変わってから、収集所に残される、いわゆる受け取りを拒否されたごみが多く見られるようになりました。市の担当者に来てもらって分別を行っても、担当者もマニュアル本を見て説明するようなことで、高齢者などにはとても理解できないような気がいたします。「そぎゃん面倒なら裏庭で燃やしてしまおうか。」不法投棄にさえにもつながらないかと心配しております。例えばペットボトルのキャップを外し、ボトルのシールをはがしてとか、一つ、分別するごみの種類が多くて分かりにくい、二つ、判断がつかないごみが多くて分かりにくい、三つ、分別が面倒である、四つ、ごみを出すルールが変更になったので分かりにくいなどの問題が上げられると思います。ルールを守って、きちんと対応できている地域もありますし、環境問題への意識の高まりもありますが、かなりの温度差があるような気がします。もう少しわかりやすい分別収集や理解を深めるための啓発運動がで

きないものかお伺いいたします。

次に、市街地中心部における駐車場の建設ということでお伺いいたします。市長はコンパクトシティ構想を提唱し、その中心的事業として、市街地再活性化事業の認可を受けられ、いよいよプラザファイブの再生事業が始まるところですけれども、商店街の整備ができても、そのお客様の駐車場の整備が大切であると思います。地方における車の存在は人々の足であり、公共交通機関の発達した都市とは違い、商店街における必須条件であると思います。地方において、中心部の商店街が寂れ、郊外店が伸びるのも、一つの要因であると思います。本市を見た場合に、中心市街地における駐車場は限られており、特に国道３号と325号線が交わる、ボウリング場からプラザファイブまでの地域は、熊本や福岡からの玄関口ともいえる地域ではないかと思いますし、今後、新幹線新玉名駅の設置、あるいは菊水インターからの利便性を考えれば、この地区への駐車場の設置は観光面、経済面からも重要ではないかと思います。

さて、今回の議会にプラザファイブ再生事業に至る補正予算が計上されております。その中には駐車場の整備もされていることから、次の４点についてお伺いいたします。

まず１点目、今回のプラザファイブ再生事業において、駐車場が整備されるとのことでありますけれども、駐車可能台数はどれくらい計画されておるのか。２点目、中心市街地における現在の駐車場の設置状況は。駐車場の数と駐車可能台数をお願いいたします。３点目、本来、駐車場の整備は、経営者や観光協会等で整備するものと思いますけれども、今までに市が支援して独自で整備された例はあるのか。４点目、市で中心部に駐車場整備を行うといっても、そう簡単ではないと思います。今後、駐車場に対する何らかの施策は検討されているのかお伺いいたします。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。藏原環境部長。

［環境部長　藏原榮一君　登壇］

○環境部長（藏原榮一君）

一般質問の１点目、ごみの分別収集についてお答えいたします。

今年10月からの変更は、年度途中であり、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしましたが、これは植木町にあります広域事務組合の埋立処分場のさらなる延命化とリサイクル促進のために行ったものであります。具体的には、油缶、油瓶、化粧瓶、小型家電製品、スプレー缶、カセットボンベ、傘など、今まで燃えないごみとして収集していたものを資源ごみとして収集を行うものであります。ここでこれまでの埋立処分場への搬入の実績等につきまして、若干ふれさせていただきたいと

思います。本年度に入りまして、毎月５万キログラム前後の最終処分場への搬入があっておりましたが、９月試行時が約8000キログラム、15％以下に減少をしております。10月も約6000キログラムということで、大きな成果を上げているところです。このことは、市民の皆様方のご理解はもとより、大変なご負担をおかけしているものと思っております。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

ごみの出し方につきましては、それぞれの地域により収集体制が違っております。資源ごみの収集所に出していただいたり、燃えないごみの収集所に出していただいたりということでお願いをしているところです。環境課といたしましては、市民の皆様にごみのさらなる分別の徹底を図るため、12月に各地域で開催されます嘱託員会議等で、ごみの出し方について説明を行い、平成21年度から資源ごみとして収集所に出していただくようお願いをしてまいりたいと思っております。

また、ご指摘の、非常に分別の方法がわかりにくいといったようなことにつきましては、環境便あるいは広報やまが等にわかりやすく工夫をしまして、掲載をしてまいりたいというふうに思っております。高齢者の方、生活弱者の方はもとより、市民の皆様方に大変なご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いするものです。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

立山議員ご質問の市街地中心部の駐車場設置についてご答弁申し上げます。

まず、１点目のプラザファイブ再生事業の駐車場整備による駐車台数につきましては、自走式２階建て駐車場と屋上駐車場を合わせまして、約200台が予定されているところです。

次に、２点目の中心市街地における現在の駐車場数及び駐車台数につきましては、現在の正確な数値は把握いたしておりませんが、平成15年１月にやまがＴＭＯが実施されております駐車場調査によりますと、月極駐車場、専用駐車場、民間時間貸駐車場、公共駐車場及び駐車可能空き地を含めまして、203カ所、3518台という調査結果です。なお、3518台のうち、23台が大型車駐車台数であります。

次に３点目ですが、これまでに商店街が実施した駐車場整備への山鹿市の支援につきましては、平成17年の九日町が実施されました駐車場整備に対しまして、当時の山鹿市商店街共同施設整備事業補助金交付要綱に基づきまして支援を行っております。

４点目です。今後、計画されている駐車場関係の事業といたしましては、プラザ

ファイブの駐車場が整備をされました後、中心市街地への来街者が利用しやすいように、プラザファイブ駐車場と周辺の既存駐車場とを連携させる共通駐車券システムの導入の検討が関係商店街により予定されているところです。

以上。答弁とさせていただきます。

○議長（高野誠二君）

立山議員。了解ですか。

○５番（立山秀木君）

議長。

○議長（高野誠二君）

立山議員。

［５番　立山秀木君　登壇］

○５番（立山秀木君）

答弁、ありがとうございました。

１点目のごみの収集に関しましては、各町により違っていた収集を、４月より資源ごみとしてコンテナによる収集に改めるとのことですけれども、だれでもわかりやすいように、住民への啓発の徹底をお願いしたいと思います。

２点目の駐車場に関しましては、駐車場の数の多さには驚きましたけれども、私たちが知らない町を訪ねたときに、まず探すのは幹線道路、主要道路に面した駐車場ではないかと思います。ここに駐車場があるなら、温泉でも入って、史跡でも見て回るかと思いますし、それが市の活性化にもつながっていくものと思います。市内にはスポーツプラザ跡の駐車場等はありますけれども、市民のどれだけの人がどこにあるかも知らないような状態ではないかと思います。今後、さくら湯の再生事業あたりも考えられておりますし、大型車を含む駐車場の設置とあわせまして、既存の駐車場への幹線道路からの案内板の充実を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で立山議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

皆様、こんにちは。議席番号２番の北原です。よろしくお願いいたします。

本当に早いもので、１期４年が過ぎようとしています。区切りとしまして、一言お礼を申し上げます。この４年間、先輩議員の皆様には、ご指導いただきましたこと、心から感謝を申し上げます。一般質問等につきまして、明解なご答弁をいただ

きました市長を初め、執行部の皆様、そしてまたいろんな分野でサポートしていただきました議会事務局の局長を初め、皆様に心から感謝を申し上げます。

昨日、今日と、文教厚生常任委員会の先輩議員が登壇され、文教厚生委員会で８人目です。永田委員長、おめでとうございます。

それでは、発言通告に従いまして、今回、３件の一般質問をいたします。

１件目、妊婦無料健診の拡充についてお伺いをいたします。その前にお礼を申し上げます。今年４月より、５回への拡充をしていただきましたこと、お礼を申し上げます。10月31日に政府より発表されました生活対策二次追加補正予算で、第一の重点分野に位置づけられております出産、子育て支援の拡充に、妊婦健診の公費負担の拡充が盛り込まれております。妊婦健診公費負担は、現在、全国で平均5.5回実施されております。

しかし、実際の医療現場におきましては、妊娠から出産に至るまでの健診回数は14回程度が望ましいとされております。出産、子育てとは、安心と安全が不可欠であるにも関わらず、経済的な理由から健診を受けることさえできず、胎児に影響を及ぼすケースや、出産そのものをあきらめてしまうケースも現実にはあるそうです。

このような実情を踏まえ、国では妊婦健診14回分の公費負担の拡充を、時限的ではありますけれども決定しました。市として、この拡充に対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

２件目です。市税の納付についてお伺いをいたします。山鹿市の市税には、ホームページを見ますと、普通税５種類、目的税２種類、全体で７種類ありますが、共働きなどから、納税したくても金融機関の窓口の開いている時間帯では都合がつかないという声を多く聞きます。平成15年７月の地方自治法施行令の改正によりまして、これまでの金融機関窓口納税や口座振替に加えて、新たにコンビニ納税を導入している自治体がふえているようです。コンビニ納税を実施している自治体を紹介しますと、寝屋川市、三鷹市、羽曳野市、埼玉県の羽生市では、市民税や国民健康保険税などもコンビニ納付が可能です。近くでは熊本市が以前より実施されており、大変助かっていますとの声も聞きました。コンビニで納税ができるようになれば、土曜日、日曜日、祭日や夜間を問わず、身近なコンビニで納税が可能となり、市民の利便性は高まり、収納率は向上すると考えますが、このコンビニ納税導入についてのお考えをお聞きしたいと思います。

次に３件目です。中小企業の緊急保証制度についてお伺いをいたします。中小企業のための新たな緊急保証制度が10月31日からスタートしました。2008年度補正予算の成立に伴いまして、資金繰りに苦しむ中小企業への支援策として実現しました。新たな緊急保証制度が必要な事業資金の調達に支障を来している中・小・小規模企

業に対し、円滑な資金供給を行う等の支援策と思いますが、当制度事業の具体的な説明をお願いいたします。以上で１回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

執行部の答弁を求めます。中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

北原議員の一般質問の１点目、妊婦無料健診の拡充についてお答えいたします。

現在の山鹿市における妊婦無料健診につきましては、平成19年度まで一律２回、平成20年度から母子健康手帳交付申請時の妊婦週数に応じ、最高５回まで拡充をいたしました。また、超音波検診につきましても平成19年度まで、35歳以上の妊婦の方を対象に１回の無料健診を実施しておりましたが、平成20年度から年齢枠を撤廃し、妊婦の方全員が超音波検診を１回は受けられるように拡充したところです。

今回、国が示します妊婦健診の公費負担の拡充案として、妊婦が健診費用の心配をせずに、必要な回数、14回程度の妊婦健診を受けられるよう支援をするということですが、現在のところ、その健診の時期、内容、費用等の詳細については、何も示されていないのが現状であります。山鹿市といたしましても、妊婦に係る経済的な不安を軽減し、少子化の解消や安全・安心な出産をするために、今後、国の動向を見て検討していかなければならないというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（高野誠二君）

池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

２点目の市税のコンビニ収納への取り組みと考え方についてお答えいたします。

地方税の徴収につきましては、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針におきまして、地方税の徴収率の一層の向上に取り組むべきことが示されております。この徴収に関する事務のうち、差し押さえや公売等での公権力の行使につきましては、地方税の規定により、徴税吏員に限定されております。しかし、公権力の行使に当たらない滞納者に対する電話による自主的納付の呼びかけや、コンビニエンスストアによる収納業務などにつきましては、積極的に民間への業務委託を推進することとされたものであります。

お尋ねのコンビニ収納につきましては、納税者の利便性の向上の観点から、地方税の収納を委託する団体が、ご紹介のように、確かに増加しているところであります。本市でのコンビニ収納の実施にあたりましては、収納委託に係る手数料の負担

や、電算システムの構築費用、納税通知書の変更など、費用対効果の検証も行いながら、またコンビニエンスストアの立地状況や口座振替率などの調査も行い、実施に向けての検討を行っているところです。

今後、さらなる収納率の向上のため、納付機会の拡大など、納税者の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。以上、お答えします。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

北原議員ご質問の３点目、中小企業の緊急保証制度についてお答えを申し上げます。

売上の減少や原材料価格の高騰等によりまして、経営環境が悪化し、事業資金の円滑な調達に支障を来している中小企業の皆様に対する事業資金の円滑な供給と、借入口数が増加し、返済負担が過大となっている事業者の保証付借入金を集約することにより、資金繰りの改善を図ることを目的といたしまして、原材料価格高騰対策対応等緊急保証制度が創設されました。この保証制度は、国の安心実現のための緊急総合対策において決定されたものであり、国の予算といたしまして、20兆円の確保がなされております。中小企業が金融機関の融資を受けやすくするため、国が100％保証するものであります。

制度の概要につきましてご説明を申し上げます。対象となるのは、事業所所在地の市町村長により、最近３カ月間の平均売上等が前年同期と比較いたしまして、３％以上減少している事業所、原油価格の上昇によりまして、仕入れ価格が20％以上上昇し、製品等の価格に転嫁できない事業所、最近３カ月間の平均売上総利益率等が前年度同期と比較して３％以上減少している事業所であり、中小企業信用保険法第２条第４項第５号のセーフティネット５号の認定を受けた中小企業者の皆様であります。このような事業者の方々に対しまして、融資の一般の保証限度と別枠で、２億8000万円を限度として設けるものであります。

借入額に対する保証期間につきましては、10年以内据え置きの期間を１年以内であります。保証料は条件により、年0.75％から0.8％となっております。なお、緊急保証制度の取扱期間は、平成20年10月31日から平成22年３月31日までとなっております。また、この保証制度の創設に伴いまして、従来のセーフティネットの保証の認定要件が緩和されるとともに、対象業種につきましても、従来の185業種から現在618業種に拡大されているところであります。

以上、制度の概要をご説明申し上げました。

○議長（高野誠二君）

北原議員。了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

妊婦無料検診の拡充につきましては、少子化対策の一環としてぜひ14回無料化を実現していただきますように、強力な推進をお願いいたします。所管ですので、また委員会等でお聞きしていきたいというふうに思います。

それでは、２回目の質問をいたします。先ほど、市税の納付につきましては、１回目はコンビニ収納への取り組みと考え方についてお伺いをしましたけれども、２回目は７種類の市税の中で、軽自動車税の収納状況等についてお伺いをしたいと思います。

軽自動車税は、市税の中でも納税者の数が多いと思われます。平成20年度の一般会計予算、歳入で１億4368万3000円が計上されておりますが、その予算に対し、現在の収納状況、また未納者に対する取り組みの対応策をお伺いしたいと思います。

２件目、中小企業の緊急保証制度についてです。先ほど詳しい事業の説明をいただきまして、一段と理解を深めることができました。企業経営者の方から、こんな不景気では年を越せるかどうかわからない等のお話をよく聞きます。この制度を利用できるなら、ぜひ利用したいと思われている方がいらっしゃると思います。

そこでお伺いをいたします。１点目としまして、この制度がスタートしました10月31日から、市への緊急保証制度を利用したいなどの問い合わせ、申請等は何件くらいありましたでしょうか。２点目としまして、昨日もどこに問い合わせしたらいいかわからない等の連絡がありましたけれども、市の窓口として緊急保証制度の手続き方法、市民の皆様へのＰＲはどのようにされているかお伺いをいたします。

以上で２回目の質問を終わります。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。池田総務部長。

［総務部長　池田永実君　登壇］

○総務部長（池田永実君）

軽自動車税の収納状況及び未納者への対策についてお答えいたします。

軽自動車税の平成19年度現年分の収納額は１億3770万1466円で、収納率は96.04%であります。平成20年度は途中ですが、11月末現在の収納額は１億3612万8281円、収納率は93.3%であります。また、平成20年度11月末現在の軽自動車税の口座振替率は29.9%となっております。

次に、未納者への対策でありますが、督促状発送後においても、なお納付されない未納者に対しましては、納税相談員による戸別訪問や、電話による催告、または夜間窓口を開設するなどの対策に取り組んでいるところであります。

軽自動車税につきましては、多くの方が納期内に納めていただいておる状況ではありますが、税務行政の基本である公平性の確保のため、今後さらに納税意識の啓蒙を図り、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（高野誠二君）

福田商工観光部長。

［商工観光部長　福田憲之君　登壇］

○商工観光部長（福田憲之君）

北原議員の２回目の市の取り組みについてお答えを申し上げます。

市の認定事務につきましては、緊急保証制度に係る申請認定件数は、11月末現在で103件となっております。申請内容といたしましては、売上減少の事業所が94件、売上総利益、営業利益率の減少の事業所が９件となっております。この申請認定事務につきましては、市役所商工課が認定窓口となり、商工会議所、商工会と連携しながら、申請手続きが迅速にできる体制づくりに努めております。

また、広く事業者の方々へ緊急保証制度についてのお知らせをするために、市内全域を対象にチラシでの周知を行ったところです。以上、答弁といたします。

○議長（高野誠二君）

北原議員。了解ですか。

○２番（北原昭三君）

議長。

○議長（高野誠二君）

北原議員。

［２番　北原昭三君　登壇］

○２番（北原昭三君）

ご答弁、ありがとうございました。

質問ではありませんが、要望したいと思います。市税の納入につきましては、先ほどご答弁がありまして、このコンビニでの収納には、システム開発等の財源的な

面もありますけれども、この今、ライフスタイルが変わった今日、先ほども申し上げましたけれども、自分の合った時間に納付できる利便性のあるコンビニ納税がいち早くできますように、体制をよろしくお願いをしたいと思います。

中小企業の緊急保証制度の対応につきましては、大変ご尽力をいただいておるようです。本当に感謝を申し上げますけれども、しかしこの本当に厳しい中ですので、山鹿市の企業が発展しますように、いろんな相談事やきめ細かな対応をしていただきますようによろしくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

以上で北原議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、森川昭彦議員の発言を許します。森川議員。

［13番　森川昭彦君　登壇］

○13番（森川昭彦君）

議席番号13番、森川昭彦でございます。

昨日、西牟田議員が一般質問をされました。その答弁に立たれた池田部長がいろいろと思いが込み上げたんでしょう。声が詰まられました。大変感激をいたしました。この期、最後の一般質問、そしてしんがりということになりました。なるべくさわやかに明解な質問に努めたいというふうに思っております。

私は、地方分権についてお尋ねをするということでありますが、実は昨日、新聞に地方分権のことが熊日の紙面を大きく割いて掲載をされておりました。これを読んだ後でしたら、質問の内容が少し変わったのだろうと思いますが、上意下達の省庁を切るとか、関係省庁の抵抗が必至だと。いわゆるその地方分権委員会が首相に勧告をすることについての今後の地方分権に対する中央と地方の綱引きと、そのようなことが書いてありました。昨日の新聞はそれとしまして、質問をさせていただきます。

12月議会の開会の冒頭、市長があいさつの中で、本格的な地方分権の到来に向けてという決意を示されました。1995年制定をされました地方分権推進法以来、国から県へ、県から市町村へと、権限・財源の移譲に大きな期待が寄せられました。その後、2000年の地方分権一括法、2003年、三位一体の改革に伴う、中央から地方への財源の移譲、そして2006年には第二次分権推進法と、住民自治だ、地方分権だという言葉は、大変踊りますが、本格的な権限・財源の地方への移譲ということが進んでいるとは思われません。

先般、総理大臣が定額給付金の交付方法、そして支給の基準は地方に任せる、これが地方分権だ、これが地方自治だという言葉がありましたが、まったくのこれは

考え違いでありまして、分権とはそのようなものじゃありません。国には、まだ地方には任せられない、地方の自治能力を疑う声があるようです。昨日、島田議員の質問の中にもありましたが、本格的な分権には、いわゆる首長の能力、職員、特に幹部職員の能力が問われます。もちろん議会議員の能力も同様であります。一方、地方自治体では分権による権限移譲を、行革による人手不足、それと住民サービスに直接つながらないという理由で、嫌がっている向きもあるというふうにお聞きをいたします。

しかしながら、本格的な分権が進まぬ以上、平成の大合併、そして道州制論議すら、意味のないものとなってしまいます。真の地方分権とは、自治行政権、自治立法権、自治財政権と、統治権能を地方団体が独立した行使ができることにあるというふうに思います。だから、法令と条例も対等なものにならなければならない、それが理想であるというふうに思います。そして、行政の役割、住民の役割、議会の役割、きちっと明文化して理解する必要があろうかというふうに思います。現在までの移譲内容は、単に届出事務等の窓口を県から市町村に移した程度で、農地転用許可、営業許可、そして建築確認と、まちづくりや開発に絡む大きな本当に地方に大切な権限というものは、移譲されないままであります。

以上のことを踏まえまして、３点だけ質問をさせていただきます。まず１点目、地方分権改革の推進に向けての状況、いわゆる権限・財源の移譲等、２点目に、地方分権に対する考え方、そして第二期地方分権改革の推進にあたっての市長の考え方、そして各団体、地方六団体、市長会等の提言等についてお尋ねをいたします。３点目は、2009年度より始まる新地方分権一括法案に対しての今後の取り組みについて、以上３点につきましてお尋ねをいたします。

○議長（高野誠二君）

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

○市長（中嶋憲正君）

ただいまの森川議員の一般質問、地方分権改革の推進に対しましてお答えいたします。

このたびの地方分権改革の推進につきましては、平成19年４月施行の地方分権改革推進法に基づく、地方分権改革推進委員会を中心としまして、平成21年度中の法案提出に向けて、現在、調査審議が行われておるところであります。

ご質問の趣旨を踏まえまして、次の３点に整理させていただきました。１点目が、地方分権改革、権限・税源移譲等の推進状況であります。次に２点目、地方分権改革に対する地方団体等の提言に関することであります。３点目に、第二期地方分権

改革の推進に当たっての私の要望も踏まえた考え方についてご答弁申し上げます。

まず、１点目の地方分権改革の推進状況につきましては、本年５月に第一次勧告が提出されたことを受けまして、６月に内閣総理大臣を本部長とする推進本部が開設され、地方分権改革推進要綱(第一次)が決定されております。この第一次勧告におきましては、基礎的自治体優先の原則に基づいた64法律、359事務権限にわたる諸方策についての勧告が行われております。現在は、第二次勧告に向けて府省ヒアリングを交えつつ、国の出先機関の改革や法制的な仕組みの横断的な見直しを中心に、調査審議が行われておるところです。このようなことから、現状では権限または財源について、具体的には示されていない状況にあります。

続きまして、２点目、第一次勧告を受けての地方団体等の提言についてご説明いたします。まず、本年10月の九州市長会において、１、国と地方の二重行政の解消を行うこと、２、都市自治体の自主性を強化すること、３、国・地方を通じた行政簡素化を推進すること、４、地方の意見が反映されるよう、仮称ですが、地方行財政会議を法律により設置すること、以上４項目が要望されたところであります。また、全国市長会におきましても、第一次勧告に対して、全体としては市長会の主張と軌を一にするものとして評価しますとともに、第二次勧告に対しましては、政府に対し、総理の強いリーダーシップのもと、第二期地方分権改革を進めるよう求めているところであります。

続きまして、３点目、第二期地方分権改革の推進にあたっての私の要望を含めた所見、考え方について申し上げます。地方分権の推進は、国と地方との役割分担を明確にしますとともに、地方の自己決定の範囲を拡大し、地方の自主性を高めることであり、地域の特性に応じた個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図る上で不可欠であります。第一次勧告及び中間報告を見る限り、国税と地方税の配分額が５対５と明記され、またその理念や大胆な見直しの方向性が明確に示されており、高く評価するものでありますが、今後検討される中で、特に次の事項について要望したいと考えております。

一つには、事務権限移譲の一層の推進、二つには、地域の実情に応じた事務・権限の移譲にかかわる制度の創設、三つには、自治財政権を確立する税財政制度の構築であります。今後、順次出される勧告において、改革の具体的な内容及び実現のためのスケジュール等が盛り込まれるでありましょうが、国におかれましては、都道府県、市町村の意見を十分踏まえられ、真の地方分権改革が推進されることを期待しますとともに、私といたしましては、議員の皆様のお力添えをいただきながら、早期実現に向けて積極的に力を注いでまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（高野誠二君）

森川議員。了解ですか。

○13番（森川昭彦君）

議長。

○議長（高野誠二君）

森川議員。

［13番　森川昭彦君　登壇］

○13番（森川昭彦君）

私の質問が総論的なものでありましたし、まだ取り組みがよく見えないということがあります。今、市長の決意をお聞かせをいただきました。中嶋市長の２期目へ向けての決意表明と受けとめさせていただきます。

熊本県は、広島県等に比べますと、分権の推進ということでは遅れをとっておるというふうに思います。しかしながら、遅かれ早かれ本格的な分権時代というのは必ずまいります。私たち議員ももちろんですが、職員の方、そして首長さん、本格的な分権時代の到来に備えて、十分なる研鑽・研修に努めていただくこと、そのことを申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高野誠二君）

以上で森川議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議題となっております議案第122号及び議案第123号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての２案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第122号及び議案第123号の２案件は、委員会付託を省略することに決しました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（高野誠二君）

日程第２　委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第122号及び議案第123号を除く全案件は、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたし

ます。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

散　会

○議長（高野誠二君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時02分　散会

～～～

１２月１２日(金曜日)

平成20年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成20年12月12日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第 82号　専決処分の承認を求めることについて
（平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号））

議案第 83号　山鹿市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 84号　山鹿市犯罪のない安全なまちづくり条例

議案第 85号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 86号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 87号　山鹿市市民会館条例を廃止する条例

議案第 88号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例

議案第 89号　山鹿市養護老人ホーム条例を廃止する条例

議案第 90号　山鹿市景観条例

議案第 91号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第 92号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第 93号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例

議案第 94号　山鹿市監査委員条例の一部を改正する条例

議案第 95号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第 96号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

議案第 97号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第３号）

議案第 98号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第 99号　平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計補正予算（第１号）

議案第100号　財産の処分について

議案第101号　財産の譲渡について

議案第102号　公の施設の指定管理者の指定の変更について（山鹿市市民会館）

議案第103号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市幸の国健康温泉館

「ゆ～かむ」等）

議案第104号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市山村・都市交流施設　たかとり　自然共育センター「木馬館」）

議案第105号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市一本松農村公園）

議案第106号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市鹿央生産物直売所等）

議案第107号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市特産工芸村等）

議案第108号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市水辺プラザかもと）

議案第109号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市道の駅小栗郷等）

議案第110号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿灯籠民芸館）

議案第111号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））

議案第112号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））

議案第113号　公の施設の指定管理者の指定について（岳間渓谷キャンプ場）

議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター（待合所棟））

議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター(物販棟)）

議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市勤労青少年ホーム）

議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について（八千代座等）

議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民スポーツセンター）

議案第119号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民プール）

議案第120号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市サイクリングターミナル）

議案第121号　市道路線の認定について

議案第122号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議案第123号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

請願第　９号　「たばこ税増税反対」に関する請願書

請願第 10号　郵政民営化法の見直しに対する意見書提出に関する請願書

陳情第 23号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員提出議案第３号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第４号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第５号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第６号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第７号　山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第 82号　専決処分の承認を求めることについて
（平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号））
議案第 83号　山鹿市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 84号　山鹿市犯罪のない安全なまちづくり条例
議案第 85号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 86号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第 87号　山鹿市市民会館条例を廃止する条例
議案第 88号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第 89号　山鹿市養護老人ホーム条例を廃止する条例
議案第 90号　山鹿市景観条例
議案第 91号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第 92号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第 93号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第 94号　山鹿市監査委員条例の一部を改正する条例
議案第 95号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第 96号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第 97号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第３号）
議案第 98号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第 99号　平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計補正予算（第１号）
議案第100号　財産の処分について
議案第101号　財産の譲渡について
議案第102号　公の施設の指定管理者の指定の変更について（山鹿市市民会館）
議案第103号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」等）

議案第104号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市山村・都市交流施設　たかとり　自然共育センター「木馬館」）
議案第105号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市一本松農村公園）
議案第106号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市鹿央生産物直売所等）
議案第107号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市特産工芸村等）
議案第108号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市水辺プラザかもと）
議案第109号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市道の駅小栗郷等）
議案第110号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿灯籠民芸館）
議案第111号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第112号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第113号　公の施設の指定管理者の指定について（岳間渓谷キャンプ場）
議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター(物販棟)）
議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市勤労青少年ホーム）
議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について（八千代座等）
議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民スポーツセンター）
議案第119号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民プール）
議案第120号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市サイクリングターミナル）
議案第121号　市道路線の認定について
議案第122号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第123号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
請願第　９号　「たばこ税増税反対」に関する請願書
請願第 10号　郵政民営化法の見直しに対する意見書提出に関する請願書
陳情第 23号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　議員提出議案第３号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第４号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第５号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第６号　農業委員会委員の推薦について
議員提出議案第７号　山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

日程追加
第３　議案第124号　　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
意見書案第４号　郵政民営化法の見直しに関する意見書
意見書案第５号　ＷＴＯ農業交渉に関する意見書

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

出席議員（30名）

１番	平井光臣君
２番	北原昭三君
３番	芹川正美君
４番	藤原　豊君
５番	立山秀木君
６番	立山　隆君
７番	原　徹君
８番	平井邦廣君
９番	吉本政幸君
10番	池田誠一君
11番	堀　茂幸君
12番	永田紘二君
13番	森川昭彦君
14番	川野　功君
15番	古荘克郎君
16番	島田節男君
17番	森　芳顕君
18番	家入憲隆君
19番	横手啓介君
20番	高野誠二君
21番	藤原　弘君
22番	森　久雄君
23番	西牟田　長君
24番	太田黒鐵郎君
25番	丸山寛治君

26番　寺崎勇児君
27番　高口功二郎君
28番　山口晋正君
29番　古田信助君
30番　丸山康昭君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	杉焼義文君
教育長	田中宏君
総務部長	池田永実君
市民福祉部長	中野力君
農林部長	松永道郎君
商工観光部長	福田憲之君
建設部長	有働郁夫君
環境部長	藏原榮一君
病院事務部長	星子四郎君
教育部長	八木田達博君
総務部次長	三森兄臣君
市民福祉部次長	富田辰郎君
農林部次長	冨田弘海君
商工観光部次長	永田義文君
水道局長	宮本榮次郎君
会計管理者	北井孝範君
職員課長	有働博君
国民年金課長	奥村正文君
農林企画課長	戸次由夫君
商工課長	大森健司君
住宅課長	古家明敏君
下水道課長	原弘文君
監査事務局長兼選管事務局長	川崎美明君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

事　務　局　長	宮　本　誠　之　君
局長補佐兼議会総務係長	堤　　真　澄　君
書　　記	中　村　武　志　君
書　　記	森　　英　州　君

午前10時00分　開議

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

これより本日の会議を開きます。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第１　議案第82号～議案第123号
請願第９号～請願第10号
陳情第23号

○議長（高野誠二君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案、請願、陳情及び議案第122号、議案第123号の全案件を議題といたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議案第 82号　専決処分の承認を求めることについて
（平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号））
議案第 83号　山鹿市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 84号　山鹿市犯罪のない安全なまちづくり条例
議案第 85号　山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 86号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第 87号　山鹿市市民会館条例を廃止する条例
議案第 88号　山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例
議案第 89号　山鹿市養護老人ホーム条例を廃止する条例
議案第 90号　山鹿市景観条例
議案第 91号　山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第 92号　山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例
議案第 93号　山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例
議案第 94号　山鹿市監査委員条例の一部を改正する条例
議案第 95号　平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）
議案第 96号　平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第 97号　平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第３号）
議案第 98号　平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第 99号　平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計補正予算
（第１号）

議案第100号　財産の処分について
議案第101号　財産の譲渡について
議案第102号　公の施設の指定管理者の指定の変更について（山鹿市市民会館）
議案第103号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」等）
議案第104号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市山村・都市交流施設たかとり　自然共育センター「木馬館」）
議案第105号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市一本松農村公園）
議案第106号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市鹿央生産物直売所等）
議案第107号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市特産工芸村等）
議案第108号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市水辺プラザかもと）
議案第109号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市道の駅小栗郷等）
議案第110号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿灯籠民芸館）
議案第111号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第112号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））
議案第113号　公の施設の指定管理者の指定について（岳間渓谷キャンプ場）
議案第114号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター（待合所棟））
議案第115号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿バスセンター(物販棟)）
議案第116号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市勤労青少年ホーム）
議案第117号　公の施設の指定管理者の指定について（八千代座等）
議案第118号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民スポーツセンター）
議案第119号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民プール）
議案第120号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市サイクリングターミナル）
議案第121号　市道路線の認定について
議案第122号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第123号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
請願第　９号　「たばこ税増税反対」に関する請願書
請願第 10号　郵政民営化法の見直しに対する意見書提出に関する請願書
陳情第 23号　旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

各常任委員長の報告を求めます。永田文教厚生常任委員長。

［文教厚生常任委員長　永田紘二君　登壇］

○文教厚生常任委員長（永田紘二君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会の報告をいたします。

まず、閉会中の委員会についてご報告申し上げます。

去る、10月8日午後２時から議員控室におきまして、委員全員出席のもと、関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。

はじめに、継続中でありました陳情第22号については、10月７日付で提出者より議長に取り下げ願いが提出された旨、事務局より報告がありました。よって、陳情書の取り下げについては、12月定例会の本会議で諮られることになりましたので、当日の委員会では審査を行わないことにしました。

所管事務調査として、小中学校規模適正化基本計画について、養護老人ホーム民間移譲について、幼稚園・保育園再編について、市立病院について、以上４件について、９月定例会以降の状況、今後の取り組み、方向性等について調査を行いました。

次に、11月４日午前10時から議員控室におきまして、委員全員出席のもと関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。所管事務調査として、市立病院の財政状況、収支実績及び財政見通し、それから起債計画等であります。また、改築工事についても調査を行いました。

続きまして、本定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案15件、陳情１件であります。当委員会は、12月５日午前10時から、３階会議室におきまして委員全員出席のもと、執行部より関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。

なお、議案第89号、第100号、第101号については関連しますので、一括議題として審議を行いました。

議案第89号、山鹿市養護老人ホーム条例を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第93号、山鹿市社会体育施設条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第95号、平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第96号、平成20年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第97号、平成20年度山鹿市老人保健事業特別会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第98号、平成20年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第99号、平成20年度山鹿市・植木町介護認定審査事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第100号、財産の処分について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第101号、財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第103号、公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市幸の国健康温泉館「ゆ～かむ」等）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第116号、公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市勤労青少年ホーム）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第117号、公の施設の指定管理者の指定について（八千代座等）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第118号、公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民スポーツセンター）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第119号、公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民プール）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第120号、公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市サイクリングターミナル）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第23号、旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書、賛成・反対、両方の討論があり、挙手による採決をした結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

付託案件の審査終了後、所管事務調査として、市立病院について調査を行いました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

堀経済観光常任委員長

［経済観光常任委員長　堀　茂幸君　登壇］

○経済観光常任委員長（堀　茂幸君）

おはようございます。

経済観光常任委員会の報告をいたします。

まず、市有林の調査について報告いたします。去る11月12日午後１時より鹿北町芋生地区、岩野地区、四丁地区、３カ所で行われている七つの市有林整備事業について、林野委員会の同行を求め調査を行いました。担当職員より説明を受け、その後林野委員との意見交換会を行い、よい勉強会であったと思いました。

次に、本定例会におきまして付託されました議案11件について、12月８日午前10時から、議員控室において委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。

まず、議案審査に先立ち、現地調査を行いました。議案第95号で提案されている梅木谷地区の用水路、山内地区にある農村広場至誠園、ＪＡファーマーズマーケット予定地のふれあい市場の視察を行いました。その後、プラザファイブにて建替え組合の役員の方から再生事業についての内容やテナントリーシングの状況等についての説明を受けました。

午後１時30分から委員会を再開、議案の審査を行いました。

議案第95号、平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第104号、公の施設の指定管理者の指定について、（山鹿市山村・都市交流施設　たかとり自然共育センター「木馬館」）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第105号、公の施設の指定管理者の指定について、（山鹿市一本松農村公園）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第106号、公の施設の指定管理者の指定について、（山鹿市鹿央生産物直売所等）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第107号、公の施設の指定管理者の指定について、（山鹿市特産工芸村等）、異議があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第108号、公の施設の指定管理者の指定について、（山鹿市水辺プラザかもと）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第109号、公の施設の指定管理者の指定について、（山鹿市道の駅小栗郷等）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第110号、公の施設の指定管理者の指定について、（山鹿灯籠民芸館）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第111号、公の施設の指定管理者の指定について、（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第112号、公の施設の指定管理者の指定について、（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（奥矢谷渓谷きらり））、異議があり、挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第113号、公の施設の指定管理者の指定について、（岳間渓谷キャンプ場）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、経済観光常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

森川建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　森川昭彦君　登壇］

○建設環境常任委員長（森川昭彦君）

おはようございます。

建設環境常任委員会の報告をいたします。議案審査の報告の前に１件ご報告申し上げます。

去る６月議会で、広域の議員でもあります藤原議員から、最終埋立処分場の搬入量の増大ということでご質問もありまして、建設環境常任委員会でも早速現地調査もいたしました。その後、環境課の迅速な取り組みによりまして、搬入量が激減をいたしております。これは分別の方法を変更されたこと、また区長さんをはじめとする市民の皆様方の協力の結果であろうというふうに思います。搬入量が逐次環境課からご報告も受けておりましたが、４月が53トン、５月が63トン、６月52トン、７月48トンであったのが、８月から32トン、９月は7.8トン、10月は6.4トンと激減をいたしております。これも環境課そして市民一緒になっての取り組みの結果であろうというふうに思っております。

議案審査の結果報告を申し上げます。

本定例会におきまして、当委員会に付託をされました案件は、議案８件であります。去る12月９日午前10時から議員控室におきまして委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。その結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案審査に先立ちまして現地調査を行いました。調査箇所は議案第121号の市道認定に係る市道カルチャー南線、その他に今月竣工をいたしました道路改良工事箇所、市道星原線の２カ所について調査をいたしました。

午後２時から委員会を再開、慎重に議案審査を行いました。

議案第82号、専決処分の承認を求めることについて、（平成20年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号））、原案のとおり承認すべきものと決しま

した。

議案第90号、山鹿市景観条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号、山鹿市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号、山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第95号、平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第114号、公の施設の指定管理者の指定について、（山鹿バスセンター（待合所棟））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第115号、公の施設の指定管理者の指定について、（山鹿バスセンター（物販棟））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第121号、市道路線の認定について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査終了後、建設課から現在行われております道路改良工事に伴う年末・年始の交通規制の予定と、下水道課からは下水道料金改定の進捗状況の報告がありました。

以上、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

寺崎総務常任委員長。

［総務常任委員長　寺崎勇児君　登壇］

○総務常任委員長（寺崎勇児君）

おはようございます。

本定例会におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は、議案９件、請願２件であります。

12月10日午前10時から議員控室におきまして委員全員出席、執行部より関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。その審査の結果についてご報告いたします。

議案第83号、山鹿市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例及び公益法人等への山鹿市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第84号、山鹿市犯罪のない安全なまちづくり条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号、山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第86号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号、山鹿市市民会館条例を廃止する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号、山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第94号、山鹿市監査委員条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第95号、平成20年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第102号、公の施設の指定管理者の指定の変更について（山鹿市市民会館）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第９号、「たばこ税増税反対」に関する請願書、原案のとおり採択すべきものと決しました。

請願第10号、郵政民営化法の見直しに対する意見書提出に関する請願書、原案のとおり採択すべきものと決しました。

委員会終了後、協議会を開催し、執行部から、１、旧鹿本保養センター等の売却について、２、ふるさとやまが大使の委嘱について、３、山鹿市あいのりタクシー「鹿央キンカン号」について、この３件の報告を受けました。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。

原議員。

［７番　原　徹君　登壇］

○７番（原　徹君）

７番、日本共産党の原徹です。

私は、議案第92号、山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例に反対、陳情第23号、旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書に採択賛成を表明して、その理由を述べます。

まず、議案第92号、水道事業給水条例の一部改正案は、水需要の低下に伴う収入減、施設の老朽化に伴う整備費の増大等で、平成25年度には赤字経営が予想されるということで、水道料金の値上げを提案するものであります。趣旨は理解できましたが、しかし、100年に１度といわれる大不況が迫っているこの時期に、市民生活を守るという立場から、値上げは認められません。特に、平成19年度は2500万円余の黒字経営なのでありますから、市民の納得が得られないと思います。監査委員の森議員も発言されましたように、この４年間最大限に努力して経営の黒字化を図り、どうしても赤字経営になる場合にはやむを得ないと思います。そのときには、市民の皆さんも理解してくれるのではないでしょうか。

今の社会情勢から判断して、値上げは時期尚早ということで、反対いたします。

次に、陳情第23号、旧同和地区における「子ども学習会」の廃止を求める陳情書に、採択賛成の意見を述べます。

本陳情の委員長報告では、賛成少数で不採択との報告がありましたが、４対３の僅差であります。反対４人の委員の中で意見を述べられたのは２名の委員だけでありました。したがって、本会議での討論を通じて審議がさらに深まることを切望するものであります。

まず１点目、私が強調したいことでありますが、国が同和対策特別措置法を延長せず、現在、法は失効している、なくなっているということを強調したいわけであります。30数年間に及ぶ同和対策事業は、18兆円ともいわれる巨額な予算を投じて、同和地区の生活環境を大きく発展させ、周辺地域との格差をなくしました。これ以上法を延長して事業を継続させるならば、周辺地域との間に逆に新たな差別が生じるおそれがあるとして、平成15年３月末をもって法は失効したわけであります。その法が失効して６年も経過しております。私はこの点をしっかり念頭に置いて考える必要があると思うわけであります。

２点目は、教育の機会均等と公平・公正な税金の使い方という観点から、意見を述べます。30数年前の同和地区においては、部落差別と貧困によって学校教育が受けられない子どもたちがいました。そのような状況の中で子どもたちの学力保障、教育の機会均等を保障するために、自覚的な教師たちが立ち上がり学習会を組織していったわけであります。それを同和対策特別措置法によって行政、すなわち教育委員会が財政的にも人的にも支援してきたのが現在の学習会であります。当時の行

政の役割は、極めて大きかったと評価するものであります。

しかし、生活環境と同様、同和地区の教育環境も大きく変化発展し、以前のように差別と貧困で学校教育が受けられず、大きな学力格差が生じている状況はなくなっております。それにもかかわらず、旧態依然として教育委員会が毎年400万円を超える予算を使って公的学校の教師を派遣し、旧同和地区の一部の子どもたちだけに学習会を実施することは、教育の機会均等を掲げる日本国憲法の精神からも、また税金の公平・公正な使い方から見ても許されないことだと思います。このような、異常で旧同和地区を特別視する状況を続ける限り、部落問題は永久に解決されないと考えます。

委員会では、旧同和地区の方が継続してほしいと言っているので、陳情には反対だとの意見がありました。確かに、運動団体の役員の方にはそのような意見があります。しかし、役員でない人たちはもう普通にしてほしいという意見が圧倒的なわけであります。もし仮に学習会継続の要望が強かったとしても、議会として一部の地区の子どもにだけ毎年400万円を超える予算を使うことは議会として許されないのではないでしょうか。

３点目は、山鹿市における学習会廃止の展望が開けつつあるということであります。本陳情に賛成した委員からは、学力問題は旧同和地区だけの問題ではない、菊鹿や鹿北でも実施すべきだとの意見がありました。私は妥当な意見だと思います。山鹿市教育委員会もそのような声にこたえるために、条件づくりを開始しております。山鹿中学校のすべての生徒を対象にしたふれあい塾、鹿本中学校のすべての生徒を対象にしたひだまり塾、その他鶴城中学校単位でも開かれているそうであります。学習会では、教科学習だけではなく、人権学習も行っており、さらに今後開催箇所をふやす方針だそうです。また、私は学力問題は中学校からではなく、小学校から取り組むべきだということも強く要望いたしました。

田中教育長は、将来は山鹿市の子どもたちの交流の場として、仲間づくりの場としてはぐくみ、学力問題は学校で解決するという原則で取り組むとの方針を明確に述べられましたが、私も教育長の考えに共感し、賛同するものであります。

本陳情が採択されれば、山鹿市教育委員会の方針や取り組みを議会として支援することになり、旧同和地区での学習会廃止の条件が広がってきます。逆に、不採択になれば、旧同和地区での学習会継続につながりかねません。可能な限り早くこのような不正常な状況を解決するために、議員の皆様の良識を期待して討論を終わります。

○議長（高野誠二君）

以上で、通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

［「議長」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

吉本議員。

［９番　吉本政幸君　登壇］

○９番（吉本政幸君）

ただいまの議案第92号、山鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例の反対討論に対しまして、賛成討論を行います。

この件につきましては、本会議質疑の中で２名の議員より質疑が行われております。特にそのような状況の中で我々建設環境常任委員会としてどのような判断を下すべきか、委員会の中で十分審議等いたしました。先ほど委員長がおっしゃいましたように、12月９日に水道局より十分なる説明を受けました。その中で、ただいま原議員がおっしゃいましたように、今後見込まれる給水人口の減少、また施設の老朽化、それに加えて、今後平成25年度までに入ってくる津留水源地、三玉水源地、中村水源地の１本の改良事業等、大きな事業が、必要な部分が含まれているというようなお話をいただきました。また、この改定に関しましては、懇話会に３度答申され、十分なる説明をされた上で、懇話会の中でもいろいろな質疑、疑問等投げかけられ、その結果について説明が行われています。

確かに、現在の経済状況をかんがみますと、できるだけ原議員おっしゃいますように、先送りといいますか、不適切かもしれませんけれども、それが必要かもしれませんけれども、将来的にその時点において急激な価格改定となった場合に果たしてどうなのかなというふうにも考えました。

以上のことを踏まえ、この条例改正に対して賛成するものであります。

○議長（高野誠二君）

ほかに、討論はありませんか。

［「議長」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

森久雄議員。

［22番　森　久雄君　登壇］

○22番（森　久雄君）

反対討論を行います。

議案第92号、水道事業給水条例の一部改正に対し、以下の理由をもって反対をいたします。その前に一言申し上げたいと思います。私はこの４年間、本会議におけ

る発言につきましては、新市発展につながる建設的なものをと心がけて、そうしてきたつもりであります。ところが任期４年の最後の最後の発言を反対討論によって締めくくることになるとは思ってもみませんでした。しかし、今回の値上げ提案が事業運営にとって不急のものであるとの思いからこの場に立つことにいたしました。

ただいまから、反対の理由を簡潔に申し上げます。

まず、今回の値上げは現在の経営状況から、いまだ必要ないものと申し上げたいのであります。提案理由の説明及び答弁を聞きましても、私には差し迫ったものを感じることができず、むしろ簡易水道の料金統一に合わせた便乗値上げ的なものではないかと思うのであります。まだまだ必要のない、転ばぬ先の杖をこの際値上げによって確保しておこうとしているのではないかと、そういうふうにも申し上げたいと思います。なぜなら、留保資金は十分確保されており、かつ年間収入は安定していて、新たな経費の発生は十分賄えるものと思います。答弁内容を冷静に聞いてみますと、まずは10円の値上げを決めて、それを肯定するためにいろいろな切り口から理由を述べられたのではないかと、そんな感じがいたします。新たな経費の負担に耐えられないというのであれば、これまで進めてこられた事業等についての計画そのものが甘く、十分なる資金計画の見通しさえ持っていなかったと言わざるを得ません。そうではありませんか。

今回の値上げで、経営が好転しなければ、さらなる値上げも検討すると述べられましたが、この答弁には唖然とさせられました。私はこの答弁に返す言葉として、今後の経営を値上げによらないでどう進めるべきか、今一度事業全体へのチェックを行い、今後の事業計画のすべてに厳しい見直しをかけるべきと強く申し上げておきたいと思います。そうしていただかないと、今回のような理由をもちまして、これから先も一つの事業が終わるたびに経費増加分の値上げを求められるのではたまったものではありません。

もう１点申し上げておきます。これは本会議の中でも申し上げたことですが、時代を直視していただきたいということです。日本経済は今や大変な状況に立ち至っております。職を失う人々、職を得られない人々が、今後ますますふえていくことになるでしょう。解雇通告を受けた人が辛うじて年越しができても、新たな１年をどう暮らしていけばよいのか、途方に暮れるばかりだと、悲嘆に暮れている人をテレビ画面が流しています。このような状況を伝える新聞、テレビの報道はよそ事ではないはずです。いつの時代もそうですが、真っ先に暮らしに打撃を受けるのは、生活弱者や低所得者です。

私は申し上げたいのです。１立方メートルわずか10円の値上げですよ、と言うの

ではなく、あるいは事業運営の安全確保を最優先に考えるのではなく、このようなときこそ市民の暮らしを守り、支えるにはどうすればよいか、今やるべきことは何かということをまず考えるべきであります。

以上を申し上げまして、議案第92号、水道事業給水条例改正に対する反対討論といたします。

○議長（高野誠二君）

ほかに、討論はありませんか。

［「議長」と呼ぶ者あり）］

○議長（高野誠二君）

山口議員。

［28番　山口晋正君　登壇］

○28番（山口晋正君）

おはようございます。

私は、議案第92号に対して賛成討論を行います。

92号の値上げの審議をする上において、91号と関連性がございます。これから物申したいと思いますけれども、もともと執行部からの説明によりますと、まず第１点に、合併協の協定項目であったと。これはどういうことかと言いますと、山鹿市の上水道、これが一つ、菊鹿、それから鹿北の簡易水道、これを一体化しようという協定がなされておったということでございます。それは遵守される。そこに差があるわけですね。市が行うサービス事業によってそれぞれ菊鹿、鹿北、山鹿の水道事業のサービスのずれがあってはいけない。このように、これは調整しなければならない。これは当然の市の任務だというふうに思います。

その中で、旧山鹿の上水道、これが大体八、九割を占めているわけですね。その山鹿の上水道のいわゆる立方メートル当たり、原価を申しますと、124円ということを平成８年から今日までずっとやってきているということでございます。19年度において、財政上は黒字になっております。ただ、山鹿市の上水道だけを見た場合、平成19年度において120円というのがトントンで来ているわけですね。今度、菊鹿と鹿北もこれを統一したときに、金額がアップしているところもありますし、これを避けなければならない。その調整ラインというのが計算するところによって130円という試算をされて、提案をされているようでございます。

そうした中で、まず、委員会としては、15名で組織されました水道事業懇話会、この中でどういう議論をされたのか、その議論の内容までお聞きをいたしました。当然、我々としても値上げに対して、好んで値上げをするわけじゃない。どういう

理由かということを聞いて、確かに懇話会の中でも熱心に審議をされて、やむないという結論を出されている。それはそれとして、議会として、この建設環境常任委員会として、それを鵜呑みにしてこれを可決していいとか悪いとか、そういうことではなくて、建設環境常任委員会として議論を尽くしたわけです。今言いますように、給水原価、これが今のままでいいのかどうか、供給単価を124円にして、では、給水原価というのはアップするはずですね。そこの調整というのが必要になってくるんです。いわゆる原議員がおっしゃいました市の説明ということで、人口減少による料金の減額ということをおっしゃいました。これも私ども説明を聞いている、当然でしょう。人口減少による。これは人口減少ばかりではなく、考えてみると生活スタンスといいますか、ライフラインの変わり方で、またずっと節水というのは、今後どんどん出てくるのではないかというふうに思います。上水道のトータルとして、年間300万立方メートルの量から減ってきたというような、そうした300立方メートルというのが一つのめどになっているわけですね。

そうした水量の減水ということは、いわゆる料金の減額ということにつながってくるわけでございます。これから25年度までの料金設定となると、その減水に対する料金収入減、これをかみ合わせた今後の料金設定というのが必要になってくるというふうに思われます。これは当然のことと考えます。

試算の結果、いわゆる立方メートル当たり120円を130円でやって、10立方メートルをオーバーした、そのオーバーの１立方メートル当たり、今140円ですけれども、150円に10円値上げすると、こういう92号の提案でございます。当然、減価償却費とか、あるいはその水管が、話を聞いた中で何と50年も前の水管があるらしいんですね。そういうことの補修を、例えば故障といいますか詰まったときに、果たして交換する部品があるのだろうかなと、そういうふうに思います。安全・安心な水を供給する上において、やはり水道事業としては適切なる改良工事もやっていかなければならない。これは水道事業に与えられた責務であろうと思うんですね。そういうことを考えて、なるほどなと、これはもう仕方ないなということで、建設環境常任委員会としては認めたと、こういうことでございます。

今の内容をもって、私は賛成討論ということで終わらせていただきます。

○議長（高野誠二君）

ほかに、討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第82号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第83号から議案第86号までの４案件を一括採決いたします。

議案第83号から議案第86号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、４案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。本議案の表決については、地方自治法第244条の２第２項の規定により出席議員の３分の２以上の同意を必要といたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。人数を確認いたします。

［賛成者　起立］

○議長（高野誠二君）

ご着席ください。

出席議員は30人であります。その３分の２は20人であります。ただいまの起立者は、30人であり、所定の数以上であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号から議案第91号までの４案件を一括採決いたします。

議案第88号から議案第91号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、４案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決

することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号及び議案第94号の２案件を一括採決いたします。

議案第93号及び議案第94号の２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、２案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号から議案第99号までの５案件を一括採決いたします。

議案第95号から議案第99号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、５案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第100号及び議案第101号の２案件を一括採決いたします。

議案第100号及び議案第101号の２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、２案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第102号から議案第106号までの５案件を一括採決いたします。

議案第102号から議案第106号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、５案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号から議案第111号までの４案件を一括採決いたします。

議案第108号から議案第111号までの４案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、４案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（高野誠二君）

起立多数であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号から議案第120号までの８案件を一括採決いたします。

議案第113号から議案第120号までの８案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、８案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第121号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第122号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原

案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第123号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、請願第９号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第９号は原案のとおり採択されました。

次に、請願第10号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第10号は原案のとおり採択されました。

次に、陳情第23号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

陳情第23号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（高野誠二君）

起立少数であります。

よって、陳情第23号は不採択することに決しました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

日程第２　議員提出議案第３号～議員提出議案第７号

○議長（高野誠二君）

日程第２、議員提出議案第３号から議員提出議案第６号までの農業委員会委員の推薦について、及び議員提出議案第７号、山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例の全案件を一括議題といたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議員提出議案第３号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第４号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第５号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第６号　農業委員会委員の推薦について

議員提出議案第７号　山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者、太田黒鐵郎議員。

［24番　太田黒鐵郎君　登壇］

○24番（太田黒鐵郎君）

おはようございます。

議員提出議案第３号から第６号までの４議案について、提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会等に関する法律第12条第２項の規定により議会推薦の農業委員に、議員提出議案第３号から第６号まで、記載のとおり、竹本重丸君、小川みちよさん、城敏美さん、古川康信君をそれぞれ推薦するものであります。

よろしくご審議いただきますようにお願い申し上げます。

次に、議員提出議案第７号、山鹿市議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、当市議会では４常任委員会を置き、それぞれに所管事項を設けているところですが、その中で文教厚生委員会の所管事項が市民福祉部、福祉事務所、市立病院、教育委員会と非常に幅広く、その内容も多岐にわたっております。そのため、議案付託数も多く、審議にも長時間を要する状況にあるため、所管事項の一部変更を行うものです。

改正の内容でございますが、第２条の表中、総務委員会の名称を総務文教委員会に改め、その所管事項に教育委員会の所管に属する事項を加えるものでございます。

また、文教厚生委員会の名称を福祉厚生委員会に改め、その所管事項から、山鹿市教育委員会の所管に属する事項を削除するものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日以後、最初に行われる議会の議員の一

般選挙の後、初めて招集される議会の招集日から施行するものです。

以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第３号から議員提出議案第７号までの５案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号から議員提出議案第７号までの５案件は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第３号は原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第３号は原案のとおり推薦することに決しました。

次に、議員提出議案第４号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第４号は原案のとおり推薦することに決しました。

次に、議員提出議案第５号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第５号は原案のとおり推薦することに決しました。

次に、議員提出議案第６号は、原案のとおり推薦することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第６号は原案のとおり推薦することに決しました。

次に、議員提出議案第７号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第７号は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

追加日程第３　議案第124号　山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

意見書案第４号　郵政民営化法の見直しに関する意見書

意見書案第５号　ＷＴＯ農業交渉に関する意見書

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

○議長（高野誠二君）

ただいま議案１件、意見書案２件が提出されました。職員に配付いたさせます。

［職員配付］

○議長（高野誠二君）

お諮りいたします。

この際、議案１件、意見書案２件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案１件、意見書案２件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第３、直ちに一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中野市民福祉部長。

［市民福祉部長　中野　力君　登壇］

○市民福祉部長（中野　力君）

議案第124号、山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、平成20年12月５日に交付されました健康保険法施行令等の一部を改正する政令に基づき、山鹿市国民健康保険条例出産育児一時金の第５条第１項の条文にただし書き以下を加えるものであります。

内容でありますが、今回の改正は、平成21年１月１日で産科医療補償制度が創設・開始されるため、健康保険法施行令の一部が改正され、出産予定者が産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したと認めるときは、出産育児一時金35万円に３万円を上限として加算支給するものであります。

産科医療補償制度でありますが、通常分娩で生まれたにもかかわらず、重度の脳性麻痺を発症した子どもとその家族に対し、看護や介護のための補償制度として創設されたものであります。

なお附則の第１項として、この条例は平成21年１月１日から施行いたします。

第２項として、改正後の第５条の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によるものとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（高野誠二君）

意見書案２件について、職員に朗読いたさせます。

［職員朗読］

意見書案第４号
平成20年12月12日提出

郵政民営化法の見直しに関する意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者
山鹿市議会議員　寺崎　勇児
賛成者
山鹿市議会議員　永田　紘二
山鹿市議会議員　堀　　茂幸
山鹿市議会議員　森川　昭彦

山鹿市議会議長　高野　誠二　様

昨年10月、郵政民営化法に基づき、郵便・郵便貯金・簡易保険のいわゆる郵政三事業は、持株会社である日本郵政株式会社の下に、４つの会社に分社化された。

民営化スタート後の状況を見ると、民営化のみならず、この４分社化された影響と目される変化が、郵便局窓口において現出している。今まで三事業一体で効率よく経営され、また、地域の隅々まで行き届いたサービスが提供されていたものが、窓口手続きが煩雑かつ待ち時間は長くなり、その上各種手数料の値上げと、「利便性向上」を謳う法の趣旨に逆行する様々なサービスダウンが生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

更なる大きな懸念は、現在郵便局で受け得るサービスの中で、郵便事業には全国一律のサービスを義務付けることが法律に明記されているのに対し、何故か貯金・保険のいわゆる金融サービスについてはそれが義務付けられておらず、法律の上では何ら保証もなされていない。当市において郵便局は、農協等金融機関の閉鎖に伴い、地域金融サービスの最後の砦ともいうべき存在である。しかしながら、民間会社になった現状、このままでは将来にわたり存続していく保証はないことになり、他の代替手段を持たない住民生活にとっての死活問題ともいうべき大きな不安が届き始め、その声はうねりとなりつつある。

よって、郵政事業は、従前の公社（国営）が一番望ましいと考えるが、国においては、最低限、郵便・貯金・保険のサービスが将来とも郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう、法的な見直しを行い、郵政三事業が一体のサービスとして運営されるべく、必要な措置を講じることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長　河野洋平　様
参議院議長　江田五月　様
内閣総理大臣　麻生太郎　様
総務大臣　鳩山邦夫　様

意見書案第５号

平成20年12月12日提出

ＷＴＯ農業交渉に関する意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　堀　　茂幸

賛成者

山鹿市議会議員　寺崎　勇児

山鹿市議会議員　永田　紘二

山鹿市議会議員　森川　昭彦

山鹿市議会議長　高野　誠二　様

ＷＴＯ農業交渉は、11月に相次いで開催された、金融サミット並びにＡＰＥＣ（アジア太平洋経済協力）首脳会議において、「モダリティ（保護削減の基準）の合意」に向け強い政治的意思が表明され、12月の閣僚会合の開催を視野に、年内のモダリティ確立に向けた動きが加速している。

現在、検討されているモダリティ議長案は、重要品目数や関税割当数量の拡大など、日本にとって一段と厳しい案が提案されようとしている。

国際的に食料需給のひっ迫する状況の中、食料自給率が40％と著しく低いわが国は、自給率50％を目標に食料増産を通じた食料主権の確立を目指しているところである。

しかしながら、この議長案に基づき合意すれば、ウルグアイ・ラウンド合意をはるかに超える農畜産物の輸入圧力は増大し、現在の食料自給率40％を大きく下回ることが想定され、農業はもとより地域経済に壊滅的打撃を与えることは必至である。

さらには、食料輸入に不安を感じている国民の食料の将来に、重大な禍根を残しかねないと懸念される

このことから、国民の食料安定確保に将来においても責任を持ち、農業並びに地域経済の活性化を図るためにも、「悪い合意ならしない方がよい」という確固たる決意に基づき、下記事項の実現に向けて、毅然とした対応を堅持するよう強

く要望する。

記

１．100％を超える農畜産物関税は対象品目数を厳しく制限するとともに、代償を求める議長案となっているが、食料純輸入国にのみ一方的な犠牲を強いる上限関税は断固阻止すること。

２．国内農業生産、地域経済の維持等に不可欠な米麦、乳製品などの基幹品目を守るため、十分な数の重要品目を確保するとともに、砂糖などについて自主指定を可能とすること。

３．ミニマム・アクセス米は現在でも極めて過重な負担となっており、関税割当の拡大幅を可能な限り圧縮するなど、重要品目の取り扱いについて最大限の柔軟性を確保すること。

４．輸入急増の影響に対処し得る特別セーフガード（ＳＳＧ）の仕組みを堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月12日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長　河野洋平様
参議院議長　江田五月様
内閣総理大臣　麻生太郎様
農林水産大臣　石破茂様

○議長（高野誠二君）

意見書案第４号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。

提出者、寺崎勇児議員、ありませんか。

○26番（寺崎勇児君）

ありません。

○議長（高野誠二君）

次に、意見書案第５号について、提案理由の説明があれば発言を求めます。

提出者、堀茂幸議員ありませんか。

○11番（堀　茂幸君）

ありません。よろしくお願いします。

○議長（高野誠二君）

この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午前11時16分　休憩

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

午前11時27分　開議

○議長（高野誠二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております３案件については、会議規則第37条第３項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第124号、山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第４号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第５号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（高野誠二君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

閉　会

○議長（高野誠二君）

閉会に当たりまして、高いところから恐縮でございますが、一言ごあいさつを申し上げます。

去る11月27日の開会以来16日間、中嶋市長はじめ執行部の皆様、議員各位におかれましては、時節柄何かとご多忙中にもかかわらず、熱心に審議を賜り、本日議案の成立を見ましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、議場において、皆様と顔を合わせることも本日をもって最後になるものと思いますが、新山鹿市が発足しての４年間、至らぬ議長でありましたが皆様の絶大なるご協力を得まして、山鹿市議会の運営が円滑に本日までまいりましたことを心から感謝申し上げます。

来る２月19日をもって任期が満了いたしますが、特に市長選挙、市議会議員選挙に再出馬をされている中嶋市長並びに議員各位におかれましては、１月25日の選挙において全員が当選の栄位を得られ、再びこの議場でお会いできますよう、格段のご努力、ご奮闘をお祈り申し上げる次第でございます。

さらに、退職される職員の皆様、今期限りでご勇退される議員各位には、新山鹿市の基礎をおつくりいただきました。今後も、皆様方の優れた行政手腕、政治的感覚をもって山鹿市発展のためにご指導、ご協力いただきますことをお願い申し上げる次第でございます。

終わりに、皆様方のこれまでのご功績に敬意を表し、ご健康とご多幸を心よりご祈念申し上げましてお礼のあいさつといたします。

ありがとうございました。（拍手）

これをもちまして、本議会に附議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成20年（第５回）山鹿市議会12月定例会を閉会いたします。

午前11時31分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　**高　野　誠　二**

山鹿市議会議員　　**島　田　節　男**

山鹿市議会議員　　**古　荘　克　郎**